

資料編



資料編目次

1 総則

1-5-1	防災関係機関一覧表	資-1
1-6-1	地目別面積内訳	資-2
1-6-2	雫石町の人口調査表	資-2
1-6-3	気象状況	資-3
1-7-1	災害の発生状況	資-7

2 災害予防計画

2-2-1	自主防災組織の現況	資-10
2-4-2-1	防災行政無線の整備状況	資-13
2-5-1	秋田駒ヶ岳火山災害における避難促進施設一覧	資-14
2-5-2	主な避難道路一覧	資-15
2-6-1	社会福祉施設一覧	資-18
2-8-1	ヘリポート及び補給基地	資-20
2-8-2	消防力一覧表	資-21
2-8-3	水防用及び林野火災消火用資機材の整備状況	資-21
2-9-1	建造物の現況	資-22
2-9-2	がけ地近接危険住宅調	資-22
2-9-3	指定防火対象物の現況	資-23
2-9-4	文化財指定状況	資-24
2-10-1	道路整備状況	資-26
2-10-2	障害物除去用資機材の整備状況	資-26
2-11-1	下水道施設の現況及び整備計画	資-27
2-11-2	電力施設の現況	資-28
2-11-3	簡易ガス施設現況調	資-28
2-12-1	危険物施設の状況	資-29
2-13-1	河川の現況	資-30
2-13-2	河川の改修状況	資-34
2-13-3	砂防事業実施箇所調	資-35
2-13-4	町内ため池一覧	資-38
2-13-5	治山事業実施箇所調	資-39
2-13-6	河川水門管理要綱及び河川水門管理委託箇所	資-53
2-13-7	水位周知河川指定一覧	資-60
2-13-8	水位周知河川におけるタイムライン（防災行動計画）	資-60

2-13-9	洪水浸水想定区域指定一覧	資-61
2-13-10	葛根田川流域の要配慮者施設一覧	資-61
2-14-1	雪崩危険箇所調査表	資-62
2-14-2	除雪機械整備状況	資-63
2-15-1	土砂災害警戒区域（土石流）調査表	資-64
2-15-2	土砂災害警戒区域（急傾斜）調査表	資-77
2-15-3	地すべり危険箇所調査表	資-82
2-15-4	山地災害危険地区調査表	資-83
2-15-5	土砂災害警戒区域一覧表	資-92
2-15-6	土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表	資-98
2-16-1	消防相互応援協定	資-99
2-17-1	現況森林面積	資-102
3 災害応急対策計画		
3-1-1-1	本部職員動員可能者数	資-103
3-1-1-2	執務時間外配備指令通報順位表	資-103
3-2-1	雫石町内の雨量観測所一覧表	資-104
3-2-2	気象庁震度階級関連解説表	資-105
3-2-3	警報・注意報発表基準一覧表	資-110
3-3-1	非常通信運用細則	資-111
3-3-2	東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）	資-119
3-4-1	火災・災害等即報要領	資-121
3-6-1	緊急輸送道路一覧表	資-140
3-9-1	岩手県主要河川重要水防設定箇所（雫石町関連分）	資-141
3-9-2	水防工法一覧表	資-142
3-10-1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	資-145
3-10-2	大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定	資-154
3-10-3	災害時相互応援に関する協定書	資-158
3-10-4	大規模災害時における相互応援に関する協定書	資-165
3-10-5	災害時における相互応援に関する協定書	資-168
3-10-6	災害時の情報交換に関する協定	資-182
3-10-7	関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧表	資-184
3-16-1	医療施設の現況	資-256
3-17-1	災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて	資-257
3-17-2	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）	資-266
3-25-1	獣医師連絡先一覧表	資-267
3-25-2	家畜防疫班の活動内容	資-268

3-30-1	岩手県防災ヘリコプター応援協定	資-269
4	特殊災害対策計画	
4-1-1	雫石町役場公用車一覧表	資-271
4-2-1	過去の主な火山災害・噴火等記録	資-274
4-2-2	平成7年以降の岩手山の活動状況	資-275
4-2-3	平成7年以降の岩手山の地震回数推移	資-273
4-2-4	岩手山の噴火史	資-279
4-2-5	岩手山火山防災マップ	資-281
4-2-6	岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲	資-283
4-2-7	岩手山の噴火警戒レベル判定基準	資-284
4-2-8	秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル（詳細版）	資-285
4-2-9	秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲	資-292
4-2-10	秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準	資-293
4-2-11	岩手山登山者安全対策協議会解散に伴う覚書	資-294
4-2-12	報道機関への放送協力要請（通知）	資-295
5	災害復旧・復興計画	
5-1-1	激甚災害指定基準	資-301
5-1-2	局地激甚災害指定基準	資-304
6	附属資料	
6-1	雫石町防災会議条例	資-306
6-2	雫石町災害対策本部条例	資-308
6-3	雫石町火入条例	資-309
6-4	災害弔慰金の支給等に関する条例	資-310
6-5	雫石町災害見舞金給付要綱	資-315

資料 1-5-1

防災関係機関一覧表

名 称	所 在 地	電話番号	摘要
東 北 農 政 局 岩 手 県 拠 点	盛岡市盛岡駅前北通 1-10	624-1125	
盛 岡 森 林 管 理 署	盛岡市北山二丁目 2-40	663-8001	
東北地方整備局岩手河川国道事務所	盛岡市上田四丁目 2-2	624-3131	
北上川ダム統管理事務所（御所ダム）	盛岡市繫字山根 192-4	689-2216	
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 地	滝沢市後 268-433	688-4311	
盛 岡 地 方 気 象 台	盛岡市山王町 7-60	622-7870	
岩 手 県 復 興 防 災 部 防 災 課	盛岡市内丸 10-1	651-3111	
盛 岡 広 域 振 興 局	盛岡市内丸 11-1	651-3111	
県 央 保 健 所	盛岡市内丸 11-1	651-3111	
盛 岡 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー	盛岡市内丸 11-1	651-3111	
岩 手 県 中 央 家 畜 保 健 衛 生 所	滝沢市砂込 390-5	688-4111	
岩 手 県 警 察 本 部	盛岡市内丸 8-10	653-0110	
盛 岡 西 警 察 署	盛岡市青山三丁目 37-1	645-0110	
盛 岡 西 警 察 署 雫 石 交 番	雫石町千刈田 76-9	692-2219	
盛 岡 地 区 広 域 消 防 組 合 消 防 本 部	盛岡市盛岡駅西通 1-27-55	622-0119	
盛 岡 西 消 防 署	盛岡市青山三丁目 8-10	647-0119	
盛 岡 西 消 防 署 雫 石 分 署	雫石町上曾根田 110	692-6119	
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	盛岡市盛岡駅通 1-41	625-4011	
JR 東日本東北総合サービス株式会社雫石駅	雫石町寺の下 46-3	692-2218	
東日本電信電話株式会社岩手支店	盛岡市中央通一丁目 2-2	625-4960	
東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター	盛岡市紺屋町 1-25	653-2111	
雫 石 郵 便 局	雫石町上町東 18	692-0001	
（ 公 社 ） 岩 手 県 ト ラ ッ ク 協 会	矢巾町流通センター南二丁目 9-1	637-2171	
（ 公 社 ） 岩 手 県 高 圧 ガ ス 保 安 協 会	盛岡市本町通一丁目 17-13	623-6471	
岩 手 県 石 油 商 業 協 同 組 合 盛 岡 支 部	盛岡市清水町 14-12	622-9528	
雫 石 町 土 地 改 良 区	雫石町麻見田 3	692-2626	
岩 手 山 麓 土 地 改 良 区	滝沢市菓子 990-9	688-8039	
日 本 放 送 協 会 盛 岡 放 送 局	盛岡市上田四丁目 1-3	626-8826	
株 式 会 社 アイ ビ ー シ ー 岩 手 放 送	盛岡市志家町 6-1	623-3111	
株 式 会 社 テ レ ビ 岩 手	盛岡市内丸 2-10	623-1166	
株 式 会 社 岩 手 め ん こ い テ レ ビ	盛岡市本宮 5-2-25	656-3302	
株 式 会 社 岩 手 朝 日 テ レ ビ	盛岡市盛岡駅西通二丁目 6-5	629-2900	
株 式 会 社 エ フ エ ム 岩 手	盛岡市内丸 2-10	625-5511	
株 式 会 社 岩 手 日 報 社	盛岡市内丸 3-7	626-1822	

資料 1-6-1

地目別面積内訳

(令和6年 固定資産概要調書)

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	60,882	4,099	1,810	651	43,300	871	889	9,262
構成比 (%)	100.0	6.73	2.98	1.07	71.12	1.43	1.46	15.21

資料 1-6-2

雫石町の人口調査表

(令和6年 町民課資料)

年 度	人 口			世 帯 数
	男	女	計	
昭和 40 年	9,494	9,952	19,446	3,786
昭和 45 年	9,045	9,528	18,573	4,047
昭和 50 年	9,158	9,610	18,768	4,507
昭和 55 年	9,295	9,840	19,135	4,750
昭和 60 年	9,395	10,032	19,427	4,922
平成 元 年	9,330	9,950	19,280	4,996
平成 5 年	9,313	10,070	19,383	5,234
平成 10 年	9,588	10,262	19,850	5,689
平成 15 年	9,478	10,056	19,534	5,897
平成 20 年	9,042	9,710	18,752	6,081
平成 25 年	8,511	9,164	17,675	6,214
平成 30 年	7,926	8,660	16,586	6,331
令和 5 年	7,338	7,838	15,176	6,404

(注) 人口及び世帯数は、年度末(3月31日現在)の数値

資料 1-6-3

気 象 状 況

【盛岡地方気象台雫石地域気象観測所】

■ 気 温 (°C)

区分	月別 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		平均気温	平成5年	-1.3	-0.3	1.2	6.2	12.5	16.9	18.5	19.8	16.9	9.9
	平成10年	-4.4	-2.3	2.5	10.4	14.4	16.6	21.2	21.4	20.0	13.0	4.5	0.7
	平成15年	-2.9	-1.8	0.6	8.4	14.6	18.5	18.7	21.3	17.9	10.9	6.1	2.4
	平成20年	-3.4	-3.2	3.6	9.0	13.6	17.6	22.3	21.5	18.1	11.6	4.8	0.8
	平成25年	-4.2	-3.5	1.1	6.5	13.1	19.2	21.2	22.7	18.5	12.6	4.5	0.1
	平成30年	-2.8	-4.5	2.8	8.7	14.4	18.1	23.5	22.2	17.8	12.0	5.6	-0.2
	令和5年	-2.6	-1.9	5.3	9.6	14.1	19.5	23.8	26.8	21.6	12.0	6.8	
最高気温	平成5年	4.3	10.7	14.6	18.9	24.3	25.8	27.5	31.0	25.6	20.9	18.1	14.0
	平成10年	3.5	7.1	15.7	27.5	27.8	26.3	30.4	29.6	30.1	24.4	18.7	9.4
	平成15年	5.7	8.5	13.4	24.9	29.2	29.5	27.0	29.9	27.9	23.9	21.4	10.9
	平成20年	3.9	6.1	18.3	24.9	27.9	31.1	31.9	31.7	30.0	23.0	16.9	11.8
	平成25年	3.1	8.5	15.8	18.7	29.0	30.1	28.9	32.2	29.3	25.5	16.2	9.3
	平成30年	7.2	3.8	19.2	25.1	27.7	31.2	33.6	35.6	28.1	23.4	17.6	14.1
	令和5年	9.0	10.0	20.8	24.7	29.3	29.0	33.5	34.8	32.5	24.6	23.2	
最低気温	平成5年	-9.2	-9.8	-13.5	-4.8	0.1	9.6	10.5	9.5	5.7	-3.0	-3.3	-14.4
	平成10年	-16.3	-15.9	-8.1	-4.2	-0.4	8.6	10.5	11.5	13.5	1.0	-10.4	-7.5
	平成15年	-19.5	-16.8	-14.8	-3.6	-0.8	6.7	13.2	12.9	3.3	-1.3	-5.4	-3.8
	平成20年	-16.0	-14.6	-9.6	-3.6	1.9	8.6	11.8	12.0	2.6	0.4	-5.2	-7.6
	平成25年	-17.8	-16.6	-12.1	-5.3	-0.4	8.3	13.9	12.4	3.5	-0.2	-5.5	-14.2
	平成30年	-16.4	-20.8	-12.7	-0.3	4.1	8.4	14.6	10.0	6.3	-0.4	-5.8	-11.2
	令和5年	-18.2	-18.3	-7.6	-3.9	-0.7	6.7	15.4	18.9	8.2	0.9	-2.1	

■ 雨 量 (mm)

区分	月別 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		月 別 総 雨 量	平成 5 年	63.0	201.0	35.0	76.0	136.0	207.0	226.0	165.0	216.0	98.0
平成10年	101.0		37.0	63.0	63.0	163.0	213.0	176.0	416.0	254.0	230.0	149.0	121.0
平成15年	112.0		39.0	79.0	152.0	53.0	105.0	261.0	238.0	174.0	90.0	119.0	106.0
平成20年	25.0		30.0	37.0	39.5	72.0	41.5	201.0	300.5	91.5	118.5	116.0	87.5
平成25年	65.5		51.0	92.0	116.0	70.5	46.0	481.0	393.5	224.5	225.0	128.0	73.5
平成30年	73.5		85.0	140.0	136.0	230.0	153.5	131.5	274.0	206.5	106.5	37.0	83.5
令和 5 年	56.0		59.0	75.0	114.5	113.0	193.5	332.5	88.5	257.0	88.5	169.0	
最 大 日 量	平成 5 年	14.0	45.0	11.0	12.0	30.0	45.0	53.0	57.0	63.0	29.0	21.0	26.0
	平成10年	31.0	16.0	26.0	18.0	38.0	48.0	69.0	70.0	89.0	44.0	19.0	31.0
	平成15年	28.0	11.0	26.0	28.0	25.0	30.0	76.0	47.0	52.0	28.0	27.0	20.0
	平成20年	11.0	15.0	19.0	11.0	27.0	26.0	50.0	52.5	20.0	33.5	22.0	21.5
	平成25年	18.5	13.5	22.5	22.5	26.5	17.0	81.0	264.0	97.0	52.5	20.5	29.0
	平成30年	11.5	35.5	47.0	27.0	132.0	89.0	44.0	90.5	37.5	45.5	11.0	17.0
	令和 5 年	14.5	24.0	39.5	40.5	52.5	46.0	99.5	67.5	84.0	23.5	36.0	
最 大 時 間 量	平成 5 年	3.0	8.0	3.0	4.0	5.0	12.0	8.0	13.0	14.0	8.0	5.0	6.0
	平成10年	5.0	6.0	4.0	4.0	8.0	7.0	18.0	19.0	30.0	11.0	8.0	4.0
	平成15年	6.0	4.0	3.0	6.0	6.0	8.0	14.0	17.0	13.0	9.0	11.0	4.0
	平成20年	4.0	3.0	4.0	3.0	6.0	5.0	20.0	24.5	18.0	8.0	6.5	6.0
	平成25年	3.5	2.5	9.0	6.5	6.0	8.0	15.0	78.0	38.5	11.5	6.5	6.5
	平成30年	5.0	7.0	6.5	5.0	15.5	11.0	7.5	25.0	10.5	15.0	4.0	3.5
	令和 5 年	4.5	5.5	5.5	7.0	5.0	32.5	31.0	17.5	35.5	7.0	8.0	

■ 風 速 (m/s)

区分	年	月別											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均風速	平成5年	1.6	2.0	1.9	2.3	1.8	1.5	1.0	1.2	1.1	1.4	1.8	2.7
	平成10年	2.2	2.1	2.9	2.2	2.0	1.9	1.5	1.2	1.0	1.3	1.9	2.4
	平成15年	2.2	1.7	2.3	2.1	1.8	1.8	1.4	1.1	1.3	1.6	1.5	2.6
	平成20年	2.2	2.2	1.9	2.6	2.2	1.8	1.3	1.1	1.1	1.1	1.9	1.9
	平成25年	2.2	2.8	2.7	2.7	2.5	1.6	1.2	1.5	1.2	1.4	1.7	1.9
	平成30年	2.2	2.2	2.7	2.4	2.3	2.0	1.5	1.5	1.1	1.3	1.3	2.3
	令和5年	2.6	2.1	1.7	2.6	2.0	1.5	1.7	1.3	0.9	1.4	1.6	
最大風速	平成5年	8.0	7.0	7.0	9.0	7.0	6.0	5.0	8.0	7.0	8.0	8.0	11.0
	平成10年	10.0	13.0	10.0	9.0	7.0	9.0	7.0	7.0	9.0	8.0	12.0	13.0
	平成15年	10.0	9.0	10.0	11.0	10.0	8.0	6.0	7.0	8.0	8.0	9.0	12.0
	平成20年	11.0	12.0	9.0	11.7	10.9	11.3	6.4	6.5	8.2	9.5	10.4	12.8
	平成25年	11.2	11.4	13.1	15.6	12.0	7.1	8.3	7.1	7.8	12.0	11.2	9.8
	平成30年	10.3	9.5	13.8	9.6	9.1	9.8	7.1	7.0	8.7	9.5	7.8	10.3
	令和5年	10.9	9.4	8.4	10.4	9.1	8.5	8.2	6.2	6.9	10.3	8.1	

■ 日照時間 (時間)

区分	年	月別											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日照時間	平成5年	51.4	57.7	155.2	135.5	145.2	88.6	59.8	94.6	107.2	124.9	96.9	69.9
	平成10年	74.3	121.4	182.3	167.7	176.2	74.0	108.5	94.4	95.6	100.2	96.2	63.6
	平成15年	81.2	120.9	162.7	162.1	181.6	116.6	63.8	66.0	97.7	158.7	117.1	63.8
	平成20年	111.3	109.6	116.8	184.5	181.6	186.4	113.5	124.3	156.5	136.4	117.5	88.0
	平成25年	110.4	91.6	125.8	145.8	171.1	186.2	50.0	171.5	118.0	102.1	112.8	64.8
	平成30年	93.5	113.0	170.1	154.4	172.0	152.3	153.4	160.3	118.2	144.4	126.2	117.4
	令和5年	91.0	99.5	196.2	201.6	216.8	141.8	156.5	201.6	109.6	156.9	85.2	

【盛岡地方気象台葛根田地域雨量観測所】

■ 雨 量 (mm)

区分	月別 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		月	平成5年	82.0	252.0	43.0	112.0	175.0	234.0	274.0	216.0	243.0	137.0
別 総 雨 量	平成10年	115.0	44.0	117.0	100.0	212.0	334.0	253.0	489.0	247.0	276.0	223.0	179.0
	平成15年	149.0	48.0	105.0	210.0	71.0	158.0	323.0	320.0	228.0	123.0	147.0	153.0
	平成20年	59.0	70.0	56.0	59.5	102.5	65.0	283.0	351.0	106.5	181.0	191.0	145.5
	平成25年	78.0	82.0	175.0	160.5	125.5	49.0	627.0	278.5	240.5	264.0	180.0	89.5
	平成30年	48.5	67.5	141.5	138.5	296.0	233.5	215.0	313.0	245.5	145.5	64.0	119.5
	令和5年	69.5	68.0	81.0	181.5	133.0	282.0	438.5	105.0	278.5	144.0	204.5	
	最 大 日 量	平成5年	20.0	65.0	12.0	27.0	28.0	63.0	59.0	61.0	68.0	44.0	28.0
最 大 時 間 量	平成10年	32.0	18.0	55.0	22.0	46.0	81.0	68.0	98.0	65.0	58.0	30.0	35.0
	平成15年	27.0	15.0	27.0	48.0	31.0	41.0	137.0	88.0	61.0	33.0	35.0	27.0
	平成20年	24.0	27.0	21.0	14.5	29.5	43.0	60.0	55.0	26.5	44.0	35.0	28.5
	平成25年	23.5	15.0	52.5	31.0	39.5	16.0	134.5	100.0	122.5	62.0	35.5	38.0
	平成30年	11.5	37.0	43.5	32.5	153.5	132.5	83.0	103.0	45.5	51.5	15.0	28.0
	令和5年	18.5	27.5	40.0	42.0	42.0	49.5	133.0	45.5	103.5	38.0	40.0	
	最 大 時 間 量	平成5年	6.0	11.0	7.0	7.0	7.0	15.0	10.0	12.0	18.0	7.0	5.0
最 大 時 間 量	平成10年	4.0	4.0	8.0	7.0	12.0	17.0	20.0	25.0	20.0	13.0	11.0	6.0
	平成15年	7.0	4.0	5.0	10.0	8.0	11.0	16.0	20.0	18.0	8.0	14.0	7.0
	平成20年	6.0	5.0	4.0	3.5	7.0	8.5	22.0	18.5	16.0	10.0	12.0	7.0
	平成25年	5.5	3.5	12.0	7.0	5.5	5.5	26.0	36.0	47.5	10.0	9.5	7.0
	平成30年	6.0	7.5	7.0	9.0	26.5	18.5	15.5	30.0	11.5	14.0	5.5	5.5
	令和5年	4.0	6.0	4.5	8.0	4.5	23.0	33.0	15.5	24.0	11.5	8.0	

資料 1-7-1

災害の発生状況

本町における異常気象等による主な災害は次のとおりである。

発生年月日	自然現象	災害内容
明治 8年 6月 6日	大雨	荒町（現上町）で家1軒流失、網張で山崩れ
〃 10年 4月 10日	大雨	洪水のため各村とも川沿いの田畑流失
〃 11年 7月 9日	大雨	葛根田川決壊し、岩井花で家屋流失。上野下川原一帯が浸水
〃 20年 8月 27日	大雨	雫石川大洪水
〃 29年 7月 21日	大雨	雫石川大洪水
〃 29年 8月 31日	地震	陸羽大地震、M7.2、志戸前上流、男嶽を中心に大地震、川舟断層ができ、鶯宿温泉の湧出が8カ月ほど止まる
〃 29年 9月 6日	大雨	竜川、葛根田川筋で河岸決壊
〃 33年 7月 18日	大雨	竜川、葛根田川大洪水。橋場で家4戸流失、雫石の下久保と西山で各1戸流失。春木場橋流失
〃 35年	異常低温 (冷害)	大暴風、洪水のため史上希有の大凶作。「種なしの大凶作」、「寅年のけがじ」と語り継がれた
〃 38年	異常低温 (冷害)	大凶作、低温霖雨、暴風雨
〃 43年 9月 3日	大雨	御明神村で護岸決壊
大正 8年 7月 14日	噴火	岩手山大地獄で水蒸気噴火
〃 11年 7月 30日	大雨	坂本川、竜川氾濫。小赤沢橋、春木場橋流失、家1戸流失
〃 12年 7月 21日	大雨	竜川で8尺（約2.4m）の出水
〃 13年 5月 6日	火災	御明神村春木場で大火。23戸焼失
昭和 6年 8月 10日	大雨	竜川氾濫、堤防決壊、田5町4反、畑7反流失
〃 7年 7月 21日	噴火	駒ヶ岳小爆発
〃 9年	異常低温 (冷害)	大凶作、5月に豪雨、降雹、晩霜、7月に強風、霖雨、洪水。県平均反収8斗5升

資料編 1 総則

〃	15年9月6日	大雨	雫石川、南川氾濫。尾入橋、熊野橋、矢川橋流失
〃	22年9月14日	台風 大雨	カスリン台風、田9町歩、畑7町歩、農道1,658m、橋12、堤防380m流失、被害農家710戸
〃	23年9月16日	台風 大雨	アイオン台風、田5町歩、畑5反歩、農道99m、橋4、水路堤防630m流失、被害農家645戸
〃	26年5月13日	火災	雫石の大火。全焼住家120戸、非住家137、半焼住家2戸、罹災世帯162、町有林5ha焼失
〃	30年5月3日	火災	南畑小学校全焼
〃	30年6月24日	大雨	御所地区河川出水、鳥谷橋流失
〃	31年10月	台風 大雨	台風21号、全河川出水氾濫、降雨量170mm、天沼橋、熊野橋、町場橋流失、用水路32箇所、堤防決壊900m等
〃	33年7月22日	台風 大雨	台風11号、葛根田川出水、矢筈橋橋脚流失
〃	33年9月18日 〃 26日	台風 大雨	台風21号・22号、全河川出水、矢筈橋、矢川橋流失、その他被害91箇所
〃	34年8月26日	大雨	葛根田川出水、冠水100ha、埋没・流失30a、その他被害118箇所
〃	34年9月26日	台風 大雨	伊勢湾台風、御所地区河川出水氾濫、架け替えたばかりの天沼橋(36m)、熊野橋(46m)、町場橋(27m)流失等
〃	36年9月16日	台風	第2室戸台風、盛岡で最大風速30.8m/秒
〃	40年9月17日	台風 大雨	台風24号、竜川出水、小赤沢橋流失、頭首工4箇所、水路7箇所
〃	41年6月28日	台風 大雨	台風4号、御所地区河川出水
〃	43年1月30日	火災	安庭小学校全焼
〃	43年5月16日	地震	十勝沖地震、震度5、余震つづく
〃	45年9月18日	噴火	駒ヶ岳女岳噴火、溶岩流出、翌年1月26日まで続く
〃	51年	異常低温 (冷害)	異常気象による低温、日照不足、作況指数80
〃	53年6月12日	地震	宮城県沖地震、震度4
〃	54年7月4日	火災	西根小学校半焼
〃	55年	異常低温 (冷害)	異常気象による低温、日照不足、作況指数55

資料編 1 総則

〃 56年 8月 23日	台風 大雨	台風 15 号、最大風速 33.2m/秒、住家半壊 6、部分壊 62、床上浸水 2、床下浸水 13、田畑流失 5ha、水田冠水 45ha 等
〃 56年	異常低温 (冷害)	台風による暴風雨被害、作況指数 76
〃 57年	異常低温 (冷害)	周期的異常低温、作況指数 86
〃 63年	異常低温 (冷害)	7月に異常低温と日照不足、水稲共済金は史上最高の 21 億 7,000 万円
平成 5年	異常低温 (冷害)	異常低温と日照不足、水稲不稔率は 86.1%
〃 6年 9月 30日	台風 大雨	台風 26 号、外柵沢ダムで時間雨量 54mm を記録、町道雫石環状線で土砂崩れ
〃 7年 8月 5日	大雨	5日から7日にかけての総雨量は駒ヶ岳 398mm、岩手山 324mm、葛根田 319mm。
〃 10年 9月 3日	地震	岩手県内陸北部地震、M6.2、人身被害（軽傷者）9人、住家被害（一部損壊）20棟、非住家被害（官公署等）9棟等
〃 15年	異常低温 (冷害)	異常低温と日照不足、作況指数 74
〃 18年 8月 18日	大雨	局所的大雨、網張観測所で時間雨量 58mm を記録、御神坂沢で土石流発生
〃 19年 9月 17日	大雨	男助観測所で降り始めからの総雨量 323 mm を記録、鶯宿地区に避難勧告を発令し 27 人が避難。床下浸水 6 棟等
〃 23年 3月 11日	地震	東北地方太平洋沖地震 M9 当町震度 5 弱 停電により地区公民館に 3 日間避難所を開設（自主避難者数 74 人）
〃 24年 4月 4日	暴風	瞬間最大風速 29.9m/s 住家被害 15 件、非住家被害 14 件、農業施設被害 113 件他
〃 25年 8月 9日	大雨	時間最大雨量 12:00（雫石 78 mm、春木場 101 mm） 降り始めからの総雨量（雫石 264 mm、橋場 351 mm） 線状降水帯による記録的降雨（大雨洪水災害）により、一時孤立 4 地区、住家被害 758 件、道路土木施設 333 件、農業施設等 1,863 件等の被害。被害推計額 6,665,100 千円。

資料：雫石町史、広報しずくいし、1998年岩手山噴火危機対応の記録、日本活火山総覧

資料 2-2-1

自主防災組織の現況

(令和6年3月31日現在)

組織名称	世帯数	住民数	対象地域	設立年月日
雫石町婦人消防協力隊			全町	S50.8.2
榊沢自主防災会	92	196	榊沢	H18.5.27
大村地区自主防災福祉振興会	109	270	馬場、大村、男助	H18.6.23
高前田二区自主防災会	107	167	高前田二区	H18.6.19
町場自主防災会	20	63	町場	H18.6.1
天瀬自主防災会	37	131	天瀬	H18.6.1
第六区自主防災会	39	102	六区	H18.6.27
七区自主防災会	44	155	七区	H18.3.19
矢用自主防災会	46	133	矢用	H18.6.13
しのぎき自主防災会	56	165	篠崎	H18.6.27
高前田一区自主防災会	106	241	高前田一区	H18.7.1
八区自主防災会	70	221	八区	H18.6.20
滝沢自主防災会	27	81	滝沢	H18.7.1
上野沢自主防災会	16	37	上野沢	H18.6.25
小赤沢自主防災会	12	49	小赤沢	H18.7.23
第五区自主防災会	79	242	五区	H18.7.24
西根谷地自主防災会	32	112	西根谷地	H18.5.1
鶯宿自主防災会	125	289	鶯宿	H18.7.31
小松自主防災会	90	270	小松	H18.7.31
九十九沢自主防災会	17	48	九十九沢	H19.4.1
晴山自主防災会	300	736	晴山	H19.4.15
上和野自主防災会	29	125	上和野	H19.4.1
安庭自主防災会	110	329	安庭	H19.3.18
赤滝自主防災会	53	179	赤滝	H19.6.1
上町三自主防災会	180	388	上町三	H19.6.16
横欠自主防災会	45	114	横欠	H19.6.17

資料編 2 災害予防計画

組織名称	世帯数	住民数	対象地域	設立年月日
黒沢自主防災会	30	120	黒沢	H19. 6. 3
雫石谷地自主防災会	90	244	谷地	H19. 4. 1
中南自主防災会	34	102	中南	H19. 6. 10
駒木野自主防災会	95	238	駒木野	H19. 6. 26
中町一自主防災会	123	321	中町一	H19. 9. 20
東町自主防災会	239	674	東町	H19. 10. 14
林自主防災会	385	943	林	H20. 3. 29
七ツ森・丸谷地自主防災会	294	838	七ツ森・丸谷地	H20. 3. 30
中島自主防災会	75	188	中島	H20. 4. 28
和野自主防災会	46	147	和野	H20. 5. 29
林崎自主防災会	180	567	林崎	H20. 6. 7
葛根田自主防災会	45	143	葛根田	H20. 7. 4
橋場自主防災会	22	72	橋場	H20. 7. 19
上駒木野自主防災会	23	82	上駒木野	H20. 5. 1
天戸自主防災会	135	323	天戸	H20. 7. 26
上町一・二自主防災会	229	511	上町一・二	H20. 7. 25
長根自主防災会	55	176	長根	H21. 1. 25
下川原自主防災会	27	73	下川原	H21. 4. 1
土橋自主防災会	22	66	土橋	H21. 5. 10
八丁野自主防災会	47	146	八丁野	H21. 5. 11
南自主防災会	33	102	南	H21. 5. 16
片子沢自主防災会	110	274	片子沢	H21. 7. 4
網張自主防災会	17	38	網張	H21. 7. 21
極楽野自主防災会	77	208	極楽野	H21. 7. 23
まがきの自主防災会	69	198	籬野	H21. 9. 30
岩持自主防災会	25	60	岩持	H22. 4. 1
上西根自主防災会	40	127	上西根	H22. 3. 21
中沼自主防災会	65	218	中沼	H22. 3. 21

資料編 2 災害予防計画

組織名称	世帯数	住民数	対象地域	設立年月日
板橋自主防災会	76	223	板橋	H22. 4. 1
野中自主防災会	71	227	野中	H22. 5. 15
雫石駅前町内会・自主防災会	186	514	駅前	H22. 4. 25
元御所自主防災会	46	164	元御所	H22. 7. 16
下町四自主防災会	94	184	下町四	H22. 3. 13
下春木場自主防災会	31	99	下春木場	H22. 3. 22
上野谷地自主防災会	25	78	御明神谷地	H22. 7. 30
上春木場自主防災会	56	179	上春木場	H22. 10. 1
矢櫃自主防災会	21	87	矢櫃	H23. 8. 23
黒沢川自主防災会	183	449	黒沢川	H23. 12. 1
外柵沢自主防災会	18	43	外柵沢	H24. 12. 15
中町二・三自主防災会	62	147	中町二・三	H28. 6. 10
山津田地区自主防災会	29	101	山津田	H30. 4. 1

資料 2-4-2-1

防災行政無線の整備状況

1 MCA無線（同報系）

(1) 親局

【設置場所】 雫石町役場

【主な機能】 放送機能、試験機能、監視機能、電話応答機能、音声合成機能、職員情報共有設備連携機能、IP通信システム連携機能、J-ALERT放送機能等

(2) 補助局

【設置場所】 盛岡西消防署雫石分署

【主な機能】 放送機能、試験機能、監視機能等

(3) 屋外拡声子局

【設置場所】 82箇所

1	雫石町役場	2	雫石公民館	3	雫石中学校	4	高前田二	5	谷地
6	晴山	7	駅前	8	下町四	9	黒沢川	10	元御所
11	東町	12	板橋	13	沼返	14	中沼	15	陽和郷
16	下丸	17	中丸	18	丸谷地	19	七ツ森	20	下町三
21	ステラパーク	101	籬野公民館	102	安庭	103	天戸	104	町場
105	九十九沢	106	矢櫃	107	芦ヶ平	108	片子沢	109	旭台
110	榊沢	111	鶯宿G	112	鶯宿	113	切留	114	赤滝
115	外榊沢	116	小渕	117	男助	118	大村	119	馬場
120	籬野	201	下川原	202	下春木場	203	岩持	204	和野
205	上和野	206	横欠	207	上野沢	208	まがき北	209	黒沢
210	まがき南	211	中南	212	天川	213	天瀬	214	滝沢
215	山津田	216	安栖	217	橋場	218	小赤沢	219	国見温泉
301	松木	302	林崎	303	小松	304	野中	305	八区
306	七区	307	六区	308	林ノ沢	309	早坂	310	極楽野
311	五区	312	盆花	313	網張	314	葛根田	315	西根谷地
316	駒木野	317	八丁野	318	上駒木野	319	篠崎	320	上篠崎
321	玄武温泉	322	滝ノ上						

(4) IP通信システム

2 職員情報共有設備（移動系）

基地局	移動系			備考
	車載系	可搬系	携帯系	
1	19	8	37	

資料 2-5-1

秋田駒ヶ岳火山災害における避難促進施設一覧

施設名	住所	避難促進施設指定日
国見温泉 石塚旅館	雫石町橋場龍川山 1 - 5	令和 5 年 12 月 1 日
国見温泉 森山荘	雫石町橋場龍川山国有林 99 林班	

岩手山火山災害における避難促進施設一覧

施設名	住所	避難促進施設指定日
休暇村岩手網張温泉	雫石町長山小松倉 1 4 - 3	令和 6 年 11 月 22 日
岩手高原スノーパーク	雫石町長山岩手山	
社会福祉法人江刺寿生会 松寿荘デイサービスセンター	雫石町長山篠川原 1 5 6 - 2	
岩手雫石南網張ありね 温泉ゆこたんの森	雫石町長山猫沢 3 - 6	

資料 2-5-2

主な避難道路一覧

(令和7年1月1日現在)

路線名	区間の概要		延長(m)
【直轄国道】			
国道46号	雫石町仁佐瀬	雫石町橋場	21,923
【主要地方道】			
盛岡横手線	雫石町黒沢川	雫石町南畑	21,927
【一般県道】			
小岩井停車場線	雫石町丸谷地	雫石町板橋	2,114
紫波雫石線	雫石町西安庭	雫石町西安庭	7,858
盛岡鶯宿温泉線	雫石町西安庭	雫石町鶯宿	4,352
西山生保内線	雫石町長山	雫石町長山	9,970
雫石停車場線	雫石町寺の下	雫石町中町	511
雫石東八幡平線	雫石町下町東	雫石町長山	27,212
網張温泉線	雫石町長山	雫石町仁佐瀬	11,878
花巻雫石線	雫石町南畑	雫石町南畑	7,762
繫温泉線	雫石町繫下御所	雫石町繫新城	353
国見温泉線	雫石町橋場	雫石町橋場	7,370
矢巾西安庭線	雫石町西安庭	雫石町西安庭	5,604
盛岡矢巾自転車道線	雫石町繫下御所	雫石町繫新城	400
【1級町道】			
雫石環状線	雫石町丸谷地	雫石町西安庭下九十九沢	25,872
上西根・小岩井線	雫石町西根合野々	雫石町丸谷地	6,780
雫石・小岩井線	雫石町上町東	雫石町丸谷地	6,870
滝沢・安庭線	雫石町御明神赤渕	雫石町西安庭下長谷地	7,247
上町・真賀喜線	雫石町上町	雫石町御明神籬野	2,289
黒沢・天沼線	雫石町御明神中黒沢	雫石町西安庭皂角	2,050
仁佐瀬・小松線	雫石町仁佐瀬	雫石町長山蒲谷地	6,343
西根線	雫石町柿木	雫石町西根柏木平	10,043
小岩井・網張線	雫石町中黒沢川	雫石町長山有根	9,790
岩持・石仏線	雫石町上野砂壁	雫石町西根葛根田	2,346
高橋線	雫石町西根下篠崎	雫石町長山早坂	994
篠ヶ森・早坂線	雫石町長山篠川原	雫石町長山東早坂	2,566
南町線	雫石町源大堂	雫石町小日谷地	1,072
寺坂線	雫石町下町	雫石町寺の下	279
片子沢・外榭沢線	雫石町西安庭下片子沢	雫石町西安庭新平	3,102
七ツ森2号線	雫石町七ツ森	雫石町七ツ森	1,286
田堰・林崎線	雫石町長山堤	雫石町長山竹花	1,110
鶯宿線	雫石町鶯宿大栗平	雫石町鶯宿大山沢	968
御所・尾入野線	雫石町野中	雫石町繫新城	2,223
町場・戸沢線	雫石町西安庭桂	雫石町西安庭清水沢	2,020
雫石・上野線	雫石町上町	雫石町上野片子	3,383
【2級町道】			
ちくまが丘農場線	雫石町長山篠川原	雫石町長山盆花平	2,473
上西根・横欠線	雫石町西根上八丁	雫石町上野野中	4,367

資料編 2 災害予防計画

路線名	区間の概要		延長(m)
西寄内・高八卦線	雫石町長山久保田	雫石町長山林ノ沢	636
下駒木野・石倉線	雫石町西根上葛根田	雫石町西根上生堀	1,175
中生堀・石倉線	雫石町西根中生堀	雫石町西根上生堀	1,528
野中・猿子線	雫石町長山漆原	雫石町長山七ツ田	1,357
上小林・中上線	雫石町長山上小林	雫石町長山猿子	1,233
小松・沼返線	雫石町長山松森	雫石町中黒沢川	1,984
高前田・小松線	雫石町長山横森	雫石町長山上小林	1,143
谷地・小松線	雫石町長山堂山	雫石町長山蒲谷地	1,715
東林崎線	雫石町長山谷地	雫石町長山小松坂	556
和野・谷地線	雫石町上野中野	雫石町上野中谷地	1,299
下川原・岩持線	雫石町上野下川原	雫石町上野岩持	1,386
名子線	雫石町町裏	雫石町笹森	2,644
山津田線	雫石町御明神赤渕	雫石町御明神山津田	640
小赤沢線	雫石町橋場安栖野	雫石町御明神小赤沢	973
中島南線	雫石町御明神中屋敷	雫石町御明神沼	1,656
南・高八卦線	雫石町御明神多賀	雫石町御明神高八卦	3,205
経済農場・籬野線	雫石町御明神大曲戸	雫石町御明神籬野	1,458
上和野線	雫石町上野土橋	雫石町上野沢口	1,697
矢川線	雫石町西安庭桃平	雫石町西安庭古屋敷	845
桃平・戸沢線	雫石町西安庭桃平	雫石町西安庭下片子沢	2,108
下戸沢・片平線	雫石町西安庭上野屋敷	雫石町西安庭大面	3,955
九十九沢線	雫石町西安庭下九十九沢	雫石町西安庭上九十九沢	315
深沢・外柵沢線	雫石町南畑林平	雫石町南畑外鱒沢	3,062
桑原線	雫石町南畑上桑原	雫石町南畑石洞	270
春木場・下渡線	雫石町上野新里	雫石町御明神四ツ家	1,490
下篠崎・上駒木野線	雫石町西根東駒木野	雫石町西根東駒木野	975
稲荷山・極楽野線	雫石町長山岩井花	雫石町長山狼沢	2,065
上葛根田線	雫石町西根下駒木野	雫石町西根下駒木野	1,281
東極楽野線	雫石町長山極楽野	雫石町長山極楽野	1,278
元御所線	雫石町繫堂ヶ沢	雫石町繫高見	2,024
高前田線	雫石町長山松木	雫石町長山松木	768
したから線	雫石町長山高前田	雫石町長山高前田	1,211
松寿荘線	雫石町板橋	雫石町板橋	417
塩ヶ森線	雫石町繫塩ヶ森	雫石町繫塩ヶ森	1,266
八丁野・葛根田線	雫石町西根上八丁	雫石町西根上葛根田	2,117
葛根田・横欠線	雫石町西根中生堀	雫石町上野天狗谷地	961
鶯宿・切留線	雫石町鶯宿大栗平	雫石町鶯宿下切留	3,670
長野線	雫石町西安庭上塚	雫石町南畑南柵沢	1,413
篠川原・極楽野線	雫石町長山篠川原	雫石町長山極楽野	2,498
上野沢線	雫石町上野二ツ森	雫石町上野松嶺	4,867
早坂森線	雫石町長山狼沢	雫石町長山狼沢	837
林平線	雫石町西安庭林平	雫石町西安庭林平	560
柵ヶ沢線	雫石町西安庭林平	雫石町西安庭柵ヶ沢	886
国見・ヒヤ瀉線	雫石町龍川山国有林班	雫石町龍川山国有林班	1,889
尻合線	雫石町南畑源兵エ地	雫石町南畑熊屋敷	2,238
走下り線	雫石町上野二ツ森	雫石町上野松嶺	646

資料編 2 災害予防計画

路線名	区間の概要		延長(m)
林・新高前田線	雫石町高前田	雫石町高前田	705
外柵沢線	雫石町南畑外鱒沢	雫石町南畑外鱒沢	905
小日谷地・高前田野線	雫石町小日谷地	雫石町長山川母渕	2,331
雫石中央線	雫石町町裏	雫石町千刈田	461
裏川線	雫石町源大堂	雫石町八卦	586
新平・外柵沢線	雫石町西安庭新平	雫石町南畑天拝平	1,691
七ツ森1号線	雫石町七ツ森	雫石町板橋	2,029
黒沢川線	雫石町塩ヶ森	雫石町下平	1,179
晴山・沼返線	雫石町下笹森	雫石町七ツ森	2,196
沼返・小岩井停車場線	雫石町七ツ森	雫石町丸谷地	1,113
谷地・晴山線	雫石町長山林崎	雫石町長山赤坂	1,154
猿子・稲荷山線	雫石町長山梶	雫石町長山岩井花	1,447
小岩井本部線	雫石町丸谷地	雫石町丸谷地	426
篠川原・妻の神線	雫石町長山盆花平	雫石町長山極楽野	2,477
【その他町道】			
1,278 路線			640,861

資料 2-6-1

社会福祉施設一覧

(令和7年1月1日現在)

施設名	施設種類	住所	電話番号
篠村医院	通所リハビリ	雫石町寺の下 105 番地 12	019-692-5151
JA ライフサポート雫石指定通所介護事業所	地域密着型通所介護	雫石町町裏 75 番地 1	019-692-6150
松寿荘指定訪問介護事業所	訪問介護	雫石町七ツ森 16 番地 37	019-692-2511
介護老人保健施設はーとぼーと雫石	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリ	雫石町板橋 3 番地 7	019-692-3336
介護老人保健施設はーとぼーと雫石 2 号館			
はーとぼーと雫石指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援		019-691-1022
グループホームたんたん	認知症対応型共同生活介護		019-692-3788
デイサービスセンターにこトピア雫石	通所介護	雫石町八卦 50 番地 1	019-691-2888
いわてリハビリテーションセンター	訪問看護、訪問リハビリ	雫石町七ツ森 16 番地 243	019-692-5800
ななかまど居宅介護支援事業所	居宅介護支援	雫石町柿木 5 番地 4	019-656-9078
リハビリ型デイサービスセンターささこつ	地域密着型通所介護		019-656-9505
訪問介護事業所ひまわり	訪問介護		019-691-1555
定期巡回・随時対応型訪問介護看護ひまわり	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
グループホームしずくいし	認知症対応型共同生活介護	雫石町西安庭第 15 地割 81 番地 26	019-691-1115
うぐいすの郷通所介護センター	地域密着型通所介護	雫石町西安庭第 26 地割 130 番地 1	019-692-5888
特別養護老人ホームおうしゆく	介護老人福祉施設、短期入所生活介護	雫石町鶯宿第 9 地割 67 番地 1	019-695-2580
デイサービスセンターおうしゆく	認知症対応型通所介護		019-695-2587
居宅介護支援事業所おうしゆく	居宅介護支援		
日赤鶯鳴荘指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	雫石町南畑第 32 地割 15 番地 30	019-695-2536

資料編 2 災害予防計画

日赤鷲鳴荘デイサービスセンター	地域密着型通所介護		019-695-2473
特別養護老人ホーム日赤鷲鳴荘	介護老人福祉施設		019-695-2131
日赤鷲鳴荘指定短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護		
介護老人保健施設おうしゆく	介護老人保健施設、短期入所療養介護	雫石町南畑第 32 地割 265	019-695-2333
松寿荘指定地域密着型通所介護事業所	地域密着型通所介護	雫石町長山篠川原 156 番地 2	019-601-9057
訪問介護事業所ひまわり	居宅介護	雫石町柿木 5 番地 4	019-691-1555
希望ヶ丘学園	生活介護、施設入所支援		
こども発達支援センターのぞみ	短期入所、児童発達支援(※)、放課後等デイサービス(※)	雫石町板橋 25 番地	019-692-0198
こども発達支援センターのぞみ相談支援事業所	計画相談支援、障害児相談支援(※)		
障害者支援施設うぐいすの郷	生活介護、施設入所支援		
うぐいすの郷短期入所事業所	短期入所	雫石町西安庭第 26 地割 130 番地 1	019-692-5888
うぐいすの郷相談支援事業所	計画相談支援		
モリファームサービス	就労継続支援 A 型(雇用型)	雫石町長山猿子 109 番地 3	019-681-4032
グローアップ	就労継続支援 B 型(非雇用型)	雫石町猿子 103 番地 5	
雫石町福祉作業所かし和の郷	就労継続支援 B 型(非雇用型)	雫石町千刈田 76 番地 3	019-691-1230
グループホームかし和の家	共同生活援助	雫石町小日谷地 78 番地 1	
ワークサポートなかまち	就労継続支援 B 型(非雇用型)	雫石町源大堂 50 番地 6	019-601-6806
グループホームかみまち	共同生活援助	雫石町上町東 11 番地 5	019-601-6125
障がい者グループホーム「ナナ・ナー・モエ」	共同生活援助	雫石町七ツ森 16 番地 25	019-692-6550

資料 2-8-1

ヘリポート及び補給基地

名 称	所在地	大 き さ		利 用 可 能 機 種			町庁舎からの 距 離	
		縦 (m)	横 (m)	自衛隊のヘリコプター			距離 (km)	時間 (分)
				小型	中型	大型		
岩 手 高 原 ス ノ ー パ ー ク	長山岩手山 22-362	200	200	○	○	○	17.0	35
陸 上 競 技 場	高前田 107	110	175	○	○	○	3.0	8
中 央 家 畜 市 場	七ツ森 20-1	118	40	○	○	○	2.0	5
西 山 運 動 場	長山猿子 98-1	110	120	○	○	○	5.0	10
旧 西 根 小 学 校	西根上駒木野 320-2	100	130	○	○	○	7.0	15
鶯 宿 運 動 場	南畑男助山 1-29	100	180	○	○	○	8.7	15

資料 2-8-2

消 防 力 一 覧 表

(令和7年1月1日現在)

区 分	人 員		消 防 車 両 等				無 線 通 信 施 設		消 防 水 利	
	消 防 吏 員	消 防 団 員	消 防 ポ ン プ 自 動 車	救 急 車	広 報 車	小 型 動 力 ポ ン プ	車 載 型 無 線	携 帯 型 無 線	消 火 栓	防 火 水 槽
町		254	18		1	8	20	20	447	198
盛岡西消防署 雫石分署	21		1	1	1	1	3	4		

資料 2-8-3

水防用及び林野火災消火用資機材の整備状況

1 水防用資機材

(令和7年1月1日現在)

資機材名 所管区分	スコップ	つ る は し	と う が	お の	掛 矢	と び ぐ ち	防 水 シ ー ト	土 嚢 袋
町	本 20	本 5	本	本	本 2	本 36	枚 25	枚 10,000
盛岡西消防署 雫石分署	21	1	8	1	1	2	1	

2 林野火災消火用資機材

(令和7年1月1日現在)

資機材名 所管区分	可搬式 散 水 装 置	軽可搬 ポ ン プ	山林防 災スプ レ ー ヤ	移動用 水 槽	布 製 バケツ	チェン ソ ー	刈払機	スコップ	唐 鋏	小 型 動 力 ポ ン プ
町	台 90	台 2	台	台	個	台 4	台	本 20	丁	台 8
盛岡西消防署 雫石分署	33		1	1		1		21	8	1
盛岡森林管理署 雫石森林事務所	10	1							30	

資料 2-9-1

建造物の現況

区 分		棟 数	百分比	摘 要
木 造	住 家	5,942	44.49	
	非 住 家	5,158	38.62	
木 造 以 外	鉄骨鉄筋コンクリート造	9	0.07	
	鉄筋コンクリート造	135	1.01	
	コンクリートブロック造	669	5.01	
	鉄 骨 造	410	3.07	
	軽 量 鉄 骨 造	1,032	7.73	
合 計		13,355	100.00	100.00

(令和6年 固定資産概要調査)

資料 2-9-2

がけ地近接危険住宅調

地 区 名	箇 所 名	危険住宅概要	
		種 別	戸 数
御 明 神	山津田	自然がけ	1戸
雫 石	寺の下、下町東、上曾根田、源大堂	〃	8戸
南 畑	第2、7、10、21、22、30、32地割	〃	9戸
西 安 庭	第1地割	〃	3戸
鶯 宿	第5、6、7地割	〃	3戸
5地区			24戸

(平成15年調査)

資料 2-9-3

指定防火対象物の現況

(令和7年1月1日現在)

業 態 別		数	
1	イ	劇場、映画館、観覧場等	3
	ロ	公会堂又は集会場	50
2	イ	キャバレー、ナイトクラブ等	—
	ロ	遊技場又はダンスホール	1
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	—
	ニ	カラオケ等個室店舗等	—
3	イ	待合、料理店等	—
	ロ	飲食店	38
4		百貨店、マーケット等	51
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	143
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	49
6	イ	病院、診療所等	11
	ロ	老人短期入所施設等	14
	ハ	老人デイサービスセンター等	21
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	0
7		小・中・高・大学校等	33
8		図書館、美術館等	5
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	2
	ロ	イ以外の公衆浴場	3
10		車両の停車場等	9
11		神社、寺院、教会等	17
12	イ	工場又は作業場	96
	ロ	映画又はテレビスタジオ	—
13	イ	自動車車庫又は駐車場	80
	ロ	航空機格納庫	—
14		倉庫	379
15		前各項に該当しない事業場	630
16	イ	特定防火対象物の存する複合対象物	66
	ロ	イ以外の複合対象物	36
16の2		地下街	—
16の3		準地下街	—
17		重要文化財	19
18		延長50メートル以上のアーケード	—
合 計			1,756

資料 2-9-4

文化財指定状況

1 国指定

(令和7年1月1日現在)

区分	名称	所在地	所有者	指定年月日	
重要文化財	小岩井農場施設			H29. 2. 23	
	小岩井農場本部事務所、本部第一号倉庫、本部第二号倉庫、乗馬厩、倶楽部、第一号牛舎、第二号牛舎、第三号牛舎、第四号牛舎、種牡牛舎、育牛部倉庫、第一号サイロ、第二号サイロ、秤量場、冷蔵庫、四階建倉庫、玉蜀黍小屋(四棟)、耕耘部倉庫	丸谷地	(公財)小岩井農場財団		
名勝	イーハトーブの風景地			H17. 3. 2	
	七つ森 狼森	七ツ森 丸谷地	雫石町 小岩井農牧(株)		
記念物	地質・鉱物	葛根田の大岩屋	長山	国	S18. 2. 19
登録有形文化財		上和野馬頭観世音本堂	上野	(宗)上和野馬頭観世音	H28. 8. 1
		上和野馬頭観世音旧堂	上野	(宗)上和野馬頭観世音	H28. 8. 1

2 県指定

区分	名称	所在地	所有者	指定年月日
記念物	雫石街道の一里塚			S44. 6. 6
	生森一里塚 2基 高前田一里塚 2基	北側：七ツ森、南側：繫 北側：長山、南側：小日谷地	個人 雫石町	
	動物	白沼のモリアオガエル繁殖地	西根	

3 町指定及び選定

区分	名称	所在地	所有者	指定年月日	
有形	工芸品	鉄造神形座像懸仏	上野	個人	H6. 7. 1
		金銅如来座像懸仏	西安庭	個人	H6. 7. 1
		金銅独尊座像懸仏	西安庭	個人	H6. 7. 1
	歴史資料	旧秋田街道国見峠盛岡領境の石標	橋場		H30. 6. 20
		旧秋田街道国見峠長山街道分岐の道路指導標	仁佐瀬		H30. 6. 20
民俗	有形	奉供養庚申塔	長山	個人	R2. 9. 23
		葛根田田植踊		葛根田田植踊保存会	S42. 5. 20
	無形	山祇神楽		山祇神楽保存会	S42. 5. 20
		篠川原剣舞		篠川原剣舞保存会	S49. 1. 22

資料編 2 災害予防計画

区 分		名 称	所在地	所有者	指定年月日
民 俗	無 形	西根念仏剣舞		西根念仏剣舞保存会	S61. 4. 11
		安庭あやつり人形芝居		あやつり人形芝居保存会	H10. 11. 23
		上長山角力甚句		上長山無形文化財振興会	H10. 11. 23
		雫石のどどさい節		安庭民踊省一会	H10. 11. 23
		雫石の男よしゃれ		上長山無形文化財振興会	H10. 11. 23
		南部雫石茶屋ふくし		安庭民踊省一会	H19. 4. 3
		雫石よしゃれ		雫石よしゃれ保存会、上長山無形文化財振興会、安庭民踊省一会	H22. 3. 4
		雫石裸参り		雫石裸参り実行委員会	H30. 2. 20
記 念 物	動 物	チョウセンアカシジミ	町 内		H 元. 7. 21
	植 物	山祇神社の姥杉	南 畑		H6. 7. 1
		多賀神社の姥木（杉）	御明神		H6. 7. 1
		七ツ田の弘法桜	長 山		H6. 7. 1
		雫石神社の杉	西 根		H6. 7. 1
		横欠のからかさ松	上 野		H17. 3. 4
		岩手山神社の夫婦杉	長 山		H24. 3. 1
選 定 保 存 技 術	雫石亀甲織		しづくいし麻の会	H17. 3. 4	

資料 2-10-1

道路整備状況

(令和7年1月1日現在)

区分 道路種別	路線数	実延長	改良済延長	舗装済延長	改良率	舗装率	
国 道	1	21,923	21,923	21,923	100.0	100.0	
県 道	主要地方道	1	21,926	21,926	21,926	100.0	100.0
	一般県道	12	84,983	72,423	71,562	84.7	83.7
町 道	一級町道	21	98,630	86,543	96,299	87.7	97.6
	二級町道	62	97,734	78,423	92,979	80.2	95.1
	そ の 他	1,278	640,861	377,501	242,894	58.9	37.9
計	1,375	966,057	658,739	547,583	68.2	56.7	

資料 2-10-2

障害物除去用資機材の整備状況

(令和7年1月1日現在)

機 材 の 名 称	数 量	保管場所	備 考
タイヤドーザ	1	役場大型車庫	
グレーダ	1	〃	
トラック	2	〃	
ツルハシ	5	〃	
スコップ	20	〃	

資料 2-11-1

下水道施設の現況及び整備計画

1 流域下水道（都南処理区）

	整備面積 (ha)	整備人口 (人)	管 渠 (km)	処 理 場 (m ³ 日最大)	ポンプ場 (箇所数)
事 業 計 画	8,668.9	332,760	83.3	154,316	8
R 3 年度末整備状況	7,342	326,311	83.1	133,155	8

(資料：R3 岩手県流域下水道維持管理年報)

2 公共下水道

	整備面積 (ha)	整備人口 (人)	管 渠 (km)	ポンプ場 (箇所数)	中継ポンプ (箇所数)
事 業 計 画	759.7	9,180	157.7	1	23
R 3 年度末整備状況	665.2	9,221	112.5	1	23

3 農業集落排水

	計画区域面積 (ha)	計画処理人口 (人)	管 渠 (km)	処理能力 (m ³ 日平均)	中継ポンプ (箇所数)
安 庭 地 区	25.6	580	4	156.6	2
駒 木 野 地 区	43.0	1,140	18	307.8	7
御 明 神 地 区	39.9	1,250	20	338.0	6
計	108.5	2,970	42	802.4	15

(平成 17 年度整備完了)

資料 2-11-2

電力施設の現況

1 発電所

(1) 水力発電

事業者名	発電所名	所在地	認可出力 (kW)
東北電力株式会社	葛根田第一	雫石町西根高倉山国有林第149林班	10,500
	葛根田第二	雫石町西根柏木平6-2	5,100

(2) 地熱発電

事業者名	発電所名	所在地	認可出力 (kW)
東北電力株式会社	葛根田	雫石町西根高倉山1-1	80,000
東北自然エネルギー株式会社	雫石地熱事業所	雫石町西根高倉山1-1	地熱蒸気供給

2 変電所

事業者名	変電所名	所在地	認可出力 (kW)
東北電力ネットワーク株式会社	雫石	雫石町上町東16	30,000
	雫石開閉所	雫石町上野二ツ森63-10	—

資料 2-11-3

簡易ガス施設現況調

(令和7年1月1日現在)

団地名	位置	供給事業者	電話番号	備考
七ツ森地区住宅団地	七ツ森	カメイ(株)	639-2266	
雫石町定住促進住宅	晴山	泉金物産(株)	641-5121	
ビューシティ雫石	林	(株)ミツウロコ	638-5191	

資料 2-12-1

危険物施設の状況

(令和7年1月1日現在)

区 分		施設数
製	造 所	1
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	6
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	9
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	3
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	45
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	0
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	25
	屋 外 貯 蔵 所	0
取 扱 所	給 油 取 扱 所	15
	第 一 種 販 売 取 扱 所	0
	第 二 種 販 売 取 扱 所	0
	一 般 取 扱 所	16
合 計		120

(資料：盛岡西消防署雫石分署)

資料 2-13-1

河川の現況

1 河川の現況集計表

管理主体	大中小別	河川数	実延長(m)	河川面積(m ²)	備考
国土交通省	大河川	5	18,400	86,070	
岩手県	大河川	6	80,877	3,439,180	
雫石町	大河川	54	342,250	7,055,500	
	中河川	742	809,800	7,675,500	
	小河川	241	72,950	364,750	
	小計	1,037	1,225,000	15,095,750	
計	大河川	65	441,527	10,580,750	
	中河川	742	809,800	7,675,500	
	小河川	241	72,950	364,750	
合計		1,048	1,324,277	18,621,000	

(資料：河川現況調書〔平成5年3月作成〕)

- (注) 1 御所ダム等人工湖に含まれる部分の面積は、カウントしない。ただし、河川数、実延長には含める。
- 2 大河川は、国土交通省、岩手県の管理河川、並びに原則として平均巾15m以上で実延長4,000m以上のもの。
- 3 小河川は、原則として、実延長300m以下、平均巾5m以下のもの、並びに国土交通省、岩手県管理河川の第三支流以上のもので実延長400m以下のもの。
- 4 中河川は、大河川、小河川のいずれにも属さないもの。

2 一級河川（北上川水系）

番号	河川名	指 定 区 間		延 長	指定年月日
		上 流 端	下流端		
1	雫石川	小柳沢の合流点		33.2 ^{km}	T 6. 1. 1 S 4. 10. 10
2	南川	左岸 雫石町南畑第 11 地割字源兵エ地 2 番 5 地先 右岸 雫石町高松山国有林 40 林班小林班地先	御所湖	22.7	S 40. 3. 8 S 49. 4. 11
3	矢櫃川	左岸 雫石町西安庭第 54 地割字芦ヶ平 62 番 1 地先 右岸 雫石町西安庭第 54 地割字芦ヶ平 60 番 4 地先	〃	12.0	S 40. 3. 8 S 49. 4. 11
4	鶯宿川	岩名目沢の合流点		10.5	S 27. 9. 17
5	外楯沢川	左岸 雫石町南畑女助山国有林 26 林班大小班地点 右岸 雫石町南畑女助山国有林 24 林班大小班地点	〃	6.4	S 34. 4. 1 S 42. 6. 1
6	葛根田川	左岸 雫石町長山北葛根田国有林 171 林班小班地点 右岸 雫石町西根南葛根田国有林 161 林班小班地点	雫石川への合流点	25.3	S 42. 10. 10 S 27. 9. 5

3 準用河川

番号	河川名	指 定 区 間		延 長	指定年月日
		上 流 端	下流端		
1	仁沢瀬川	左岸 岩手県滝沢市大釜風林 383 番 1 地先 右岸 岩手県滝沢市篠木仁沢瀬 216 番 82 地先	雫石川への合流点	6.46 ^{km}	H28. 3. 29

4 河川現況調書（大河川）

番号	河川名	管理主体	延長 (m)	平均巾 (m)	面積 (㎡)	備考
1	雫石川	国土交通省	0			(全長 6,500m)
2	仁沢瀬川	町・滝沢市	0			(全長 6,460m)
3	クキタナイ川	国土交通省	780	20	15,600	(全長 1,100m)
4	〃	町	4,900	20	98,000	
5	黒沢川	国土交通省	749	30	22,470	(全長 2,100m)
6	〃	町	11,500	25	287,500	
7	蟹沢川	〃	4,800	20	96,000	
8	長山堰	〃	7,000	15	105,000	
9	アダラ谷地川	〃	4,400	15	66,000	
10	大堀沢	〃	8,000	15	120,000	
11	オミサカ沢	〃	8,100	15	121,500	
12	大堀沢 I	〃	5,200	15	78,000	
13	葛根田川	岩手県	25,309	60	1,518,540	
14	平出川	町	4,200	30	126,000	
15	荒沢	〃	9,800	30	294,000	
16	湯ノ沢	〃	6,400	15	96,000	
17	滝ノ沢	〃	5,400	15	81,000	
18	釜ノ沢	〃	5,900	15	88,500	
19	蟹沢川	〃	5,200	15	78,000	
20	林ノ沢	〃	8,200	15	123,000	
21	内川	〃	3,200	20	64,000	
22	妻ノ神沢	〃	9,000	15	135,000	
23	白川沢	〃	7,000	15	105,000	
24	オノギワラ沢	〃	5,600	15	84,000	
25	正徳沢	〃	8,300	15	124,500	
26	斉内川	〃	6,100	15	91,500	
27	有根沢	〃	7,000	20	140,000	
28	メグリ沢	〃	4,100	20	82,000	
29	南白沢	〃	4,400	25	110,000	
30	松沢	〃	4,300	15	64,500	
31	葛根田川	〃	3,100	30	93,000	
32	明通沢	〃	5,100	20	102,000	
33	大石沢	〃	4,700	20	94,000	
34	北ノ又沢	〃	3,400	20	68,000	
35	雫石川	岩手県	12,704	55	698,720	

資料編 2 災害予防計画

番号	河川名	管理主体	延長 (m)	平均巾 (m)	面積 (m ²)	備考
36	赤 沢 川	町	10,200	15	153,000	
37	天 川 沢	〃	4,000	15	60,000	
38	上 野 沢	〃	10,400	20	208,000	
39	取 染 川	〃	11,700	20	234,000	
40	老 曾 部 沢	〃	4,400	15	66,000	
41	志 戸 前 川	〃	15,000	30	450,000	
42	大 地 沢	〃	3,300	20	66,000	
43	荒 沢	〃	3,400	20	68,000	
44	小 志 戸 前 沢	〃	6,000	20	120,000	
45	安 栖 川	〃	13,700	30	411,000	
46	坂 本 川	〃	5,300	20	106,000	
47	小 柳 沢	〃	9,500	30	285,000	
48	竜 川	〃	10,000	40	400,000	
49	荒 沢	〃	5,900	30	177,000	
50	下シズノ沢	〃	4,100	15	61,500	
51	スガクラ沢	〃	3,600	20	72,000	
52	南 川	国土交通省	0			(全長 5,900m)
53	水 上 沢	町	4,000	15	60,000	
54	鶯 宿 川	岩 手 県	10,500	30	315,000	
55	板 越 沢	町	4,400	15	66,000	
56	鶯 宿 川	〃	1,750	20	35,000	
57	南 川	岩 手 県	16,764	30	502,920	
58	尻 合 川	町	5,500	30	165,000	
59	中ノ黒沢	〃	5,400	20	108,000	
60	外 柵 沢 川	岩 手 県	6,400	20	128,000	
61	戸 沢 川	町	7,900	20	158,000	
62	矢 櫃 川	国土交通省	1,600	30	48,000	(全長 2,800m)
63	九 十 九 沢 川	町	6,500	20	130,000	
64	矢 櫃 川	岩 手 県	9,200	30	276,000	
65	東ノ又沢	町	4,100	15	61,500	

(注) 備考欄のカッコ内は、御所ダム数を含む全長。

資料 2-13-2

河川の改修状況

河川名	着手・完了年度	改修延長 (m)	備考
雫石川	S46～H13	3,900	広域基幹河川改修
黒沢川	S45～61	6,744	県営かんがい排水事業
蟹沢川	S45～61	6,741	〃
内川	S45～61	3,571	〃
赤沢川	S47～57	2,751	〃
天川沢川	S47～57	1,507	〃
上野沢川	S55～61	2,513	排水対策特別事業
五兵衛川	S56～60	2,358	〃
晴山沢川	S56～62	2,691	〃
新田堰	S56～60	3,707	〃
クキタナイ川	S56～60	3,164	〃

資料 2-13-3 砂防事業実施箇所調

幹川名	溪流名	位置	指定年月日	告示番号	種類	形状寸法			竣工
						高さ(m)	長さ(m)	立積(m ³)	
葦石川	戸沢川	西安庭	昭和 8. 7. 5	202	護岸				
"	小柳沢川	橋場	" 8. 7. 5	202	"				
"	葛根田川	長山	" 8. 5. 4	141	堰堤	8.5	64.0	1,244.0	昭和 8 年
"	小柳沢川	橋場	" 8. 5. 4	141	"	3.6	22.5	84.6	" 7 年
"	"	"	" 8.10.20	341	"	3.6	23.5	71.4	" 7 年
"	葛根田川	篠崎	" 26.10. 2	891	"	12.0	101.0	8,337.0	" 28 年
"	志戸前川	志戸前	" 29. 6. 8	1,082	"	12.0	120.0	8,078.0	" 33 年
"	竜川	橋場	" 32. 9. 25	1,179	"	10.0	112.4	5,556.0	" 37 年
"	"	"	" 38. 9. 14	2,402	"	14.5	73.0	5,228.0	" 41 年
"	有根沢川	長山	" 38. 9. 14	2,402	"	11.0	78.0	2,422.0	" 40 年
"	メグリ沢川	篠ヶ森	" 38. 9. 14	2,402	"	10.5	80.4	4,349.0	" 40 年
"	竜川	荒沢下	" 42. 3. 31	983	"	14.0	171.0	13,324.0	" 55 年
"	荒沢川	西山	" 41. 8. 9	2,638	"	11.0	112.0	5,926.4	" 45 年
"	九十九沢川	西安庭	" 44. 1. 16	27	"	8.0	50.7	1,269.8	" 45 年
"	安栖川	橋場	" 45.10. 6	1,460	"	16.5	69.4	9,141.2	" 49 年
"	平出川	西山	" 45.10. 6	1,460	流路工		8,000.0		" 54 年

幹川名	溪流名	位置	指定年月日	告示番号	種類	形状寸法			竣工
						高さ (m)	長さ (m)	立積 (m ³)	
雫石川	有根沢川	網張	昭和47.11.16	1,921	堰	13.0	52.0	2,746.4	昭和50年
"	北の股川	南畑	" 47.11.16	1,921	"	11.5	56.0	3,024.1	" 50年
"	竜川	鹿倉	" 48.12.7	2,440	"	16.5	59.0	7,574.6	" 53年
"	"	橋場	" 54.11.14	1,702	"	14.0	171.0	13,893.1	" 55年
"	葛根田川	葛根田	" 54.11.14	1,702	"	13.0	137.0	14,806.6	" 61年
"	"	有根沢	" 53.11.24	1,746	"	12.0	67.3	3,989.9	" 55年
"	小柳沢川	橋場	" 56.4.23	931	"	16.5	156.0	26,593.0	平成9年
"	鷲宿川	鷲宿			"	12.5	62.0	2,807.0	" 9年
"	葛根田川	長山	平成2.11.28	1,915	"	9.45	128.5	14,300.0	" 12年
"	"	西根	" 6.8.22	1,844	床固工	3.0	71.0	920.0	" 13年
"	"	"	" 6.8.22	1,844	"	5.0	58.7	1,000.0	" 14年
"	"	"	" 8.7.3	1,529	"	7.0	81.5	1,700.0	" 12年
"	"	"	" 5.10.22	2,025 2,027	堰	7.5	72.0	2,900.0	" 10年
"	安栖沢川	橋場	" 15.3.28	287	床固工	4.0	23.5	280.0	" 16年
"	"	"	" 15.3.28	287	"	5.0	26.5	360.0	" 16年
"	有根沢川	長山	" 15.1.9	12・13	堰	14.5	87.0	5,670.0	" 18年
"	"	"	" 15.3.28	288・289	"	13.0	71.0	4,412.0	" 18年

資料 2-13-4

町内ため池一覧

ため池名	所在地	築造年	総貯水量	備考
黒沢川溜池	雫石町繫第5地割192番地7	昭和45年	1.4千m ³	
戸沢溜池	雫石町西安庭第40地割88番地3	昭和45年	6.7千m ³	
清水沢2号	雫石町西安庭旭台312番地	昭和40年	2.9千m ³	
旭台2号溜池	雫石町西安庭旭台138番地1	昭和40年	10.4千m ³	
旭台1号	雫石町西安庭旭台85番地	昭和40年	14.9千m ³	
清水沢溜池	雫石町西安庭旭台296番地4	昭和40年	13.4千m ³	
清水沢3号	雫石町西安庭第39地割40番地10	昭和42年	13.6千m ³	
遠台森溜池	雫石町西安庭旭台16番地1	昭和40年	55.2千m ³	
外柵沢溜池	雫石町南畑第26地割17番地	昭和40年	106千m ³	

資料 2-13-5

治山事業実施箇所調

1 補助治水事業

施工年度	事業名	地区名	工種
S18	荒廃林地復旧事業	田茂木	混合積床固
	〃	次郎平	山腹編柵 138m
S19	〃	田茂木	混合積床固 1 基、練積護岸 29m
	〃	荒沢	山腹空積 136 m ² 、空張水路 84 m ²
	〃	北妻	空積床固 1 基、空積護岸 106m
S21	〃	〃	山腹空積 123m
S22	水害応急荒廃林地復旧	葛根田	空積護岸 55m、山腹空積 39 m ² 、張芝水路 18.6m
	〃	猫沢	空積護岸 5m、山腹空積 49 m ² 、張芝暗渠 22m
S23	崩壊地復旧	〃	玉石混堰堤 1 基、練積堰堤 1 基
S26	〃	葛根田	練積護岸 56m、山腹編柵 144m、山腹練積 211.5m、張芝水路 42m
	〃	荒沢	練積堰堤 3 基 680m ³ 、練積護岸 31m
	〃	矢櫃	練積護岸 145m 290 m ² 、山腹練積工 90 m ² 、練積水路 82m
S27	23 年 災 害	〃	練積護岸 166.5m、空積水路 9m、山腹練積 3 箇所 536m ³ 、練積水路 1 箇所 162.5m
	崩壊地復旧	葛根田	玉石混地堤 7 基 551.5m ³
S28	〃	矢櫃	玉石混凝土堰堤 1 基 315.6m ³ 、埋設練積 250 m ² 、1 基 315.6m ³
	〃	〃	張芝水路 245.5m、芝筋工 847 m ²
	〃	志戸前	玉石混凝土堰堤 3 基 68.2m ³ 、山腹練積 14.7 m ² 、埋設編柵 123m、練張水路 216m、山腹編柵 100m
S29	〃	上野沢	玉石混凝土堰堤 6 基 297.15m ³
S30	〃	荒沢	練積堰堤 1 基 334.6m ³
	〃	上野沢	玉石混凝土堰堤 6 基 297.15m ³
S31	〃	荒沢	練積堰堤 1 基 478.7m ³
S32	〃	北妻	玉石混凝土堰堤 1 基 335m ³ 、床固 1 基 52.4m ³
	〃	上和野	玉石混凝土堰堤 1 基 345.5m ³
S33	〃	荒沢	玉石コンクリート堰堤 1 基 366.9m ³
	〃	小志戸前	玉石コンクリート堰堤 1 基 197.5m ³
S34	〃	矢櫃	玉石コンクリート堰堤 1 基 279.1m ³
	〃	荒沢	玉石コンクリート堰堤 1 基 587.1m ³
S35	〃	矢櫃	玉石コンクリート堰堤 1 基 1,248m ³
	〃	葛根田	練積堤 1 基 795.9m ³
S36	〃	九九沢	玉石コンクリート堰堤 1 基 235.2m ³
	〃	矢櫃	玉石コンクリート堰堤 1 基 386.3m ³
S37	〃	湯の沢	玉石コンクリート堰堤 2 基 733.2m ³
	〃	清水沢	堰堤 1 基 301.7m ³ 、床固 91.9m ³ 、山腹コンクリート 50m、木柵 100m、張芝水路 136m
	〃	荒沢	玉石コンクリート護岸 50m、山腹蛇かご 220m、木柵 100m、張芝水路 150m

資料編 2 災害予防計画

施工年度	事業名	地区名	工種
S41	復旧治山	〃	堰堤工 1 基 626.9 m ²
	〃	正徳沢	堰堤工 2 基 428.4 m ²
S42	〃	用の沢	堰堤工 1 基 34.76 m ² 、護岸工 91.5m、積工 76m、筋工 581m、水路工 96m
S44	予防治山	五斗代	堰堤工 1 基 282.7m ³
S45	〃	西安庭	堰堤工 1 基 416.1m ³
S46	復旧治山	小赤沢	堰堤工 2 基 636.4m ³
	〃	〃	堰堤工 4 基 1,412.8m ³
	〃	〃	堰堤工 2 基 243.1m ³
S47	〃	晴山沢	堰堤工 2 基 563.5m ³
	災害復旧	用の沢	床固工 1 基 26.1m ³ 、土留工 22m49.5m ³ 、暗渠工 12m、水路工 12m、水路工 30m、筋工 40m、筋工 90m
S48	復旧治山	小赤沢	堰堤工 3 基 1,289m、土留工 29.5m82.8m ³
	県単治山	上和野	堰堤工 1 基 139.8m ³
S49	復旧治山	大地沢	堰堤工 (鋼製) 1 基 21.061 t
S50	復旧治山	モッコ岳	床固工 1 基 21.061 t、土留工 87.8 m ²
	〃	〃	床固工 101 m ² 、水路工 134m
	〃	〃	水路工 16m、暗渠工 147m
	〃	〃	棚工 118m、伏工 187m
S51	復旧治山	栃坂	堰堤工 27.5148 t
	予防治山	十石沢	堰堤工 240.9m ³
S52	復旧治山	栃坂	堰堤工 1 基 31.9132 t
	〃	杉立	堰堤工 2 基 507.2m ³
S53	復旧治山	モッコ岳	堰堤工 1 基 38.0744 t
	〃	十石沢	堰堤工 1 基 38.0744 t
S54	復旧治山	妻の神	床固工 3 基 961.3 m ² 、護岸工 147m
	重要水源山地整備事業	モッコ岳	北堤工 1 基 32.964 t
	〃	〃	北堤工 1 基 42.661 t
	〃	〃	山腹工一式 0.1ha
	〃	〃	量水堰 1 基 139.4m ³ 、流量観測施設一式
	災害復旧	小志戸前	副堰 1 基 156.7m ³
S55	特別重要水源山地整備事業	志戸前	堰堤工 1 基 55.729ha
	〃	栃坂	堰堤工 1 基 53.833ha、山腹工 0.15ha
	予防治山	小志戸前	床固工 1 基 215.9m ³
S56	〃	大地沢	堰堤工 1 基 27.493 t
	〃	小志戸前	堰堤工 1 基 366.9m ³
	特別重要水源山地整備事業	志戸前	堰堤工 1 基 96.373 t
	〃	栃坂	堰堤工 1 基 66.977 t、床固工 44.483 t、護岸工 80m

資料編 2 災害予防計画

施工年度	事業名	地区名	工種
S57	復旧治山	妻の神	床固工2基732.6m ³ 、護岸工153.9m、根固工71.9m
	特別重要水源山地整備治山	志戸前	堰堤工2基162.676t、床固工1基29.991t、護岸工161.8t
	〃	栃坂	溪間工2基
	災害復旧	妻の神	溪間工1基
S58	復旧治山	妻の神	床固工2基586.5m ³ 、堰堤工1基433.7m ³
	予防治山	大地沢	堰堤工1基52.627t
	特別重要水源山地整備事業	志戸前	堰堤工1基20.397t、谷止工36.871t、床固工2基67.719t、護岸工268.7m、土留工11.898t
S59	復旧治山	妻の神	床固工外4基
	特別重要水源山地整備治山	志戸前	床固工1基
	〃	〃	堰堤工1基、谷止工外1基
	重要流域保守林総合整備	〃	土留工外362.5m
S60	復旧治山	妻の神	帯工2ヵ所68.2m ³
	特別重要水源山地整備治山	志戸前	床固工2基112.680t、堰堤工1基85.300t、土留工266m
S61	復旧治山	妻の神	床固工2基803.3m ³ 、
	県単治山	〃	根固工380m ²
	特別重要水源山地整備治山	志戸前	谷止工1基193.8m ³ 、堰堤工3基112.440t、床固工1基24.950t
S62	復旧治山	妻の神	床固工638.7m ³
	水源地域緊急整備	モッコ岳	谷止工2基、土留工99.3m
	〃	大地沢	谷止工240.4m ³
	災害関連緊急治山	山津田	谷止工4基
S63	復旧治山	妻の神	床固工2基1,047.3m ³
	〃	山津田	床固工50.52t
	水源地域緊急整備	志戸前	谷止工2基59.2t
	〃	大地沢	土留工98m、55.7m ³
H元	復旧治山	妻の神	床固工1基879.7m ³
	〃	山津田	床固工39m58.3t
	水源地域緊急整備	志戸前	堰堤工142.2t、土留工22.6m12.7t
H2	復旧治山	岩手山	床固工1基891.6m ³
	予防治山	堂前	床固工1基416.8m ³
	重要保全地区総合治山	山津田	土留工88m140.4t
	水源地域緊急整備	大地沢	堰堤工1基82.3t、土留工1基16.1t
H3	復旧治山	小志戸前	堰堤工274m ³
	〃	妻の神	床固工1基827.6m ³
	集落防災対策総合治山	山津田	床固工1基31.7t
	水源地域緊急整備	志戸前	堰堤工1基600.3m ³
	県単治山	湯の沢	護岸工41.2m ²
〃	志戸前	堰堤工48m ²	

資料編 2 災害予防計画

施工年度	事業名	地区名	工種
H4	復旧治山	岩手山	床固工1基442.2㎡
	集落防災対策総合治山	山津田	床固工2基478.1m ³ 、床固工1基64t
	水源地域緊急整備	大地沢	谷止工1基952.5m ³
	〃	小志戸前	床固工1基233.2m ³
	復旧治山	妻の神	護岸工62.6m ² 204㎡
	保安林管理道	大地沢	谷止工1基800.4m ³
H5	地域防災対策総合治山	山津田	床固工1基234.3m ³
	水源地域緊急整備	大地沢	谷止工1基312m ³ 、床固工1基88.9t
	復旧治山	妻の神	護岸工53.4m ² 174㎡
	地域生活基盤整備総合治山	山津田	土留工63.8m ² 122m ³
H6	地域防災対策総合治山	〃	土留工47.8m ² 91.1m ³ 、水路工97.4m
	〃	篠ヶ川原	床固工2基741.4m ³
	水源地域緊急整備	大地沢	谷止工1基369.3m ³
	県単治山	次郎平	落石防止柵18m ² 6.413t
	災害関連緊急治山	林平	土留工77.5m ² 107m ³
H7	復旧治山	〃	土留工12m ² 20.2m ³
	地域防災対策総合治山	山津田	土留工44m ² 88.4m ³
	〃	篠ヶ川原	床固工4基1,481.6m ³
	水源地域緊急整備	大地沢	床固工1基30.1t、谷止工2基732.4m ³
	県単治山	篠ヶ川原	床固工1基150.3m ³
	復旧治山	次郎平	落石防止壁12m ² 5.31t
H8	地域防災対策総合治山	山津田	土留工74.8m ² 99.6m ³
	〃	篠ヶ川原	床固工1基350.7m ³
	水源地域緊急整備	大地沢	谷止工395.6m ³ 、床固工1基29.3t
	県単治山	篠ヶ川原	床固工1基60.4m ³
H9	地域防災対策総合治山	〃	護岸工112m ² 578.1㎡
	〃	山津田	土留工144.3m ³
	水源森林総合整備	大地沢	堰堤工1基36.9t、堰堤工1基400.1m ³
	県単治山	篠ヶ川原	魚道工
	〃	小志戸前	暗渠工6孔270m
	保安林管理道整備	〃	土留工2基149.6m ³
H10	地域防災対策総合治山	山津田	谷止工953.2m ³
	〃	篠ヶ川原	床固工2基1,144.4m ³
	水源森林総合整備	大地沢	堰堤工2基874.3m ³
	県単治山	篠ヶ川原	床固工1基218.5m ³
	生活環境保全林整備	七ツ森	防火用貯水池1基
H11	地域防災対策総合治山	小赤沢	谷止工4基1,048.1m ³
	火山地域防災機能強化総合治山	篠ヶ川原	床固工1,130.2m ³
	県単治山	〃	魚道工116.2m ³

資料編 2 災害予防計画

施工年度	事業名	地区名	工種
H12	地域防災対策総合治山	小赤沢	谷止工 5 基 1,146.1m ³
	火山地域防災機能強化総合治山	篠ヶ川原	床固工 1,075.6m ³ 、534.6m ³
	県単治山	〃	魚道工
H14	地域防災対策総合治山	小赤沢	土留工 25.7m
	火山地域防災機能強化総合治山	篠ヶ川原	護岸工 176.6m、609.4m ²
	県単治山	七ツ森	谷止工 1 基 113.8m ³
H15	地域防災対策総合治山	小赤沢	法枠工 3,291m ²
	火山地域防災機能強化総合治山	篠ヶ川原	護岸工 206.6m
H16	地域防災対策総合治山	小赤沢	谷止工 141.6m ³
	県単治山	次郎平	法枠工 439.7m ²
H17	火山地域防災機能強化総合治山	篠ヶ川原	護岸工 254.4m
H19	県単治山	篠ヶ川原	木工沈床 2 基、土留工 18.0m
H20	復旧治山	斉内川	谷止工 3 基、流路工 542.5m、護岸工 175.5m ² 、水路工 13.2m、実播工 204.02m、法切工 30m ²
	奥地保安林保全 緊急対策	大地沢	土留工 94.1m ³ 、法枠工 801.9m ² 、法切工 348.0m ³
	〃	大地沢	谷止工 7 基
	県単治山	安栖	土留工 25.0m、水路工 35.4m、暗渠工 13.9m、柵工 45.0m、伏工 475.0m ² 、法切工 609.0m ³
H24	県単治山	大地沢	土留工 42.5m ² 、ボーリング暗渠工 160.0m、水路工 19.2m、筋工 30.8m
H25	県単治山	モッコ岳	浚渫工 4390.0m ³
H26	災害関連緊急治山	山津田	床固工 1 基、土留工 18.0m、水路工 303.3m、法枠工 6483.7m ²
H27	復旧治山	山津田	法枠工 1821.6m ² 、柵工 67.0m、実播工 2710.1m ² 、伏工 439.0m ²
H27	予防治山	上和野	谷止工 1 基
H29	復旧治山	山津田	法枠工 1391.5m ² 、土留工 23.0m、水路工 55.9m、柵工 99.5、実播工 1174.1m ² 、伏工 564.7m ²
R4	復旧治山	志戸前川	谷止工 1493.9m ³ 、溪畔林整備 1 式
R5	復旧治山	志戸前川	谷止工 2 基 1366.2m ³

2 直轄治山事業

施工年度	名 称	堤高 (m)	堤長 (m)	体積 (m ³)
S35	志戸前川第1号 玉石コンクリート堰堤	7.0	72.0	150.85
	〃 〃 床固	3.0	86.0	442.0
	志戸前川第5号 玉石コンクリート床固	3.5	56.0	143.2
	小水沢 玉石コンクリート床固	4.0	32.0	246.9
S36	志戸前川第4号 玉石コンクリート床固	3.5	57.5	768.6
	志戸前川第6号 玉石コンクリート床固	4.0	33.0	168.4
	大地沢 玉石コンクリート床固	4.0	74.0	619.3
	岩井沢第2号 玉石コンクリート河床固	3.0	53.2	554.3
	岩井沢第1号 玉石コンクリート河床固	3.5	59.0	50.5
S37	岩井沢第1号 玉石コンクリート堰堤	4.5	37.5	30.91
	大地沢 コンクリート堰堤	3.0	65.0	1455.6
	志戸前川第2号 コンクリート床固	4.0	95.0	965.3
S38	大地沢 コンクリート堰堤	7.5	84.0	2053.0
	志戸前川第3-3号 コンクリート床固	4.0	55.0	353.7
	大水沢山腹			0.415
	志戸前川第8号 山腹			0.046
	志戸前川第7号 山腹			0.383
	志戸前川第6号 山腹			0.074
	志戸前川第5号 山腹			0.204
	志戸前川第3号 山腹			0.013
	志戸前川第2号 山腹			0.100
	志戸前川第1号 山腹			0.100
	志戸前川第1号 大橋		11.6	
S39	志戸前川第2号 コンクリート堰堤	5.0	54.0	573.2
	岩井沢第3号 コンクリート堰堤	8.0	52.0	102.1
	岩井沢第4号 コンクリート堰堤	8.0	27.0	375.2
	志戸前川第3-2号 コンクリート床固	4.0	78.0	621.7
	大水沢第2号 コンクリート堰堤	5.0	23.5	189.4
	志戸前川第2号 コンクリート堰堤	9.0	79.0	2578.5
	大水沢第2号 コンクリート谷止	4.5	12.0	70.0
	大水沢第1号 コンクリート谷止	2.5	12.5	41.0
	大水沢第1号 コンクリート堰堤	3.5	14.0	67.7
	大地沢H. B. B橋		16.5	

資料編 2 災害予防計画

施工 年度	名 称	堤高 (m)	堤長 (m)	体積 (m ³)
S40	小志戸前川第1号 コンクリート堰堤	4.5	23.5	168.6
	志戸前川第9号 山腹			0.160
	志戸前川第10号 山腹			0.010
	栃坂沢第1号 コンクリート堰堤	100	360	1157.7
	杉立沢 コンクリート堰堤	9.0	42.0	1167.2
	岩井沢第6号 コンクリート堰堤	8.0	44.5	373.0
	岩井沢第5号 コンクリート堰堤	9.0	44.5	1202.1
	岩井沢第2号 コンクリート谷止	5.0	15.5	114.2
	岩井沢第1号 コンクリート堰堤	5.0	15.5	114.2
	大地沢第1号 コンクリート堰堤	5.5	23.5	263.8
	滝倉沢 コンクリート堰堤	5.0	38.0	371.8
	小赤沢H. B. C橋		40.8	
	小志戸前川第1号 コンクリート橋		80	
S41	小志戸前川第2号 山腹			0.040
	小志戸前川第1号 山腹			0.080
	中の滝沢 コンクリート谷止	6.0	17.0	156.2
	谷地沢第1号 コンクリート谷止	5.0	17.0	132.8
	小志戸前川第5号 コンクリート堰堤	6.0	26.5	174.7
	小志戸前川第3号 コンクリート堰堤	4.5	29.0	254.4
	小志戸前川第2号 コンクリート堰堤	3.5	31.0	185.0
	アイカクボ沢 コンクリート谷止	6.5	22.0	262.0
	滝の倉沢(1) 山腹			0.600
	滝倉沢第1号 コンクリート谷止	4.0	19.0	39.1
	滝倉沢第2号 コンクリート谷止	4.0	16.0	285.0
	滝倉沢第3号 コンクリート谷止	5.5	28.0	170.6
	滝倉沢第4号 コンクリート谷止	5.0	23.5	157.3
	栃坂沢第2号 コンクリート堰堤	6.0	57.5	982.0
	栃坂沢第3号 コンクリート堰堤	6.5	50.0	905.8
	志戸前川第3号 コンクリート堰堤	6.0	84.0	1226.9
	岩井沢第3号 コンクリート谷止	5.0	16.0	116.6
	岩井沢第4号 コンクリート谷止	5.0	15.0	113.6
岩井沢第7号 コンクリート堰堤	7.5	49.0	166.6	
S41・42	大地沢レール桁橋		10.0	

資料編 2 災害予防計画

施工年度	名 称	堤高 (m)	堤長 (m)	体積 (m ³)
S42	滝倉沢 山腹			1.128
	小志戸前川第3号 山腹			0.470
	岩井沢第8号 コンクリート堰堤	6.0	36.0	516.5
	地森沢 コンクリート谷止	5.5	27.5	336.2
	大地沢第2号 コンクリート床固	4.0	50.5	384.9
	ヤスノ沢第1号 コンクリート堰堤	7.0	35.0	642.1
	志戸前川第4号 コンクリート堰堤	6.0	137.0	2256.2
	滝倉沢 コンクリート床固	3.5	24.0	111.3
	小志戸前川第1号 上割沢第1号コンクリート谷止	6.0	16.0	102.1
	小志戸前川第7号 コンクリート堰堤	7.0	31.0	371.5
	栃坂沢第4号 コンクリート堰堤	6.0	71.0	1101.8
	小志戸前川第8号 コンクリート堰堤	7.0	29.0	333.8
	小志戸前川第 号 上割沢第2号コンクリート谷止	6.0	16.0	130.1
S43	岩井沢第1号 嵩上コンクリート床固	1.5	59.0	318.6
	岩井沢第2号 嵩上コンクリート床固	1.5	53.2	287.3
	ヤスノ沢 コンクリート床固	4.0	79.0	529.1
	ヤスノ沢第2号 コンクリート堰堤	7.0	29.0	490.2
	シロミ沢 コンクリート堰堤	6.0	30.0	410.2
	滝倉沢(Ⅱ) 山腹			0.531
	カク沢第1号 コンクリート谷止	4.0	23.5	131.1
	カク沢第2号 コンクリート谷止	3.5	14.0	67.0
	小志戸前川第4号 コンクリート堰堤	3.5	40.0	261.0
	小志戸前川第6号 コンクリート堰堤	6.0	30.0	354.9
	大割沢第1号 コンクリート谷止	4.0	15.5	91.4
	大割沢第2号 コンクリート谷止	5.0	20.0	170.5
	小割沢第1号 コンクリート谷止	5.0	18.5	131.5
	小割沢第2号 コンクリート谷止	5.0	15.0	104.5
	小割沢第3号 コンクリート谷止	5.0	19.0	123.9
	助五郎沢 コンクリート谷止	5.0	20.0	147.5
	小志戸前川第3号 山腹			0.470
	志戸前川第5号 コンクリート堰堤	4.5	80.0	785.6
	志戸前川第6号 コンクリート堰堤	6.0	109.0	1892.0
	志戸前川第7号 (鋼製) コンクリート堰堤	5.0	123.0	675.9
S45	カラノ沢 コンクリート堰堤	6.0	35.00	657.1
	南白澤第四号 コンクリート堰堤	6.0	37.00	538.8
	玄武橋 山腹			0.760

資料編 2 災害予防計画

施工年度	名 称	堤高 (m)	堤長 (m)	体積 (m ³)
S46	カラノ沢第四 コンクリート堰堤	5.0	36.00	537.3
	荒沢第二号 山腹			0.210
	荒沢第三号 山腹			0.070
	南白澤第五号 コンクリート堰堤	5.5	24.00	286.3
	南白澤第一号 山腹			0.140
	勘助澤 山腹			0.390
	大黒 コンクリート堰堤	4.0	24.00	110.3
	葛根田川 山腹			0.601
S47	南白沢第七号 コンクリート堰堤	5.0	33.50	405.5
S47	南白沢第七号 山腹			0.003
	トチクボ沢一号 コンクリート谷止	7.0	16.00	143.2
	小柳沢第四号コンクリート副堰堤	4.0	32.00	328.0
S48	小柳沢第四号 コンクリート堰堤	7.0	64.00	1,428.9
	荒沢一号 コンクリート床固	4.0	54.00	690.7
	栃窪沢二号 コンクリート谷止	7.0	18.50	153.6
	栃窪沢三号 コンクリート谷止	6.0	19.00	112.9
	栃窪沢四号 コンクリート谷止	5.0	17.50	72.2
S49	荒沢 コンクリート床固	3.0	60.00	247.0
	南白沢八号 コンクリート堰堤	8.0	40.50	1,007.0
	トチクボ沢 山腹			0.450
	東の股沢 ブロック積山腹			0.033
S50	荒沢 ブロック積堰堤	6.0	31.00	461.6
	南白沢 コンクリート堰堤	5.0	33.80	407.3
S51	持倉沢 ブロック積堰堤	6.0	34.00	707.0
	北白沢 コンクリート堰堤	5.0	44.00	381.3
	館ヶ沢 コンクリート堰堤	5.0	40.50	444.0
S52	荒沢 コンクリート堰堤	5.0	45.00	601.9
	松沢 コンクリート堰堤	6.0	31.50	501.7
	北白沢 山腹			0.380
	大面沢 コンクリート谷止	6.0	22.00	290.0
S53	荒沢 コンクリート堰堤	6.0	39.50	626.7
	葛根田川第一 コンクリート堰堤	4.5	89.00	970.8
S54	南白沢 コンクリート床固	4.0	35.00	234.0
	荒沢 コンクリート床固	3.5	49.50	304.7
	湯の沢 鋼製枠谷止	6.2	22.00	25.9 t
	東の股 山腹			0.062

資料編 2 災害予防計画

施工年度	名 称	堤高 (m)	堤長 (m)	体積 (m ³)
S54	湯の沢第二 1号コンクリート床固	3.5	22.00	132.0
	湯の沢第二 2号コンクリート谷止	5.0	27.00	281.4
	湯の沢第二 3号コンクリート床固	2.0	19.75	73.5
S55	竜川荒沢 コンクリート堰堤	9.0	64.00	2,193.5
	大沢 鋼製谷止	5.0	23.00	123.2
	湯の沢 コンクリート床固	2.0	27.50	105.0
S56	館ヶ沢 コンクリート堰堤	6.5	30.00	468.3
	タテモリ沢 コンクリート床固	3.5	25.50	161.8
	北白沢 コンクリート堰堤	5.0	49.00	525.0
S57	東の股 コンクリート堰堤	5.0	48.00	571.9
	大山(戸草)沢 鋼製堰堤	4.0	34.00	174.4
S57	湯の沢 コンクリート床固	2.5	32.90	114.0
S58	戸草沢 コンクリート谷止	5.5	29.50	231.0
	桧山沢 コンクリート床固	4.0	25.00	140.5
	大面沢 コンクリート谷止	5.5	21.00	178.1
S59	館ヶ沢 コンクリート谷止	6.0	31.50	321.4
	ネズコゴヤ沢 コンクリート谷止	6.0	21.50	238.2
	戸沢川 コンクリート床固	4.5	44.00	362.1
S60	東の股沢 コンクリート谷止	5.0	35.00	358.2
	大沢 コンクリート谷止	4.0	24.50	164.6
	タテモリ沢 コンクリート谷止	5.0	20.00	189.5
	右又沢 コンクリート谷止	5.0	27.50	213.4
S61	勘助沢 コンクリート谷止	4.0	35.00	269.4
	小柳沢 コンクリート谷止	5.0	37.00	476.1
	アシダクラ沢 コンクリート床固	4.0	37.50	292.4
S62	戸沢川 コンクリート谷止	4.0	26.0	164.9
	葛根田第二 山腹			0.180
S63	館ヶ沢 コンクリート谷止	4.5	31.0	320.3
H1	マムシ沢 山腹			1.014
	下小糸沢 コンクリート谷止	5.0	27.50	202.3
	シカノ沢 コンクリート谷止	4.0	35.50	307.2
H2	葛根田川 コンクリート床固	4.0	121.00	1,173.7
	勘助沢 コンクリート谷止	5.0	40.00	459.6
H3	杉山沢 コンクリート谷止	5.0	30.00	239.2
	左又沢 コンクリート谷止	6.0	37.50	371.2
H4	北白沢 コンクリート谷止	3.5	34.00	225.5

資料編 2 災害予防計画

施工年度	名 称	堤高 (m)	堤長 (m)	体積 (m ³)
H5	北白沢 コンクリート床固	8.0	50.50	1,008.5
	葛根田川 山腹			0.092
H6	葛根田川 コンクリート床固	4.0	68.00	727.8
	アカイシ沢 1号コンクリート谷止	4.5	19.00	123.2
	アカイシ沢 2号コンクリート谷止	5.0	19.50	154.3
	大沢 鋼製スリット谷止	6.0	22.50	214.3
	タテ沢 コンクリート谷止	5.0	18.50	168.9
H7	北白沢 コンクリート谷止	5.0	23.50	275.0
H8	北白沢第二 1号コンクリート谷止	7.0	27.00	437.8
	北白沢第二 2号コンクリート谷止	6.0	33.00	414.0
	北白沢 コンクリート谷止	6.0	42.00	646.6
H9	マムシ沢 コンクリート谷止	3.5	13.50	107.7
H11	大松倉沢 コンクリート谷止	6.0	37.00	509.4
H11	葛根田川第4 山腹			0.1382
	黒滝沢 コンクリート谷止	5.5	53.00	535.3
	葛根田川第6 山腹			0.6097
	赤粒沢 鋼製枠谷止	8.0	35.00	43.05 t
	葛根田川第5 山腹			0.873
	葛根田川第3 鋼製枠谷止			22.76 t
	葛根田川第13 山腹			8.640
	葛根田川第14 山腹			5.030
	葛根田川第2 山腹			0.1666
	葛根田川第8 山腹			0.180
	葛根田川第7 山腹			0.6306
	葛根田川第9 山腹			1.2408
	葛根田川第10 山腹			0.193
	葛根田川第11 山腹			0.254
	葛根田川第12 山腹			0.0725
H12	熊沢 コンクリート谷止	10.0	73.50	2,390.2
	葛根田川 山腹			3.620
	正徳沢 コンクリート谷止	11.0	79.00	3,799.7
	タテ沢 山腹			0.2873
	赤粒沢 山腹			0.3803
	御神坂沢 コンクリート谷止	8.0	60.00	1,917.2
	葛根田川第3 山腹			0.5282

資料編 2 災害予防計画

施工年度	名 称	堤高 (m)	堤長 (m)	体積 (m ³)
H13	タテ沢第二 山腹			0.3025
	赤粒沢第二 山腹			0.60157
	熊沢 コンクリート副堤	5.0	32.00	458.3
	大石沢 コンクリート谷止	11.5	40.00	1,662.0
	大石沢 コンクリート副堤	3.5	19.00	163.2
	妻ノ神沢第二 コンクリート谷止	12.0	71.00	3,366.1
	御神坂沢 コンクリート副堤	4.5	49.00	707.4
	正徳沢 コンクリート副堤	4.0	48.00	526.0
	葛根田川第2 山腹			0.08021
H14	妻ノ神沢 コンクリート副堤	4.5	39.50	487.3
	熊沢支流 コンクリート谷止	8.5	38.50	1,111.8
H15	熊沢 コンクリート副堤	3.5	22.00	223.2
	葛根田川第2 山腹			0.91579
	白川沢 鋼製枠谷止	7.0	41.50	854.9
H16	白川沢第二 コンクリート谷止	10.0	44.50	1,795.0
	熊沢 コンクリート谷止	9.0	26.50	899.7
H17	熊沢 コンクリート副堤	4.0	17.00	196.4
	白川沢第二 コンクリート谷止	4.5	25.00	2,128.4
H18	竜川 山腹			0.18924
	熊沢第二 コンクリート谷止	8.0	47.50	1,387.2
	大石沢 コンクリート谷止	10.0	33.50	1,120.7
	南白沢 コンクリート谷止	6.5	63.70	1,000.8
H19	大石沢 コンクリート副堤	3.5	19.80	196.3
	御神坂第三 コンクリート谷止 7号	9.0	57.00	1,862.7
	御神坂第三 コンクリート副堤 7号	4.0	31.50	449.8
	御神坂第三 コンクリート谷止 9号	8.0	33.00	966.5
	御神坂第三 コンクリート副堤 9号	4.0	23.00	341.4
	御神坂第三 コンクリート谷止 11号	9.0	38.50	1,347.2
	御神坂第三 コンクリート副堤 11号	4.5	26.00	409.8
	御神坂第三 コンクリート谷止 12号	11.0	77.50	3,069.1
	御神坂第三 コンクリート副堤 12号	5.0	35.00	604.9
	御神坂第一 コンクリート谷止 1号	8.0	125.00	4,101.4
	御神坂第一 コンクリート副堤 1号	4.0	42.00	652.2
	御神坂第四 コンクリート谷止 15号	12.0	74.00	3,475.2
	正徳沢 コンクリート谷止	11.0	60.50	1,668.5

資料編 2 災害予防計画

施工年度	名 称	堤高 (m)	堤長 (m)	体積 (m ³)
H20	御神坂第六 コンクリート床固 1号	3.5	22.50	111.6
	御神坂第六 コンクリート床固 2号	3.5	22.50	113.2
	御神坂第六 コンクリート床固 3号	3.5	22.50	113.2
	御神坂第六 コンクリート床固 4号	3.5	22.50	113.2
	正徳沢 コンクリート谷止	11.0	60.50	1,114.9
	正徳沢 コンクリート副堤	4.0	44.00	545.7
	白川沢 コンクリート谷止	10.5	39.50	1,606.5
	白川沢 コンクリート副堤	4.5	25.00	313.8
	御神坂第四 コンクリート副堤 15号	6.5	40.00	833.2
	御神坂第四 コンクリート谷止 14号	12.0	51.00	2,679.6
	御神坂第四 コンクリート副堤 14号	6.0	34.00	682.1
	マムシ沢 山腹			0.5698
	御神坂 コンクリート谷止 10号	8.0	36.50	1,051.5
	御神坂 コンクリート副堤 10号	4.0	25.00	353.7
	御神坂 コンクリート谷止 13号	11.0	44.00	1,937.9
	御神坂 コンクリート副堤 13号	5.5	29.50	547.3
	大松倉沢 コンクリート谷止	7.0	32.00	573.2
H21	大松倉沢 山腹			0.05001
	高松沢 コンクリート谷止 1号	5.0	22.70	185.5
H21	高松沢 コンクリート谷止 2号	7.0	22.70	315.3
	高松沢 コンクリート谷止 3号	4.5	22.00	159.4
	高松沢 コンクリート谷止 4号	4.0	12.60	77.4
	高松沢 山腹			0.22386
	館ヶ沢 コンクリート谷止	7.0	35.06	615.7
	御神坂第三 鋼製スリット谷止	4.0	58.00	1,104.6
	御神坂第三 コンクリート谷止 3号	6.0	40.50	841.1
	杉山沢 コンクリート谷止 1号	4.0	14.00	70.7
	杉山沢 コンクリート谷止 2号	6.0	20.00	167.8
	杉山沢 コンクリート谷止 3号	6.0	27.00	239.3
	葛根田第三 山腹			0.56983
H22	松沢 コンクリートスリット谷止 1号	6.0	56.50	774.3
	松沢 コンクリート谷止 2号	8.5	28.00	629.8
H23	御神坂 コンクリート谷止 4号	6.0	46.00	993.4
	御神坂 コンクリート谷止 5号	6.0	37.50	785.9
	熊沢 コンクリート谷止	9.0	39.00	1,345.3
H26	白川沢第二 コンクリート谷止	12.0	52.00	2,837.4
	白川沢第二 コンクリート副堤	5.0	29.00	494.3

資料編 2 災害予防計画

施工年度	名 称	堤高 (m)	堤長 (m)	体積 (m ³)
H27	2の沢 コンクリート谷止	5.0	14.50	111.5
	長沢 コンクリート谷止	7.0	25.20	331.6
	脇ノ沢 鋼製枠床固	4.0	23.00	13.9 t
	3の沢 鋼製網床固	3.5	11.00	68.8
H28	長沢 コンクリート谷止2号	5.0	17.50	152.8
	1の沢 コンクリート谷止	5.0	17.00	145.5
	熊沢支流 コンクリート谷止2号 本堤	58.5	10.00	2,036.9
	熊沢支流 コンクリート谷止2号 副堤	5.0	40.5	653.9
H29	橋場 コンクリート床固工1号	7.5	23.0	288.0
	橋場 コンクリート床固工2号	6	14.5	151.2
H30	熊沢支流 コンクリート谷止1号 本堤	9.0	52.0	1669.4
	熊沢支流 コンクリート谷止1号 副堤	4.0	33.5	446.1
	勘助沢 コンクリート谷止1号	7.5	52.0	869.7
R1	脇ノ沢 鋼製スリットダム	6.0	41.5	438.9
R2	脇ノ沢 コンクリート谷止2号	3.5	20.5	116.9
	1の沢 コンクリート1号谷止	4.0	31.0	206.2
	1の沢 コンクリート2号谷止	6.0	21.9	243.2
	長沢 コンクリート1号谷止	5.0	17.0	148.9
	志戸前川 1号集水井			1基
	志戸前川 2号集水井			1基
R3	勘助沢 水路工		7.0	
	志戸前川 3号集水井			1基
	志戸前川 鋼製枠谷止1号	6.0	30.3	33.8 t
R4	荒沢 コンクリート谷止	5.0	51.5	582.8
	志戸前川 4号集水井			1基
	志戸前川 5号集水井			1基
	志戸前川 6号集水井			1基
R5	荒沢 コンクリート谷止	5.0	42.5	463.2
	志戸前川 7号集水井			1基
	志戸前川 8号集水井			1基

資料 2-13-6

河川水門管理要綱及び河川水門管理委託箇所

河川水門管理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれ大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。
 - ア 気象予報又は気象警報が発令された場合
 - イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合
 - ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合
- (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
 - イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）

にあつては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。)以上河川水門の開閉部分の試運転(注油を含む。以下同じ。)をすること。

(2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録(様式第1号)を作成し、備えておくものとする。

(3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。

ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合

(ア) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報(潮位関連河川水門の場合に限る。)

(イ) 気象警報、浸水警報、洪水警報

(ウ) 高潮警報、津波警報、波浪警報(潮位関連河川水門の場合に限る。)

イ 洪水予報又は水防警報が発令された場合

ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合

エ 海水に著しい変動があった場合(潮位関連河川水門の場合に限る。)

オ 人体に感じる程度の地震が発生した場合(潮位関連河川水門の場合に限る。)

カ 特に知事が指示した場合

(4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 水門をいつでも操作できるようにしておくこと。

イ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。

ウ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。

(5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。

(6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。

ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。

イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管する広域振興局長に報告すること。

(ア) 河川水門の試運転をしたとき

(イ) 河川水門の異状を発見したとき

(ウ) 警戒勤務態勢に入ったとき

(エ) 河川水門を操作(試運転のための操作を除く。)したとき

(オ) 警戒勤務態勢を解除したとき

(7) 前号イ(ア)の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書(様式第3号)により行うものとする。

(情報連絡)

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水

門の操作に遺憾のないようにするものとする。

(国土交通大臣等に対する協力要請)

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

様式第2号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏名 印

年度河川水門管理体制（変更）報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号アの規定により報告します。

水門、樋門及び樋管名	河川名及び設置場所	型式	開方	閉法	門数	管理操作責任者住所氏名	管理操作担当者住所氏名	試運転予定年月日その他管理方法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告をすること。

様式第3号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏名 印

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第7号の規定により報告します。

水門、樋門及び樋管名	河川名及び設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転の年月日	試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置

注 試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

河川水門管理委託箇所

調査表 番号	水系名	河川名	設置箇所			水門の種類	
			郡・市	町・村	字	河川	海
1	北上川	葛根田川	岩手	雫石	下川原の1	B	
2	〃	〃	〃	〃	〃の2	B	
3	〃	〃	〃	〃	〃の3	B	
4	〃	〃	〃	〃	〃の4	B	
5	〃	〃	〃	〃	石仏	A	
6	〃	〃	〃	〃	葛根田橋下	B	
7	〃	雫石川	〃	〃	春木場の1	B	
8	〃	〃	〃	〃	〃の2	B	
9	〃	〃	〃	〃	〃の3	B	
10	〃	〃	〃	〃	中島の1	B	
11	〃	〃	〃	〃	〃の2	B	
12	〃	〃	〃	〃	春木場の4	A	
13	〃	〃	〃	〃	御明神	A	

資料 2-13-7

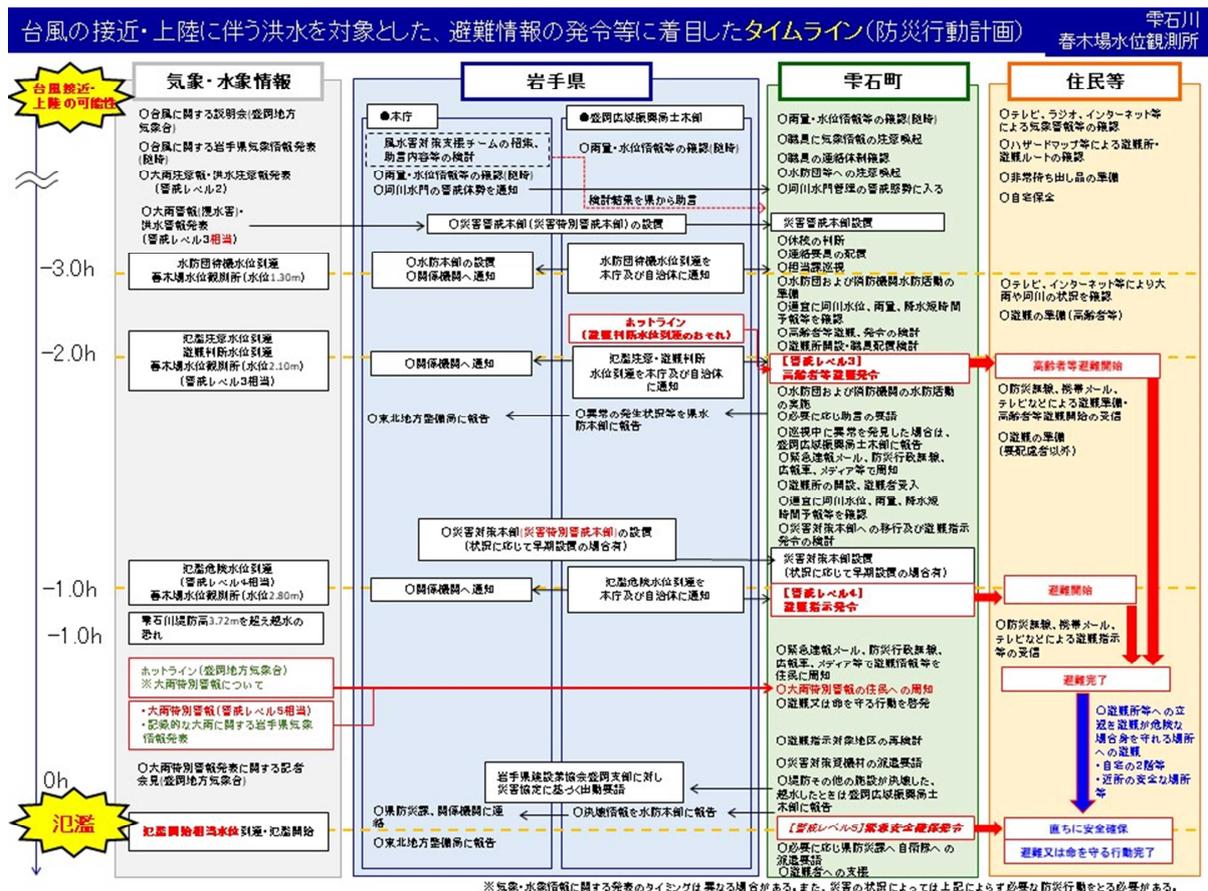
水位周知河川指定一覧

○県管理河川

河川名	観測所名	区域 (左岸)、区域 (右岸)
雫石川	春木場	左岸 雫石町御明神赤渕 94 番 1 地先 (志戸前川合流点) から 雫石町上野新里 73 番 9 地先 (葛根田川合流点) まで 右岸 雫石町御明神志戸前 81 番 1 地先 (志戸前川合流点) から 雫石町御明神長内 69 番 2 地先 (葛根田川合流点) まで

資料 2-13-8

水位周知河川におけるタイムライン (防災行動計画)



資料 2-13-9

洪水浸水想定区域指定一覧

指定河川名	指定日
雫石川	令和3年3月9日
葛根田川	令和6年3月15日
矢櫃川	令和6年3月15日
南川	令和6年3月15日
鶯宿川	令和6年3月15日
外柵沢川	令和6年3月15日

資料 2-13-10

葛根田川流域の要配慮者施設一覧

施設名	住所
社会福祉法人江刺寿生会 松寿荘デイサービスセンター	雫石町長山篠川原156-2
社会福祉法人雫石社会福祉協議会 西山保育園	雫石町長山猿子98-3

資料 2-14-1 1 林野庁所管箇所 雪崩危険箇所調査表

市町村名	調査番号	調 査 番 号	位 置	土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規制等		状況		施工状況 (雪崩防止関係)		危険度			危険箇所からの除外	備考	
				林	その他	国	民	その他	既把握箇所	治山調査等の箇所	新規追加の箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険地区	急傾斜地危険区域	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象重要度			危険箇所の危険度
雲石町	5	上野	字	○	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	C	L	C	—	
〃	11	西根	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	B	M	B	—	
〃	13	橋場	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	B	M	B	—	
〃	1	御明神	次郎平	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	崩	—	—	—	—	C	—	—	—	
〃	2	西根	谷地	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	崩	—	—	—	—	d	—	—	—	
〃	3	鶯宿	大栗平	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	d	H	C	—	
〃	4	南畑	女助山	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	d	—	—	—	
〃	6	長山	岩手山	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	d	—	—	—	

資料 2-14-2

除雪機械整備状況

(令和7年1月1日現在)

機 械 名	保有台数
除雪グレーダ	4
ロータリ除雪車	2
除雪トラック	7
除雪タイヤドーザ	4
小型除雪機 (ハンドガイド)	1
貸出用小型除雪機	4
凍結防止剤散布車 (自走式)	1

資料 2-15-1 土砂災害警戒区域(土石流)調査表

了番号	イ溪流番号	ウ河川名	エ溪流名	オ所在	流域概要								土石流氾濫区域			保全対象			ニ計画流出土量 (m ³)	又砂防施設の有無	ネ土石流災害	ノ警戒避難基準雨量 (mm)	ハ備考		
					カ溪流長 (km)	キ流域面積 (km ²)	ク川幅 (m)	ケ平均溪流勾配 (°)	コ代表的な地質	カ比較的大きい崩壊履歴	シ常時湧水	ス地形分類	セ氾濫開始点の勾配 (°)	ソ氾濫終息点の勾配 (°)	タ氾濫区域の延長 (m)	チ氾濫区域の最大幅 (m)	ツ氾濫区域の面積 (m ²)	テ人口 (人)						ト人家戸数 (戸)	ナ耕地面積 (m ²)
1	I・19	葛根田川		上和野	0.39	0.06	2.0	9	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底平野	5	3	710	160	52,300	24	6	3.42	400	無	無	有 (112.8・141.8)	
2	I・20	葛根田川		上和野	0.45	0.22	2.0	12	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底平野	4	3	690	470	141,400	24	6	12.7	5000	無	無	有 (112.8・141.8)	
3	I・21	葛根田川		下沢田	0.77	0.35	7.5	10	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底平野	5	2	580	490	166,000	20	5	1.5	5166	無	無	有 (110.6・122.2)	
4	I・22	葛根田川	湯ノ沢	上西根	6.02	5.50	8.0	10	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	有1	谷底平野	5	2	650	230	102,000	64	16	0.23	78400	無	無	有 (110.6・122.2)	
5	I・23	葛根田川		西根	1.41	0.91	3.0	16	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	14	2	130	340	22,300	4	1	0	5985	無	無	有 (110.6・122.2)	

資料編 2 災害予防計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
6	1 - 2 4	葛根田川		清水端	3.63	1.49	12.0	11	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	有 1	無	谷底平野	3	2	1040	420	273,600	60	15	23.34	51803	無	無	有 (110.6・122.2)	
7	1 - 2 5	葛根田川	青内川	篠崎	5.74	4.02	5.0	10	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	有 2	無	扇状地形	6	2	610	460	184,100	28	7	16.4	74700	無	無	有 (110.6・122.2)	
8	1 - 2 6	葛根田川		西根	0.19	0.17	4.0	21	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	有 1	無	扇状地形	14	2	170	190	20,100	0	0	0	1300	無	無	有 (110.6・122.2)	
9	1 - 2 7	葛根田川		滝ノ上温泉	0.20	0.05	3.0	15	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底平野	23	2	160	160	15,200	0	0	0	900	無	無	有 (110.6・122.2)	
10	1 - 2 8	葛根田川		西根	0.27	0.34	4.0	16	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底平野	8	2	520	340	132,700	0	0	0	1800	無	無	有 (110.6・122.2)	
11	1 - 2 9	葛根田川		西根	3.70	2.50	14.0	10	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	有 5	無	谷底平野	5	2	250	300	37,100	0	0	0	34300	無	無	有 (110.6・122.2)	
12	1 - 3 0	葛根田川		滝ノ上温泉	2.65	4.47	15.0	11	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	有 3	無	谷底平野	5	3	190	190	26,000	0	0	0	77800	無	無	有 (110.6・122.2)	
13	1 - 3 1	葛根田川		玄武温泉	0.47	0.54	2.0	6	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底平野	8	2	310	77	16,700	16	4	0.05	2800	無	無	有 (110.6・122.2)	

資料編 2 災害予防計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
14	1 - 3 2	葛根田川	正徳沢	篠ヶ森	5.77	3.42	7.0	12	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	有3	無	扇状地形	4	1	0.06	125600	420,800	4	1	0.06	125600	無	無	有 (110.6 ・122.2)	
15	1 - 3 3	葛根田川		長山	1.00	0.29	2.0	17	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	7	2	4450	430	545,700	0	0	3760	3760	無	無	有 (110.6 ・122.2)	
16	1 - 3 4	葛根田川		長山	0.60	0.12	32.0	18	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	4	0	0	8030	476,800	0	0	0	8030	無	無	有 (110.6 ・122.2)	
17	1 - 3 5	葛根田川	妻ノ神沢	極楽野	5.50	3.09	16.0	12	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	3	2	2150	800	952,500	72	18	86.1	119462	無	無	有 (110.6 ・122.2)	
18	1 - 3 6	竜川		国見温泉	0.18	0.05	2.0	14	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	8	2	190	110	14,500	0	0	0	1000	無	無	有 (112.8 ・141.8)	
19	1 - 3 7	竜川		橋場	0.35	0.11	2.0	9	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底立野	11	3	380	220	36,000	56	14	2.24	3234	無	無	有 (112.8 ・141.8)	
20	1 - 3 8	竜川		安栖	0.52	0.11	5.5	11	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底立野	8	3	350	290	63,900	40	10	3.52	2100	無	無	有 (112.8 ・141.8)	
21	1 - 3 9	竜川		赤渕	0.24	0.16	2.0	10	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	6	3	300	170	20,600	20	5	1.62	2900	無	無	有 (112.8 ・141.8)	

資料編 2 災害予防計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
22	1-40	竜川		赤渕	1.33	0.36	2.0	7	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	4	3	230	150	17,800	16	4	0.96	18000	無	無	有 (112.8 ・141.8)	
23	1-41	竜川		山津田	1.11	0.74	2.0	6	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底平野	4	2	240	190	26,300	16	4	0.67	34568	無	無	有 (112.8 ・141.8)	
24	1-42	竜川		山津田	0.15	0.07	2.0	13	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底平野	5	3	400	400	70,000	0	0	0.75	7044	無	無	有 (112.8 ・141.8)	
25	1-47	黒沢川	林ノ沢	盆花平	3.35	1.84	6.0	7	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯)	無	有 ¹	扇状地形	4	2	2675	667	1,010,744	60	17	47.28	42910	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
26	1-48	黒沢川	熊沢	長山	3.44	3.24	10.0	13	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯)	有 ¹ ¹	無	扇状地形	6	2	3395	1418	3,473,909	11	3	17.06	88400	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
27	1-49	葛根田川		堀切	0.33	0.09	3.0	6	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	7	0	576	518	143,117	7	2	0	2760	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
28	1-50	葛根田川		西根	0.61	0.55	4.0	15	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	6	0	198	253	34,045	0	0	0	0	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
29	1-51	葛根田川		玄武温泉	1.03	0.55	4.0	5	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	6	0	202	172	21,663	0	0	0	12010	無	無	有 (114.6 ・133.3)	

資料編 2 災害予防計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
30	I - 5 2	竜川		上野沢	0.12	0.02	5.0	2	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	5	2	165	132	9,642	7	2	0.41	600	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
31	I - 5 3	竜川		滝沢	0.43	0.17	3.0	4	一般(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	4	3	312	275	54,119	21	6	2.05	4270	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
32	II - 0 1	葛根田川		横欠	0.86	0.41	18.0	9	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底平野	5	2	540	390	120,000	12	3	7.00	14200	無	無	有 (110.6 ・122.2)	
33	II - 0 2	葛根田川		田茂木	4.73	2.53	4.5	10	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	有 ¹	扇状地形	4	2	390	270	73,300	16	4	7.00	40716	無	無	有 (110.6 ・122.2)	
34	II - 0 3	葛根田川		篠ヶ森	4.08	1.94	20.0	13	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	有 ²	無	扇状地形	5	2	2120	800	109,300	12	3	0	16218	無	無	有 (110.6 ・122.2)	
35	II - 0 4	竜川		松嶺	0.24	0.06	2.0	13	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	6	3	400	200	45,400	4	1	2.00	4364	無	無	有 (112.8 ・141.8)	
36	II - 0 5	竜川		和野	0.46	0.11	5.0	12	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	5	3	240	290	36,000	12	3	2.00	1100	無	無	有 (112.8 ・141.8)	
37	II - 0 6	葛根田川		堀切	0.39	0.13	5.0	7	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	3	0	1115	492	162,098	4	1	0	8410	無	無	有 (114.6 ・133.3)	

資料編 2 災害予防計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
38	Ⅱ - 07	竜川		橋場	0.46	0.09	5.5	12	一般(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	9	0	112	142	10,469	4	1	0	4430	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
39	Ⅱ - 08	竜川		山津田	0.11	0.03	4.0	11	一般(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	7	0	138	132	12,473	7	2	0	1490	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
40	Ⅱ - 09	志戸前川		御明神	0.29	0.05	3.5	9	一般	無	無	扇状地形	8	0	257	248	35,506	4	1	0	1570	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
41	Ⅱ - 10	竜川		御明神	0.34	0.10	5.5	13	一般	無	有 ¹	扇状地形	8	3	143	145	11,094	4	1	1	1840	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
42	J - 02	葛根田川	晴山沢	横欠	1.46	1.97	7.5	6	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	有 ²	谷底平野	4	2	708	110	46,511	0	0	1	40800	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
43	J - 03	葛根田川		横欠	1.05	0.43	5.5	5	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	谷底平野	4	2	307	208	22,186	0	0	1	14880	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
44	J - 04	葛根田川		横欠	0.52	0.24	5.0	4	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	4	2	352	298	55,578	0	0	3	4750	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
45	J - 05	葛根田川		西根	0.31	0.12	6.5	10	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	4	0	752	406	103,678	0	0	2	4030	無	無	有 (114.6 ・133.3)	

資料編 2 災害予防計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
46	J - 0 6	葛根田川		篠ヶ森	0.87	0.2	4.5	15	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	9	2	4300	185	538,008	0	0	0	6880	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
47	J - 0 7	葛根田川		篠ヶ森	1.54	0.48	5.0	15	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	6	2	4270	152	350,919	0	0	0	19130	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
48	J - 0 9	竜川		山津田	0.35	0.08	5.5	11	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	有 1	無	扇状地形	4	0	260	272	35,138	0	0	0	2880	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
49	J - 1 3	黒沢川	大石沢	長山	2.81	0.99	6.0	16	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	有 3	無	扇状地形	8	2	3382	805	1,858,524	0	0	0	0	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
50	J - 1 4	葛根田川		盆花平	0.19	0.11	3.5	4	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	4	0	1730	148	155,170	0	0	1	2490	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
51	J - 1 5	葛根田川		篠ヶ森	0.25	0.55	4.0	6	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	3	0	1375	151	185,421	0	0	0	5330	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
52	J - 1 6	葛根田川		西根	0.36	0.03	5.0	22	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	11	0	78	104	4,509	0	0	0	2410	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
53	J - 1 7	葛根田川		西根	0.62	0.66	4.0	3	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	6	0	304	262	44,058	0	0	0	9180	無	無	有 (114.6 ・133.3)	

資料編 2 災害予防計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
54	J - 1 8	葛根田川		堀切	0.56	0.45	5.0	10	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯)	有 ²	無	扇状地形	7	0	1445	465	211,003	0	0	6	29000	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
55	J - 1 9	葛根田川		上西根	0.81	0.18	5.5	5	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	6	0	338	336	56,017	0	0	2	6750	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
56	J - 2 0	葛根田川		上西根	0.60	0.28	5.0	7	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	12	2	183	225	27,082	0	0	2	10230	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
57	J - 2 1	葛根田川		横欠	0.18	0.03	5.0	5	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	5	0	156	155	12,872	0	0	1	1540	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
58	J - 2 2	葛根田川		横欠	0.09	0.01	3.5	6	火山	無	無	扇状地形	6	0	137	178	13,535	0	0	1	790	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
59	J - 2 3	葛根田川		横欠	0.04	0.02	5.0	7	火山	無	無	扇状地形	6	0	115	153	9,900	0	0	1	390	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
60	J - 2 4	志戸前川		御明神	0.08	0.04	5.0	17	一般	無	無	扇状地形	14	0	139	170	15,842	0	0	0	1270	無	無	有 (114.6 ・133.3)	
61	J - 2 5	志戸前川		御明神	0.36	0.08	4.0	9	一般	無	有 ¹	扇状地形	7	0	168	185	20,491	0	0	0	1170	無	無	有 (114.6 ・133.3)	

資料編 2 災害予防計画

ア	62	△075101	雫石川	滝沢の沢	滝沢	0.43	0.16	5.0	14	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
63	△085001	鶯宿川	鶯宿の沢(2)	鶯宿	鶯宿	0.67	0.17	6.0	20	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
64	△085002	鶯宿川	鶯宿川	鶯宿	鶯宿	0.37	0.05	3.0	21	火山(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
65	△085003	鶯宿川	鶯宿の沢(3)	鶯宿	鶯宿	0.25	0.07	4.0	18	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
66	△085004	鶯宿川	鶯宿の沢(4)	鶯宿	鶯宿	0.27	0.03	3.0	20	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
67	△085005	鶯宿川	鶯宿の沢(5)	鶯宿	鶯宿	0.39	0.05	4.0	16	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
68	△085101	南畑川	馬場の沢1	馬場	馬場	1.00	0.40	2.0	9	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
69	△085102	南畑川	石洞沢	石洞	石洞	0.64	0.13	5.0	14	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ

資料編 2 災害予防計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
70	BOSS101	菅宿川	下切留沢	下切留	0.26	0.06	2.0	16	一般	無	無	扇状地形	9	0	170	160	17,900	7	2	0	1394	無	無	無	
71	BOSS102	菅宿川	向切留沢	向切留	0.43	0.15	2.0	13	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	5	0	220	170	14,700	4	1	0.29	2954	無	無	無	
72	BOSS103	南畑川	深沢の沢	深沢	0.70	0.19	2.2	13	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	5	3	230	160	19,300	4	1	0.09	5080	無	無	無	
73	BOSS104	南畑川	赤滝沢	赤滝																					
74	BOSS105	矢櫃川	男助沢1	男助	0.40	0.05	2.0	15	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	4	0	250	200	26,300	7	2	0.06	502	無	無	無	
75	BOSS106	矢櫃川	男助沢2	男助	0.65	0.15	3.0	19	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	5	0	220	200	25,700	11	3	0.15	2920	無	無	無	
76	BOSS107	南畑川	馬場の沢2	馬場																					
77	BOSS108	南畑川	五戸代沢	五戸代																					

資料編 2 災害予防計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	フ	ハ
78	BOSS109	九十九沢	下九十九沢	下九十九沢	0.27	0.08	2.0	8	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	4	0	160	150	11,500	7	2	0.23	1124	無	無	無
79	BOSS110	九十九沢	下九十九沢	下九十九沢	0.26	0.07	2.5	13	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	9	0	280	140	16,800	7	2	0.68	591	無	無	無
80	BOSS201	矢櫃川	芦ヶ平沢	芦ヶ平																				
81	BOSS202	矢櫃川	古吉沢	古吉	0.46	0.12	3.0	11	一般(第三、四紀層)	無	無	扇状地形	4	3	210	230	17,400	4	1	0.16	2864	無	無	無
82	BO97101	南畑川	田茂木野沢1	田茂木野																				
83	BO97102	南畑川	田茂木野沢2	田茂木野																				
84	BO97103	南畑川	田茂木野沢3	田茂木野																				
85	JO75101	雫石川	虚空蔵の沢	虚空蔵	0.18	0.03		9		無	無												無	

資料編 2 災害予防計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ
86	J085101	鶯宿川	鶯宿の沢(6)	鶯宿	0.15	0.06		8		無	無											無			
87	J085102	鶯宿川	下切留沢2	下切留	0.20	0.13		11		無	無											無			
88	J085103	鶯宿川	鶯宿の沢(7)	鶯宿	0.48	0.12		9		無	無											無			
89	J085104	南畑川	小深沢の沢	小深沢	1.95	0.76		8		無	無											無			
90	J085105	南畑川	赤滝沢2	赤滝	0.60	0.25		11		無	無											無			
91	J085106	南畑川	野原の沢	野原	0.35	0.16		17		無	無											無			
92	J085107	南畑川	男助沢3	男助	0.30	0.13		9		無	無											無			
93	J085108	南畑川	男助沢4	男助	0.95	0.50		7		無	無											無			

資料編 2 災害予防計画

ハ								
ノ								
ネ								
ヌ	無	無	無	無	無	無	無	無
ニ								
ナ								
ト								
テ								
ツ								
チ								
タ								
ソ								
セ								
ス								
シ	無	無	無	無	無	無	無	無
サ	無	無	無	無	無	無	無	無
コ								
ケ	9	8	9	8	6	9	9	13
ク								
キ	0.10	0.08	0.11	0.14	0.04	0.07	0.05	0.05
カ	0.40	0.15	0.30	0.45	0.18	0.30	0.20	0.22
オ	向山	下九十九沢	広瀬	広瀬	古吉	広瀬	広瀬	田茂木野
エ	向山の沢	下九十九沢	広瀬の沢1	広瀬の沢2	古吉沢2	広瀬の沢3	広瀬の沢4	田茂木野沢4
ウ	尻合川	九十九沢	矢櫃川	矢櫃川	矢櫃川	矢櫃川	矢櫃川	南畑川
イ	J085109	J085110	J085111	J085112	J085201	J085202	J085203	J097101
ア	94	95	96	97	98	99	100	101

資料 2-15-2 土砂災害警戒区域(急傾斜)調査表

番号	箇所名	位置	危険箇所の延長 m	崖崩れ災害の有無	地形要因					地質・土質					備考	
					傾斜 度	高さ m	斜面 方位	斜面 形状	横断 形状	地表の 状況	表土の 厚さ cm	地盤の 状況	岩盤斜面の 亀裂間隔	開口亀裂の 規模		斜面の 風化状況
1	玄武	有根	110	無	80	10	西	凸型 直線	オーバー ハンズ	風化、亀裂が発達 した岩	20	硬岩	30~50cm	大	岩質はわずかに 風化している	11
2	高倉山	高倉山	30	無	35	20	東	直線 谷	平坦	亀裂が発達し、開 口しており転石、 浮石が点在する	30	火山砕 屑物	10cm以下	大	完全に風化し 土壌化している	1
3	高倉山-1	高倉山	25	無	35	40	東	凸型 尾根	平坦	レキ混り土、砂質 土	50	火山砕 屑物	10cm以下	大	風化作用を受 け一部粘土化 している	1
4	高倉山-2	高倉山	70	無	35	40	東	凸型 尾根	斜面全体 に凹凸	レキ混り土、砂質 土	50	火山砕 屑物	10cm以下	大	完全に風化し 土壌化している	1
5	網張	網張	120	無	70	30	南西	凸型 直線	斜面全体 に凹凸	亀裂が発達し、開 口しており転石、 浮石が点在する	20	火山砕 屑物	30~50cm	小	岩質はわずかに 風化している	4
6	柏木平	柏木平	120	無	50	70	南東	凹型 直線	平坦	レキ混り土、砂質 土	30	崩積土	10cm以下	大	完全に風化し 土壌化している	1
7	橋場	橋場	40	無	40	70	南	凹型 谷	斜面下部 に凹凸	亀裂が発達し、開 口しており転石、 浮石が点在する	10	強風化 岩	10cm以下	小	岩質はわずかに 風化している	1

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所名	位置	危険箇所の延長 m	崖崩れ災害の有無	地形要因					地質・土質					備考	
					傾斜度 度	高さ m	斜面方位	斜面形状	横断形状	地表の状況	表土の厚さ cm	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模		斜面の風化状況
8	橋場-1	橋場	20	無	40	25	南西	直線 尾根	平坦	レキ混り土、砂質 土	20	火山碎 屑物	10cm以下	大	風化作用を受 け一部粘土化 している	1
9	橋場-2	橋場	30	無	50	8	南東	直線 直線	斜面下部 に凹凸	レキ混り土、砂質 土	30	火山碎 屑物	10cm以下	大	風化作用を受 け一部粘土化 している	1
10	鶯宿-1	大栗平	145	無	40	15	北西	直線 谷	平坦	風化、亀裂が発達 した岩	20	強風化 岩	10cm以下	大	風化作用を受 け一部粘土化 している	32
11	鶯宿-2	大栗平	220	無	40	20	北西	直線 直線	平坦	風化、亀裂が発達 した岩	20	強風化 岩	10cm以下	大	風化作用を受 け一部粘土化 している	22
12	鶯宿-3	大山沢	140	無	50	15	東	直線 直線	オーバーハ ンダング	レキ混り土、砂質 土	30	軟岩	10cm以下	大	風化作用を受 け一部粘土化 している	3
13	篠崎	上篠崎	50	無	45	40	東	直線 直線	平坦	レキ混り土、砂質 土	50	崩積土	10cm以下	大	完全に風化し 土壌化してい る	1
14	林崎	林崎	60	無	45	10	北	直線 尾根	平坦	レキ混り土、砂質 土	30	火山碎 屑物	10cm以下	大	風化作用を受 け一部粘土化 している	2
15	中野	中野	20	無	50	8	北東	凸型 尾根	平坦	粘土質	30	軟岩	50cm以上	なし	岩質はわずか に風化してい る	1

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所名	位置	危険箇所の延長 m	崖崩れ災害の有無	地形要因				地質・土質					備考		
					傾斜 度	高さ m	斜面 方位	斜面 形状	横断 形状	地表の 状況	表土の 厚さ cm	地盤の 状況	岩盤斜面の 亀裂間隔		開口亀裂の 規模	斜面の 風化状況
16	安栖野	安栖野	70	無	40	7	西	凸型 直線	平坦	粘土質	100	段丘堆積物	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	3
17	安栖野-1	安栖野	15	無	50	7	南西	凸型 直線	斜面全体に凹凸	粘土質	100	段丘堆積物	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	1
18	赤瀨	赤瀨	65	無	35	8	南西	直線 直線	平坦	粘土質	100	段丘堆積物	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	2
19	山津田	山津田	15	無	30	15	南	凹型 尾根	平坦	レキ混り土、砂質土	50	崩積土	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	1
20	柵沢	柵沢	20	無	40	6	西	直線 谷	平坦	粘土質	100	段丘堆積物	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	1
21	柵平	柵平	60	無	40	7	西	直線 直線	平坦	粘土質	100	軟岩	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	2
22	清水沢	清水沢	30	無	45	5	北西	直線 尾根	斜面全体に凹凸	レキ混り土、砂質土	20	軟岩	50cm以上	なし	岩質はわずかに風化している	1
23	北柵沢	北柵沢	120	無	50	15	北西	凸型 直線	平坦	レキ混り土、砂質土	30	軟岩	50cm以上	なし	岩質はわずかに風化している	4

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所名	位置	危険箇所の延長 m	崖崩れ災害の有無	地形要因					地質・土質					備考	
					傾斜度 度	高さ m	斜面方位	斜面形状	横断形状	地表の状況	表土の厚さ cm	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模		斜面の風化状況
24	南桝沢	南桝沢	100	無	50	8	南東	直線谷	平坦	粘土質	100	軟岩	30~50cm	なし	風化作用を受け一部粘土化している	4
25	除キ	除キ	10	無	55	10	南	直線直線	オーバークラフ	風化、亀裂が発達した岩	20	軟岩	10cm以下	小	岩質はわずかに風化している	1
26	上九十九沢	上九十九沢	30	無	40	25	東	凸型尾根	平坦	レキ混り土、砂質土	50	軟岩	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	1
27	下九十九沢	下九十九沢	40	無	50	8	北東	直線直線	平坦	レキ混り土、砂質土	20	軟岩	50cm以上	なし	岩質はわずかに風化している	2
28	下切留	下切留	50	無	40	100	南東	凸型尾根	平坦	粘土質	100	強風化岩	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	1
29	大谷地	大谷地	20	無	50	8	西	直線尾根	平坦	粘土質	50	軟岩	50cm以上	なし	風化作用を受け一部粘土化している	1
30	大村	大村	20	無	50	10	南西	直線谷	平坦	粘土質	50	軟岩	50cm以上	なし	風化作用を受け一部粘土化している	1
31	上台	上台	20	無	45	10	西	凸型直線	斜面下部に凹凸	レキ混り土、砂質土	30	軟岩	50cm以上	なし	岩質はわずかに風化している	1

番号	箇所名	位置	危険箇所の延長 m	崖崩れ災害の有無	地形要因					地質・土質要因					備考	
					傾斜度 度	高さ m	斜面方位	斜面形状	横断形状	地表の状況	表土の厚さ cm	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模		斜面の風化状況
32	林平	林平	80	無	40	60	北東	凸型直線	平坦	レキ混り土、砂質土	50	崩積土	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	2
33	栃ヶ沢	栃ヶ沢	70	無	40	60	北東	凹型直線	平坦	レキ混り土、砂質土	60	崩積土	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	1
34	田茂木野	田茂木野	60	無	45	60	東	直線直線	平坦	レキ混り土、砂質土	50	崩積土	10cm以下	大	完全に風化し土壌化している	1
35	向山	向山	70	無	35	130	南西	凹型谷	斜面全体に凹凸	レキ混り土、砂質土	50	火山砕屑物	10cm以下	大	風化作用を受け一部粘土化している	1

資料 2-15-4

山地災害危険地区調査表

1 山腹崩壊危険地区(民有林)

危険地区番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	公共施設等				被災危険度	山腹崩壊危険度	備考
	大字	字					調査地区	危険地区		人 家 (戸)	(道路除く) 公共施設	数 量	道 路			
1	御明神	大地沢	有	無	有	C	3	3	無					C2	b1	B-5
2	御明神	大地沢	有	無	無	C	4	4	無					C2	b1	B-5
3	御明神	大地沢	無	無	有	C	2	2	無					C2	C1	B-5
4	御明神	大地沢	有	無	無	C	3	3	無					C2	C1	B-5
5	御明神	大地沢	有	無	無	C	2	2	未成					C2	b1	B-5
6	御明神	山津田	有	無	有	C	8	8	未成					C2	b1	B-5
7	御明神	山津田	有	無	有	C	4	2	未成				3	C2	C1	B-5
8	西安庭	林平	無	無	有	C	1	1	無					C2	b1	C-5
9	御明神	次郎平	有	無	有	A	1	1	一部概成					a2	b1	B-5
10		七ツ森	有	無	有	B	1	1	概成				20	a2	C1	C-4

- 注) 1 山腹崩壊危険度は、危険度点数125点以上がa1、105点以上125点未満がb1、85点以上105点未満がC1で判定。
 2 被災危険度は、公用若しくは公共用施設(道路を除く。)又は10戸以上の人家がある場合がa2、5戸以上10戸未満の人家がある場合がb2、5戸未満の人家又は道路がある場合がC2で判定。
 3 危険地区の危険度は、山腹崩壊危険度と被災危険度の組み合わせで判定。

2 崩壊土砂流出危険地区（民有林）

危険地区番号	大字	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	公共施設等				被災危険度	崩壊土砂流出危険度	備考
		大字	字								人 家 (戸)	公 共 施 設 (道路除く)	数 量	道 路			
1	御明神		モッコ岳	有	無	無	有	C	0.90	未成				C2	C1	A-6	
2	御明神		モッコ岳	有	無	無	有	B	1.35	未成				C2	a1	A-6	
3	御明神		モッコ岳	有	無	無	有	C	1.08	未成				C2	C1	A-5	
4	御明神		モッコ岳	有	無	無	有	C	2.10	未成				C2	b1	A-5	
5	御明神		モッコ岳	有	無	無	有	B	9.60	未成				C2	a1	A-6	
6	御明神		大地沢	有	無	無	有	C	2.10	未成		3		C2	b1	B-5	
7	御明神		大地沢	有	無	無	有	C	1.20	未成				C2	b1	B-5	
8	御明神		大地沢	有	無	無	有	B	0.84	未成				C2	a1	B-5	
9	御明神		大水沢	有	無	無	有	C	5.94	一部概成				C2	C1	B-6	
10	御明神		戸石沢	有	無	無	有	C	1.56	未成				C2	b1	B-5	
11	御明神		清水川	無	無	無	有	C	2.88	無				C2	b1	B-5	
12	御明神		大坪沢	無	無	無	有	C	0.60	無				C2	C1	B-5	
13	御明神		松倉沢	無	無	無	有	C	2.52	無				C2	C1	B-5	

危険地区番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	公共施設等				被災危険度	崩壊土砂流出危険度	備考
	大字	字								人 家 (戸)	公 共 施 設 (道 路 除 く)	数 量	道 路			
14	鷲宿	岩名目沢	有	無	無	有	C	0.63	無				C2	b1	B-6	
15	鷲宿	岩名目沢	有	無	無	有	C	1.20	一部概成				C2	C1	B-6	
16	南畑	女助山	有	無	無	有	A	0.72	未成	16			a2	b1	B-4	
17	御明神	山津田	無	無	無	有	B	0.36	無	53			a2	C1	B-5	
18	御明神	小志戸前	有	無	無	有	B	8.10	未成	10			a2	C1	B-4	
19	西根	湯の沢	無	無	無	有	A	9.00	未成	12			a2	b1	B-4	
20	長山	妻の神	有	無	無	有	B	10.50	未成	7			b2	b1	C-3	
21		黒沢川	無	無	無	有	B	22.50	無	7			b2	b1	C-4	
22	長山	篠ヶ森	無	無	無	有	B	2.52	未成	16			a2	C1	C-3	
23	長山	篠ヶ川原	無	無	無	有	A	6.90	未成	53	旧小学校	1	a2	b1	C-3	
24	御明神	小赤沢	有	無	無	有	B	1.05	未成	56			a2	C1	B-5	
25	西根	芥内川	無	無	無	有	A	6.00	一部概成	8	灌漑施設		a2	b1		

注) 1 崩壊土砂流出危険度は、危険度点数125点以上がa1、105点以上125点未満がb1、85点以上105点未満がC1で判定。
 2 被災危険度は、公用若しくは公共用施設(道路を除く。)又は10戸以上の人家がある場合がa2、5戸以上10戸未満の人家がある場合がb2、5戸未満の人家又は道路がある場合がC2で判定。
 3 危険地区の危険度は、崩壊土砂流出危険度と被災危険度の組み合わせで判定。

2 崩壊土砂流出危険地区（国有林）

危険地区番号	危険地区番号	保安林等	地区すべり防止指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	荒廃発生源			崩壊土砂流出区間			崩壊土砂流出危険度	備考					
									市	町	村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸		人家4戸以下	公共施設(道路除く)	道路	火	山腹	地すべり			地質の類別	転入割合	混合の割合	発生源直下配	渓流延長
3010001	オミサガ沢(下)	有	無	無	無	C	2.70	未成	雲石町	長山	網張791						C ₂	火	山腹	地すべり	地質の類別	転入割合	混合の割合	発生源直下配	渓流延長	平渓床勾配均配	6 8	115	C ₁	
3010002	"(上)	"	"	"	"	C	2.34	一部	"	"	790・791						C ₂				4	6	0	6	1,500	37	8	115	C ₁	
3010003	クルミ沢	"	"	"	"	C	2.52	無	"	"	789						C ₂				4	6	0	6	1,300	37	8	107	C ₁	
3010004	歳ノ沢	"	"	"	"	C	3.96	無	"	"	788・789						C ₂				4	8	0	8	2,200	37	16	123	b ₁	
3010005	正徳沢	"	"	"	有	C	4.20	一部	"	"	786・787						C ₂				4	10	5	10	1,400	37	24	136	b ₁	
3010006	有根沢	"	"	有	"	B	5.40	無	"	"	783・784						C ₂				4	20	20	20	1,500	37	24	142	a ₁	
3010007	湯の沢(網張)	"	"	無	"	A	(0.84) 3.36	無	"	"	782		5				b ₂				4	10	5	10	1,600	37	24	141	a ₁	
3010008	女倉沢	"	"	"	"	C	5.76	"	"	"	東葛根田 780						C ₂				4	15	5	15	1,600	37	16	125	b ₁	
3010009	大松倉沢	"	"	"	無	C	7.65	未成	"	"	778・779						C ₂				2	20	20	20	1,700	37	16	118	C ₁	
3010010	ナメトコ沢	"	"	"	有	C	1.68	無	"	"	777						C ₂				4	10	5	10	800	37	24	120	b ₁	
3010011	北白沢	"	"	"	"	C	5.85	未成	"	"	北葛根田 東葛根田 775・776						C ₂				4	15	5	15	1,300	37	16	112	C ₁	
3010012	湯の沢	"	"	"	"	A	2.25	"	"	"	東葛根田 776		1	1			a ₂				4	8	0	8	500	37	24	123	b ₁	

資料編 2 災害予防計画

危険地区番号	危険地区番号	保安林等	地区すべり防止指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	荒廃発生源					崩壊土砂流出区間				崩壊土砂流出危険度	備考			
									市	町	村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸		人家4戸以下	公(道除く)共設	道	火	山	腹	地すべり	地質の類別	又転入石割の割合			発生源直下の	渓流延長	平床勾配
3010025	小柳沢	有	—	有	有	B	(1.80) 6.00	未成	磐石町	橋場	坂本山 706・708	10				国	a2	火	C1	40	地すべり	4	30	6	0	37	6	8	94	C1	
3010026	ガマヤチ沢	有	無	無	有	C	1.20	無	〃	〃	竜川山 703				1	県	C2	火	C1	40	地すべり	4	15	15	14	14	14	97	C1		
3010027	荒沢	有	〃	〃	〃	C	6.00	未成	〃	〃	702・ 704・705				〃	〃	C2	火	b1	48	地すべり	4	30	11	5	37	7	8	107	C1	
3010028	スガクラ沢	有	〃	〃	〃	C	4.20	無	〃	〃	700・701				〃	〃	C2	火	C1	40	地すべり	4	20	16	14	9	16	127	b1		
3010029	国見沢	有	〃	〃	〃	C	10.80	一部	〃	〃	竜川山 698・699	7			〃	〃	b2	火	a1	56	地すべり	4	30	12	5	37	7	8	115	C1	
3010030	坂本川	有	〃	〃	〃	C	7.50	無	〃	〃	坂本山 691～693				国	C2	火	C1	40	地すべり	4	10	5	0	37	5	8	90	C1		
3010031	笹沢	有	〃	〃	〃	C	(1.26) 3.60	無	〃	〃	矢櫃山 606	5			県	b2	火	C1	40	地すべり	4	6	9	0	37	5	8	90	C1		
3010032	錦ヶ沢	有	〃	〃	〃	C	6.00	未成	〃	〃	〃	5			〃	〃	b2	火	a1	56	地すべり	4	8	9	0	37	5	8	106	C1	
3010033	白根沢	有	〃	〃	〃	C	(1.80) 6.30	無	〃	〃	609～611 ・613	5			〃	〃	b2	火	C1	40	地すべり	4	8	15	14	37	5	8	99	C1	
3010034	大山沢	有	〃	〃	〃	C	3.24	未成	〃	〃	男助山 684・685	5			町	b2	火	b1	48	地すべり	4	6	11	0	37	5	8	98	C1		
3010035	桧山沢	有	〃	〃	〃	B	4.80	〃	〃	〃	黒沢山 662～665	10			県	a2	火	b1	48	地すべり	4	6	18	0	37	4	0	99	C1		
3010036	鍋倉沢	有	〃	〃	〃	C	3.90	無	〃	〃	〃	657・659			〃	〃	C2	火	C1	40	地すべり	4	8	20	0	37	6	8	112	C1	

資料 2-15-5

土砂災害警戒区域一覧表

(令和7年1月1日現在)

番号	箇所(溪流)番号	箇所(溪流)名	所在地	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	指定年月日
1	I-19		雫石町上野上和野	土石流	有	H20.2.29
2	I-20		雫石町上野上和野	土石流	有	H20.2.29
3	I-21		雫石町上野下沢田	土石流	有	H20.2.29
4	I-22	湯ノ沢	雫石町西根中村	土石流	有	H20.2.29
5	I-23	倉子沢	雫石町西根栗木平	土石流	有	H20.2.29
6	I-24	釜ノ沢	雫石町西根西篠崎	土石流	有	H20.2.29
7	I-25	斉内川	雫石町西根上篠崎	土石流	有	H20.2.29
8	I-26		雫石町西根南白沢	土石流		H20.2.29
9	I-27		雫石町西根南白沢	土石流		H20.2.29
10	I-28		雫石町西根南白沢	土石流		H20.2.29
11	I-29	松沢	雫石町長山北白沢山	土石流	有	H20.2.29
12	I-30	北白沢	雫石町長山北白沢山	土石流	有	H20.2.29
13	I-31		雫石町長山有根	土石流	有	H20.2.29
14	I-32	正徳沢	雫石町長山岩手山・猫沢	土石流	有	H20.2.29
15	I-33		雫石町長山岩手山・猫沢	土石流	有	H20.2.29
16	I-34		雫石町長山岩手山・猫沢	土石流		H20.2.29
17	I-35	妻ノ神沢	雫石町長山極楽野	土石流	有	H20.2.29
18	I-36		雫石町橋場(国見温泉)	土石流		H20.2.29
19	I-37		雫石町橋場上野山	土石流	有	H20.2.29
20	I-38		雫石町橋場安栖野	土石流	有	H20.2.29

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所(溪流)番号	箇所(溪流)名	所在地	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	指定年月日
21	I-39		雫石町御明神山津田	土石流	有	H20.2.29
22	I-40		雫石町御明神山津田	土石流	有	H20.2.29
23	I-41		雫石町御明神山津田	土石流	有	H20.2.29
24	I-42		雫石町御明神山津田	土石流	有	H20.2.29
25	I-47	林ノ沢	雫石町長山頭無野	土石流	有	H20.2.29
26	I-48	熊沢	雫石町長山	土石流		
27	I-49		雫石町西根堀切	土石流	有	R2.6.5
28	I-50		雫石町長山北白沢山	土石流	有	H20.2.29
29	I-51		雫石町長山有根	土石流	有	H20.2.29
30	I-52		雫石町上野松嶺	土石流		H20.2.29
31	I-53		雫石町御明神滝沢	土石流	有	R2.6.5
32	II-01		雫石町上野上沢田	土石流	有	H20.2.29
33	II-02		雫石町西根田茂木	土石流	有	H20.2.29
34	II-03	白川沢	雫石町長山盆花平	土石流	有	H20.2.29
35	II-04		雫石町上野松嶺	土石流	有	H20.2.29
36	II-05		雫石町上野松嶺	土石流	有	H20.2.29
37	II-06		雫石町西根堀切	土石流	有	R2.6.5
38	II-07		雫石町橋場安栖野	土石流	有	H20.2.29
39	II-08		雫石町御明神山津田	土石流	有	H20.2.29
40	II-09		雫石町御明神高平	土石流		H20.2.29
41	II-10		雫石町御明神虚空蔵	土石流		H20.2.29
42	J-02	晴山沢	雫石町上野横欠	土石流	有	H20.2.29

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所(溪流)番号	箇所(溪流)名	所在地	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	指定年月日
43	J-03		雫石町上野横欠	土石流	有	H20. 2. 29
44	J-04		雫石町上野上沢田	土石流	有	H20. 2. 29
45	J-05		雫石町西根谷地	土石流	有	H20. 2. 29
46	J-06		雫石町長山岩手山	土石流	有	H20. 2. 29
47	J-07		雫石町長山岩手山	土石流	有	H20. 2. 29
48	J-09		雫石町御明神山津田	土石流	有	H20. 2. 29
49	J-13	大石沢	雫石町長山岩手山	土石流	有	H20. 2. 29
50	J-14		雫石町長山盆花平	土石流		H20. 2. 29
51	J-15		雫石町長山猫沢	土石流	有	H20. 2. 29
52	J-16		雫石町西根水無沢	土石流	有	H20. 2. 29
53	J-17		雫石町西根柏木平	土石流		H20. 2. 29
54	J-18		雫石町西根栗木平	土石流	有	H20. 2. 29
55	J-19		雫石町西根栗木平	土石流	有	H20. 2. 29
56	J-20		雫石町西根熊野田	土石流	有	H20. 2. 29
57	J-21		雫石町上野横欠	土石流		H20. 2. 29
58	J-22		雫石町上野横欠	土石流		H20. 2. 29
59	J-23		雫石町上野横欠	土石流		H20. 2. 29
60	J-24		雫石町御明神高平	土石流		H20. 2. 29
61	J-25		雫石町御明神高平	土石流	有	H20. 2. 29
62	A075101	滝沢の沢	雫石町御明神滝沢	土石流		
63	A085001	鶯宿の沢(2)	雫石町鶯宿大山沢	土石流	有	H20. 2. 29
64	A085002	鶯宿沢	雫石町鶯宿大山沢	土石流	有	H28. 5. 2

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所(溪流)番号	箇所(溪流)名	所在地	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	指定年月日
65	A085003	鶯宿の沢(3)	雫石町鶯宿大栗平	土石流	有	H20. 2. 29
66	A085004	鶯宿の沢(4)	雫石町鶯宿夜明沢	土石流	有	H20. 2. 29
67	A085005	鶯宿の沢(5)	雫石町鶯宿夜明沢	土石流	有	H20. 2. 29
68	A085101	馬場の沢1	雫石町南畑馬場	土石流		H31. 3. 1
69	A085102	石洞沢	雫石町南畑石洞	土石流	有	R2. 6. 5
70	B085101	下切留沢	雫石町鶯宿下切留	土石流	有	H26. 5. 23
71	B085102	向切留沢	雫石町鶯宿向切留	土石流	有	H26. 5. 23
72	B085103	深沢の沢	雫石町南畑小深沢	土石流	有	H28. 5. 2
73	B085104	赤滝沢	雫石町南畑赤滝	土石流	有	H26. 5. 23
74	B085105	男助沢1	雫石町南畑男助	土石流	有	H28. 5. 2
75	B085106	男助沢2	雫石町南畑男助	土石流	有	H26. 5. 23
76	B085107	馬場の沢2	雫石町南畑馬場	土石流	有	H26. 5. 23
77	B085108	五戸代沢	雫石町南畑五戸代	土石流	有	H26. 5. 23
78	B085109	下九十九沢の沢1	雫石町西安庭下九十九沢	土石流		H26. 5. 23
79	B085110	下九十九沢の沢2	雫石町西安庭下九十九沢	土石流	有	H26. 5. 23
80	B086201	芦ヶ平沢	雫石町西安庭芦ヶ平	土石流	有	H26. 5. 23
81	B086202	古吉沢	雫石町西安庭古吉	土石流	有	H28. 5. 2
82	B097101	田茂木野沢1	雫石町南畑田茂木野	土石流	有	H28. 5. 2
83	B097102	田茂木野沢2	雫石町南畑田茂木野	土石流	有	H28. 5. 2
84	B097103	田茂木野沢3	雫石町南畑田茂木野	土石流		H28. 5. 2
85	J075101	虚空蔵の沢	雫石町御明神虚空蔵	土石流	有	H31. 3. 1
86	J085101	鶯宿の沢(6)	雫石町鶯宿八百平	土石流	有	H28. 5. 2

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所(溪流)番号	箇所(溪流)名	所在地	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	指定年月日
87	J085102	下切留沢 2	雫石町鶯宿下切留	土石流	有	H28. 5. 2
88	J085103	鶯宿の沢(7)	雫石町鶯宿夜明沢	土石流	有	H28. 5. 2
89	J085104	小深沢の沢	雫石町南畑小深沢	土石流	有	H31. 3. 1
90	J085105	赤滝沢 2	雫石町南畑上桑原	土石流	有	H28. 5. 2
91	J085106	野原の沢	雫石町南畑野原	土石流	有	H28. 5. 2
92	J085107	男助沢 3	雫石町南畑男助	土石流	有	H28. 5. 2
93	J085108	男助沢 4	雫石町南畑男助	土石流	有	H28. 5. 2
94	J085109	向山の沢	雫石町南畑向山	土石流	有	H28. 5. 2
95	J085110	下九十九沢の沢 3	雫石町西安庭下九十九沢	土石流	有	H28. 5. 2
96	J085111	広瀬の沢 1	雫石町西安庭広瀬	土石流	有	H28. 5. 2
97	J085112	広瀬の沢 2	雫石町西安庭広瀬	土石流	有	H28. 5. 2
98	J086201	古吉沢 2	雫石町西安庭古吉	土石流	有	H28. 5. 2
99	J086202	広瀬の沢 3	雫石町西安庭広瀬	土石流	有	H28. 5. 2
100	J086203	広瀬の沢 4	雫石町西安庭広瀬	土石流	有	H28. 5. 2
101	J097101	田茂木野沢 4	雫石町南畑田茂木野	土石流	有	H28. 5. 2
102	065A0016	玄武(2)	雫石町長山館	急傾斜	有	H20. 2. 29
103	065A1001	高倉山	雫石町西根高倉山	急傾斜	有	R2. 6. 5
104	065A1002	高倉山-1	雫石町西根高倉山	急傾斜	有	H26. 5. 23
105	065A1003	高倉山-2	雫石町西根高倉山	急傾斜	有	H31. 3. 1
106	065A1004	網張	雫石町長山有根	急傾斜	有	R2. 6. 5
107	065A1005	柏木平	雫石町西根柏木平	急傾斜	有	H31. 3. 1
108	074A1001	橋場	雫石町橋場(龍川山)	急傾斜	有	H31. 3. 1

資料編 2 災害予防計画

番号	箇所(溪流)番号	箇所(溪流)名	所在地	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	指定年月日
109	074A1002	橋場一	雫石町橋場(龍川山)	急傾斜	有	H31. 3. 1
110	074A1003	橋場二	雫石町橋場(龍川山)	急傾斜	有	H31. 3. 1
111	085A0017	鶯宿(1)	雫石町鶯宿大栗平	急傾斜	有	H28. 5. 2
112	085A0018	鶯宿(2)	雫石町鶯宿大栗平	急傾斜	有	H28. 5. 2
113	085A0019	鶯宿(3)	雫石町鶯宿大山沢	急傾斜	有	H20. 2. 29
114	065B1001	篠崎	雫石町西根上篠崎	急傾斜	有	H31. 3. 1
115	075B1001	林崎	雫石町長山堂山	急傾斜	有	H31. 3. 1
116	075B1002	中野	雫石町上野中野	急傾斜	有	H31. 3. 1
117	075B1003	安栖野	雫石町橋場安栖	急傾斜	有	H31. 3. 1
118	075B1004	安栖野一	雫石町橋場安栖	急傾斜	有	H31. 3. 1
119	075B1005	赤渕	雫石町御明神赤渕	急傾斜	有	H31. 3. 1
120	075B1006	山津田	雫石町御明神山津田	急傾斜	有	H20. 11. 21
121	085B1001	柁沢	雫石町西安庭柁平	急傾斜	有	H31. 3. 1
122	085B1002	柁沢	雫石町西安庭柁平	急傾斜	有	H31. 3. 1
123	085B1003	清水沢	雫石町西安庭清水沢	急傾斜	有	H28. 5. 2
124	085B1004	北柁沢	雫石町南畑北柁沢	急傾斜	有	H28. 5. 2
125	085B1005	南柁沢	雫石町南畑南柁沢	急傾斜	有	R2. 6. 5
126	085B1006	除キ	雫石町西安庭除キ	急傾斜	有	H28. 5. 2
127	085B1007	上九十九沢	雫石町西安庭上九十九沢	急傾斜	有	H28. 5. 2
128	085B1008	下九十九沢	雫石町西安庭下九十九沢	急傾斜	有	H28. 5. 2
129	085B1009	下切留	雫石町鶯宿下切留	急傾斜	有	H28. 5. 2
130	085B1010	大谷地	雫石町南畑大谷地	急傾斜	有	H28. 5. 2

番号	箇所(溪流)番号	箇所(溪流)名	所在地	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	指定年月日
131	085B1011	大村	雫石町南畑大村	急傾斜	有	H28. 5. 2
132	085B1012	上台	雫石町南畑上台	急傾斜	有	H28. 5. 2
133	086B1001	林平	雫石町西安庭林平	急傾斜	有	H28. 5. 2
134	086B1002	栃ヶ沢	雫石町西安庭栃ヶ沢	急傾斜	有	H28. 5. 2
135	097B1001	田茂木野	雫石町南畑田茂木野	急傾斜	有	H28. 5. 2
136	097B1002	向山	雫石町南畑向山	急傾斜	有	H28. 5. 2
137	4	橋場	雫石町橋場坂本	地すべり		R2. 6. 5
138	5	大地沢	雫石町御明神ヲカセ岳	地すべり		R2. 6. 5
139	167	玄武温泉	雫石町長山有根	地すべり		R2. 6. 5
140	168-1	鶯宿	雫石町鶯宿夜明沢	地すべり		R2. 6. 5
141	168-2	鶯宿	雫石町鶯宿大栗平	地すべり		R2. 6. 5
142	169	南畑	雫石町南畑赤滝	地すべり		
143	170-1	外柵沢	雫石町南畑天拝平	地すべり		R2. 6. 5
144	170-2	外柵沢	雫石町南畑外鱒沢	地すべり		R2. 6. 5
145	171	九十九沢	雫石町西安庭下九十九沢	地すべり		R2. 6. 5

資料 2-15-6

土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表

(令和7年1月1日現在)

番号	施設の名称	所在地	箇所(溪流)番号	箇所(溪流)名	自然現象の種類
1	特別養護老人ホーム おうしゅく	雫石町鶯宿第9地割 67-1	A085004 A085005	鶯宿の沢 (4)(5)	土石流

資料 2-16-1

消 防 相 互 応 援 協 定

盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町及び矢巾町（以下「協定市町村」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防の相互応援について次のとおり協定を締結する。

第1条 協定市町村は、他の協定市町村の区域内において火災その他の災害が発生したことを認知したときは、次に定めるところにより応援隊を派遣するものとする。ただし、協定市町村は、状況に応じ応援隊の隊数を増加することができる。

- (1) 近接区域に火焰を認めたとき 2隊
- (2) 情報により大火その他の大規模の災害の発生を知ったとき 3隊

2 協定市町村は、火災その他の災害の発生により他の協定市町村から応援の要請を受けたときは、その要請を受けた数の応援隊を派遣するものとする。ただし、当該協定市町村の区域内において同様の災害が発生し、または同様の災害が発生するおそれがある場合は、応援隊を派遣せず、または要請を受けた数より少ない数の応援隊を派遣することができる。

第2条 応援の要請は、応援の要請をしようとする協定市町村の長が次に掲げる事項を明示して電話その他の方法により、応援を求める協定市町村の別表に定める場所に対して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 応援隊の数ならびに必要な人員および機械器具
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要な事項

第3条 応援の要請をした協定市町村は、応援隊の受領場所に誘導員を待機させ、到着した応援隊の誘導に努めるものとする。

第4条 応援隊は、その現場に到着したときは、直ちに要請を受けて派遣された応援隊にあつては、応援を受けた協定市町村（以下「受援市町村」という。）の長および消防団長に、災害の発生を認知して要請を受けることなく派遣された応援隊にあつては受援市町村の消防団長にその旨を報告し、それぞれ当該受援市町村の消防団長の指揮に従って総合消防力の発揮に努めるものとする。

2 応援隊に対する指揮は、当該応援隊の長に対して行なうものとする。

第5条 応援に要した費用で次に掲げるものについては、応援した協定市町村（以下「応援市町村」という。）が負担するものとする。

- (1) 応援隊員の手当に係る費用
- (2) 機械器具に破損または故障が生じた場合の修繕費。ただし、次条第2号に該当するものを除く。

(3) 燃料費

第6条 応援に要した費用で次に掲げるものの負担区分については、応援市町村と受援市町村において協議のうえ決定するものとする。

- (1) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（往路中に生じた場合を含む。）の災害補償に要する費用
- (2) 機械器具に重大な破損を生じた場合の修理費

第7条 応援隊員が応援業務に従事中第三者に与えた損害については、受援市町村がその賠償の責に任ずるものとする。ただし、その損害が応援業務に従事中によるものであるかどうかの判定については、応援市町村と受援市町村協議のうえ決定するものとする。

2 応援隊員が応援の往路及び帰路において第三者に与えた損害については、応援市町村側が負担その賠償の責に任ずるものとする。

第8条 応援に要した費用で前3条に定めのないものについては、受援市町村が負担するものとする。

第9条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町村が一時繰替支弁するものとし、当該応援市町村の請求に基づいて支払うものとする。

第10条 次に掲げる協定は廃止する。

- (1) 盛岡市、滝沢村、雫石町、玉山村、都南村、矢巾町及び紫波町の間において昭和38年11月29日締結した消防相互応援協定
- (2) 岩手町、雫石町、葛巻町、西根町、玉山村、松尾村及び滝沢村の間において昭和45年7月1日締結した岩手郡消防相互応援協定

上記協定の締結を証するため、本書8通を作成し各協定市町村記名押印のうえおのおのその1通を保有する。

上記のとおり協定する。

平成19年3月30日

盛岡市長	谷 藤 裕 明
八幡平市長	田 村 正 彦
雫石町長	中屋敷 十
葛巻町長	中 村 哲 雄
岩手町長	民部田 幾 夫
滝沢村長	柳 村 典 秀
紫波町長	藤 原 孝
矢巾町長	川 村 光 朗

別 表

市 町 村 名	指 定 場 所	局 名	電 話 番 号
盛 岡 市	消 防 本 部	盛 岡	0 1 9 - 6 2 2 - 2 1 7 5
八 幡 平 市	市 役 所	八 幡 平	0 1 9 5 - 7 6 - 2 1 1 1
滝 沢 市	市 役 所	滝 沢	0 1 9 - 6 8 4 - 2 1 1 1
雫 石 町	役 場	雫 石	0 1 9 - 6 9 2 - 2 1 1 1
葛 卷 町	分 署	葛 卷	0 1 9 5 - 6 6 - 2 7 0 9
岩 手 町	役 場	岩 手	0 1 9 5 - 6 2 - 2 1 1 1
紫 波 町	役 場	紫 波	0 1 9 - 6 7 2 - 2 1 1 1
矢 巾 町	役 場	矢 巾	0 1 9 - 6 9 7 - 2 1 1 1

資料 2-17-1

現況森林面積

1 国有林

(単位：ha)

林野庁	林野庁以外の 官庁	計
32,129.90	0	32,129.90

(資料：令和5年度盛岡森林管理署管内概要)

2 国有林以外の森林

独立行政法 人等	公 有				私 有	計
	都道府県	市町村	財産区	小 計		
2,512	749	1,223	1,528	3,500	11,342	17,354

(資料：2020年世界農林業センサス)

資料 3-1-1

本部職員動員可能者数

(令和6年4月1日現在)

区分		総合調整部	総務部	企画部	保健福祉部	産業振興部	地域整備部	教育部	総計
動員数	男	5	16	8	19	22	19	12	101
	女	0	12	5	30	5	2	8	62
	計	5	28	13	49	27	21	20	163

資料 3-1-2

執務時間外配備指令通報順位表

部	受命責任者	
	第1順位	第2順位
総合調整部	防災課長	防災課係長
総務部	総務課長	議会事務局長、税務課長、出納課長
企画部	総合政策課長	総合政策課副主幹
保健福祉部	福祉課長	町民課長、健康推進課長、こども課長、雫石診療所事務長
産業振興部	農林課長	観光商工課長、農業委員会事務局長
地域整備部	地域整備課長	上下水道課長
教育部	学校教育課長	生涯文化スポーツ課長

資料 3-2-1 雫石町内の雨量観測所一覧表

観測所名	所在地	管理者	緯度	経度	標高 (m)	既往最大日雨量		観測開始 年月日	備考
						日雨量 (mm)	起 因 年月日		
葛根田	西根上篠崎 46-1	盛岡地方気象台	39° 46' 40"	140° 56' 47"	350	253	H19.9.17	S33.5.15	アメダス
雫石	千刈田 107 番地	"	39° 41' 48"	140° 58' 34"	195	264	H25.8.9	T2.12.1	"
葛根田	長山狼沢 11-1	国土交通省岩手河川 国道事務所	39° 45' 15.8"	140° 57' 49.8"	277.7	244	H19.9.17	S34.8.1	テレメーター
西安庭	西安庭第 40 地割字片 子沢 72-3	国土交通省北上川ダ ム統合管理事務所	39° 39' 01"	140° 59' 52"	192	122	S62.8.16	S56.10.1	"
橋場	橋場坂本 127	"	39° 42' 06"	140° 51' 27"	471	351	H25.8.9	S45.10.8	"
玄武	西根柏木平 5-3	"	39° 46' 49"	140° 56' 48"	347	201	H2.7.18	S45.10.8	"
春木場	御明神幅 22-1	"	39° 41' 23"	140° 56' 43"	203	329	H25.8.9	S45.10.8	"
滝ノ上	長山東葛根田国有林 177 林班と小班	"	39° 49' 46"	140° 52' 35"	760	256	S47.7.8	S46.9.1	"
男助	南畑第 20 地割字赤滝 7 -6	"	39° 36' 49"	140° 56' 31"	255	203	H25.8.9	S45.10.8	"
網張	長山網張国有林 182 林 班 5 小班	"	39° 49' 06"	140° 56' 03"	1,177	168	S47.7.8	S46.9.1	"

資料 3-2-2

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多くみられるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁・梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立体的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料 3-2-3

警報・注意報発表基準一覧表

(令和6年5月23日現在 盛岡地方気象台発表資料)

雫石町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	111
	洪水	流域雨量指数基準	雫石川流域=36.7、黒沢川流域=10.6、矢櫃川流域=12.9、南畑川流域=18.6、鶯宿川流域=14.7、赤沢川流域=8.5、上野沢流域=6.5、志戸前川流域=16.4	
		複合基準*	矢櫃川流域=(5.11.6)、鶯宿川流域=(5.13.2)、赤沢川流域=(5.7.6)、上野沢流域=(5.5.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	16m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	75	
	洪水	流域雨量指数基準	雫石川流域=29.3、黒沢川流域=8.4、矢櫃川流域=10.3、南畑川流域=14.8、鶯宿川流域=11.7、赤沢川流域=6.8、上野沢流域=5.2、志戸前川流域=13.1	
		複合基準*	雫石川流域=(6.23.4)、矢櫃川流域=(5.8.2)、南畑川流域=(5.14.8)、鶯宿川流域=(5.11.7)、赤沢川流域=(5.6.8)、上野沢流域=(5.5.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/sが2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

資料 3-3-1

非常通信運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、非常通信規約（以下、「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

（無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等）

第2条 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央協議会会長が、特に必要がないと定めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。
（非常通信系の構成）

第3条 非常通信系は、原則として次の順序より構成するものとする。

- 一 同一構成員内の通信系
- 二 異なる構成員相互間の通信系

（地方区及び地区非常通信系の構成）

第4条 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。

3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会なき都道府県では、地方協議会）がこれを定めるものとする。

（移動する無線局の活用）

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- 一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地方協議会
- 二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会なき都道府県では地方協議会）
- 三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会なき都道府県は前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出勤して非常通報の疎通に協力するものとする。

（非常通報の内容）

第7条 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準じるものとする。

- 一 人命の救助に関するもの
- 二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 五 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 六 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

八 遭難者救護に関するもの

九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

（非常通報の発信）

第8条 非常通報は、法令上許される範囲内において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

第9条 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

（非常通信の実施）

第10条 構成員は、第7条に関係する者から非常通信の依頼のあったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達しようと認められる場合はこの限りではない。

（暴動の場合の非常通信の実施）

第11条 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

（非常通信の協力）

第12条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

第13条 非常通報は無料として取扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

第13条の2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上適宜の措置を講ずるものとする。

第2章 非常通信の運用

（非常通信の運用）

第14条 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下、「運用規則」という。）などの関係規定によるほか、本章の定めるところによるものとする。

第15条 災害地にある無線局及びその他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

（使用周波数）

第16条 無線通信による連絡設定の場合において、A1A電波4,630KHzによるところが困難であるか、又はA1A電波4,630KHzの設備がないときは、通常通信波又は第18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第17条 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線電信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第18条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(非常通信の予告)

第19条 非常事態発生のおそれがある場合は、その附近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第20条 削除

第21条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

(非常通報の伝送順序等)

第22条 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

一 形式

電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。）とし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 種類（ヒゼウ、欧文の場合はE X Z）
- (2) 字数（文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。）
- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事（又は局内心得）
- (10) 本文

二 記載方法

- (1) 受付時間は24時間制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付けを表す数字とを記入するものとする。

三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

四 伝送方法

(1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次に区切点「」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

(2) 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれその区分を付して行うものとする。

(3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式に又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第23条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第24条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力を挙げるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には、「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

第3章 訓練通信

(訓練通信の種別及び訓練回数)

第25条 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練

二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地区区若しくは数地区と内閣府との間に行う訓練

2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれその地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第26条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

第27条 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

(訓練通信の聴取)

第28条 各無線局は、近接地区区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

(通信の中止)

第29条 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

(訓練通信計画)

第30条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

第31条 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

第32条 削除

(訓練通信の模擬通報)

第33条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差し出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事(又は局内心得)及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

第34条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

第35条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別紙の様式及び記入要領により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して無線局による非常通信実施上に資するものとする。

第35条の2 非常通信の取扱要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

第35条の3 非常通信の取扱要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

第36条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第37条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は、昭和26年10月17日より実施する。

附 則

この規則は、昭和53年3月17日より実施する。

附 則

この規則は、平成元年3月14日より実施する。

附 則

この規則は、平成6年4月13日から実施する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規則は、平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規則は、平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規則は、平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規則は、平成22年2月24日から実施する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から実施する。

別紙（第35条関係）

令和 年 月 日

非常通信協議会会長 殿

構成員名

非常通信訓練実施報告書

実施年月日		令和 年 月 日 ()					
往路通信	受信相手先	時刻	時 分				
		機関名					
		伝達方法	有線	無線	使送	その他	
		回線種別					
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面
	送信相手先	時刻	時 分				
		機関名					
		伝達方法	有線	無線	使送	その他	
		回線種別					
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面
復路通信	受信相手先	時刻	時 分				
		機関名					
		伝達方法	有線	無線	使送	その他	
		回線種別					
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面
	送信相手先	時刻	時 分				
		機関名					
		伝達方法	有線	無線	使送	その他	
		回線種別					
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面
予備電源使用							

伝搬路障害	
通報遅延理由	
所見	

別紙（第35条関係）

記入要領

- 1 時刻については、24時間制で記入すること。
なお、受信の場合は「受信完了時刻」、送信の場合は「送信完了時刻」を記入すること。
- 2 機関名については、通信相手先名称を記入すること。
- 3 伝達方法については、選択したものに○印を記入すること。
- 4 回線種別については、次の中から選択して、略称を記入すること。
中 防…中央防災無線（地上系）
中 星…中央防災無線（衛星系）
警 察…警察用通信回線
消 防…消防防災無線（地上系）
国交（水防）…水防道路用無線
海 保…海上保安用通信回線
防 衛…防衛用通信回線
電 力…電気事業用通信回線
地 星…地域衛星通信ネットワーク
県 防…都道府県防災行政無線（地上系）
市 同…市町村防災行政無線（同報系）
市 移…市町村防災行政無線（移動系）
消 救…消防・救急無線
地 域…地域防災無線
相 互…防災相互通信用無線
C S…自営衛星通信回路
専 用…電気通信事業者の専用回線
孤 立…孤立防止用無線
非 常…非常波（4, 630KHz）
自 営…前記以外の自営の通信網 その他…その他の通信回線
- 5 伝達手段については、選択したものに○印を記入すること。
- 6 予備電源使用については、使用の有無を記入すること。
- 7 伝搬路障害については、訓練中に障害があった場合は、その内容を具体的に記入すること。
- 8 通報遅延理由については、遅延が発生した場合は、その内容を具体的に記入すること。
- 9 所見については、訓練参加に関する意見等を記入すること。

資料 3-3-2

東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）

構 成 員 名	
岩手県	岩泉町
岩手県警察本部	田野畑村
盛岡市	普代村
宮古市	軽米町
大船渡市	野田村
北上市	九戸村
久慈市	洋野町
遠野市 消防本部	一戸町
陸前高田市	岩手県町村会
釜石市	東北漁業無線協会
二戸市	日本放送協会盛岡放送局
八幡平市	株式会社アイビーシー岩手放送
奥州市	株式会社テレビ岩手
滝沢市	株式会社岩手めんこいテレビ
雫石町	株式会社岩手朝日テレビ
葛巻町	株式会社エフエム岩手
岩手町	株式会社ラヂオもりおか
紫波町	特定非営利活動法人カシオペア市民情報ネットワーク
矢巾町	奥州エフエム放送株式会社
金ケ崎町	えふえむ花巻株式会社
住田町	一関コミュニティFM株式会社
大槌町	特定非営利活動法人防災・市民メディア推進協議会
山田町	北上ケーブルテレビ株式会社

盛岡ガス株式会社	岩手開発鉄道株式会社
三陸鉄道株式会社	(一社) 日本アマチュア無線連盟岩手県支部
岩手県北自動車株式会社	(株)日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業

資料 3-4-1

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防衛、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるほど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機

材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反对象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災

- e 列車火災
 - (エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)
 - ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
 - イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)
 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）
 - ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
 - エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
 - オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
 - カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。
- 2 救急・救助事故即報
- 救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
- (1) 死者5人以上の救急事故
 - (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
 - (3) 要救助者が5人以上の救助事故

- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- ウ 風水害
 - (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
 - (2) 石油コンビナート等特別防災区域内的の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
 - (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内的の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
 - (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
 - (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故

- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)と同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

- c 気象条件
 - d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) り災者の避難保護の状況
 - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
- (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※ 必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者 重症		人				
	中等症		人				
	軽症		人				
建物の概要	構造		建築面積		㎡		
	階層		延べ面積		㎡		
焼損程度	焼損程度	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
						建物焼損表面積	㎡
						林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台		人		
	消防団		台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人		
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記

入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分		
		都道府県			
		市町村 (消防本部名)			
		報告者名			
消防庁受信者氏名					
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物資の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設 の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死 者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 使用停止命令	事業所	出場機関	出場人員	出場資機材
			自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
		その他	人		
		消防本部 (署)	台人		
		消 防 団	台人		
		消防防災ヘリコプター	機人		
		海上保安庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人数	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等) 記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部 名)	
報告者名	

災害 の 概 況	発生場所											発生日時	月 日 時 分
被害 の 状 況	人的 被害	死者	人	重症	人	住家 被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟			
							一部破損	棟	未分類	棟			
	119番通報の件数												
応急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔未確認〕等)記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未確定」の欄に計上のこと。

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

資料 3-6-1

緊急輸送道路一覧表

路線名	指定区間	備考
町道雫石・小岩井線	雫石町千刈田 73 番地 から 国道 46 号 (千刈田交差点)	2次
町道雫石中央線	雫石町千刈田 120 番地 から 国道 46 号 (雫石町上曾根田 103 番地 4)	2次
町道北田圃 12 号線	雫石町千刈田 5 番地 1 から 雫石町千刈田 120 番地	2次



資料 3-9-1

岩手県主要河川重要水防設定箇所（雫石町関連分）

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	図面番号	重要度A区間		重要度B区間		要注意区間		対策水防工法名	関連市町村
						堤防A (m)	(他の評価と重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の評価と重複)	工作物B (箇所)		
雫石川	県	葛根田橋下流	左岸	堤防高	盛1				400				雫石町
	県	滝沢	右岸	堤防高	盛2			1,300					雫石町
	県	昇瀬橋	右岸	工作物橋梁	盛3					1			雫石町
葛根田川	県	葛根田橋下流	左岸	堤防高	盛1				300				雫石町
	県	葛根田橋～新葛根田橋	左岸	堤防高無堤	盛2	700						積土のう工	雫石町
	県	新葛根田橋下流 ～石仏橋下流500m	左岸	堤防高	盛3				1,800			積土のう工	雫石町
	県	葛根田橋下流150m ～平出川合流地点	右岸	堤防高	盛4				2,650			積土のう工	雫石町
	県	石仏橋下流500m ～同上流500m	左岸	堤防高無堤	盛5		1,000						雫石町

資料 3-9-2

水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
水があふれる(越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川(土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工(連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川(土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側(川裏)対策	釜段工(釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工(簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
					現在
漏水	川側(川表)対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
深掘れ(洗掘)		むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工(竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端(天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいをういて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線

資料編 3 災害応急対策計画

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
					現在
き裂	上端(天端)から 居住側堤防斜面(裏のり)	ひ控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 (くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み 土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
		その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川
水防対策車	現地対策本部の設置		一般河川	指揮車、無線車	

資料 3-10-1

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待つかとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、

必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

(県内59市町村長 印) 省略

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

(6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

（費用負担の協議）

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

（連絡担当課）

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表2のとおりとする。

（訓練の実施）

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

（協定等の見直し）

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

応援調整市町村

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、浄法寺町、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、種市町、野田村、山形村、大野村	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村、紫波町、矢巾町、安代町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、大迫町、石鳥谷町、東和町、湯田町、沢内村	一関市	釜石市
胆江	水沢市、江刺市、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町、衣川村	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町、宮守村	遠野市	江刺市
両磐	一関市、花泉町、平泉町、大東町、藤沢町、千厩町、東山町、室根村、川崎村	水沢市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町、三陸町	一関市	水沢市

別表第2 (第7条関係)

連 絡 担 当 課

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		FAX 番号
			防災行政無線	有 線 電 話	
二 戸	二 戸 市	庶 務 課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽 米 町	総 務 課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九 戸 村	総 務 課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄 法 寺 町	総 務 課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一 戸 町	総 務 課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久 慈	久 慈 市	消 防 防 災 課	×-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普 代 村	住 民 課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種 市 町	総 務 課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野 田 村	住 民 課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山 形 村	総 務 課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大 野 村	総 務 課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛 岡	盛 岡 市	消 防 防 災 課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫 石 町	総 務 課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛 卷 町	総 務 課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩 手 町	総 務 課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西 根 町	総 務 課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝 沢 村	総 務 課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松 尾 村	総 務 課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉 山 村	総 務 課	×-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫 波 町	町 民 課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢 巾 町	住 民 課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
安 代 町	総 務 課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531	
宮 古	宮 古 市	消 防 防 災 課	×-466-1	0193-62-5533	62-9008
	田 老 町	総 務 課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山 田 町	総 務 課	×-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩 泉 町	総 務 課	×-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田 野 畑 村	住 民 生 活 課	×-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新 里 村	住 民 生 活 課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
川 井 村	総 務 課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042	

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

資料編 3 災害応急対策計画

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		FAX 番号
			防災行政無線	有 線 電 話	
岩 手 中 部	花 卷 市	消 防 防 災 課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北 上 市	消 防 防 災 課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大 迫 町	総 務 課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石 鳥 谷 町	総 務 課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東 和 町	総 務 課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯 田 町	福 祉 課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢 内 村	総 務 課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119
胆 江	水 沢 市	生 活 環 境 課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江 刺 市	企 画 調 整 課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生 活 環 境 課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前 沢 町	町 民 課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆 沢 町	町 民 課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣 川 村	総 務 課	×-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜 石	釜 石 市	総 務 課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠 野 市	消 防 防 災 課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大 槌 町	総 務 課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮 守 村	総 務 課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
両 磐	一 関 市	企 画 調 整 課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花 泉 町	総 務 課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平 泉 町	総 務 課	×-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大 東 町	町 民 課	×-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤 沢 町	自 治 振 興 課	×-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千 厩 町	町 民 生 活 課	×-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東 山 町	総 務 課	×-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室 根 村	住 民 福 祉 課	×-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
気 仙	川 崎 村	民 生 課	×-546-1	0191-43-2111	43-2550
	大 船 渡 市	総 務 課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸 前 高 田 市	総 務 課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住 田 町	総 務 課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515
	三 陸 町	総 務 課	×-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

(応援調整市町村長) 殿

(応援要請市町村長)

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他 ()
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一部破損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担 当 課 ・ 係 名	
担 当 者 名	
電 話 ・ F A X 番 号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名(種類・規格等)	数量	場所

(2) 職員等の派遣

職種	活動内容	人員	場所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸路	
空路(ヘリポート等)	
水路(港湾等)	

資料 3-10-2

大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、秋田・岩手地域連携軸推進協議会の構成自治体（以下「構成自治体」という。）の区域内に大規模災害が発生し、被災自治体のみでは十分な応急措置が実施できない場合において、その応急措置及び復旧に必要な自治体間の相互援助協力について必要な事項を定めるものとする。

(相互援助自治体)

第2条 相互援助を行う自治体は、この協定の趣旨に賛同した別表に掲げる構成自治体とする。

(援助の種類)

第3条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災自治体が特に必要があると認めるもの

(援助要請の手続)

第4条 援助を要請しようとする自治体は、次に掲げる事項を明らかにした電話等により援助の要請をするものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記入した文書を後日、速やかに相互援助自治体に送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所及びその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げる援助を要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は事務職、技術職及び技能職の種別並びに人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第5条 被災自治体以外の相互援助自治体は、被災自治体の被害が極めて甚大であることが明らかであり、かつ通信途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合には、速やかに被害状況について自主的に情報収集を行い、被災自治体以外の構成自治体相互が連絡調整し、自主援助活動を実施する

ものとする。

- 2 緊急援助活動中に、被災自治体から第4条の規定に基づく援助申請を受けたときは、申請に基づく援助を実施するものとする。

(援助経費の負担)

第6条 援助に要した経費は、原則として援助を受けた自治体が負担する。ただし、被災状況等を勘案し、特別な事情が認められる場合は、相互援助自治体による協議において定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 援助活動に従事した職員がその活動により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したと認められる場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、援助自治体が負うものとする。

- 2 援助自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。ただし、被災自治体の指揮下に入る前又は解散命令を受けた後に与えた損害については、援助自治体が賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制等)

第8条 構成自治体は、相互援助に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

- 2 構成自治体は、この協定に基づく相互援助が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要に応じ相互援助に関する対策を研究し、協議し、及び情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

- 2 この協定は、秋田・岩手地域連携軸推進協議会における協議により、必要に応じて改定することができるものとする。

附則

この協定は、平成22年5月27日から施行する。

この協定の成立を証するため、各自治体記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成22年5月27日

潟上市

潟上市長 石川光男

秋田市

秋田市長 穂積志

大仙市

大仙市長 栗林次美

仙北市

仙北市長 門脇光浩

雫石町

雫石町長 中屋敷十

滝沢村

滝沢村長 柳村典秀

盛岡市

盛岡市長 谷藤裕明

宮古市

宮古市長 山本正徳

別表

大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互
援助に関する協定に賛同する自治体

平成22年5月27日

秋田県	潟上市
	秋田市
	大仙市
	仙北市
岩手県	雫石町
	滝沢村
	盛岡市
	宮古市

資料 3-10-3

災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士市と雫石町（以下「協定自治体」という。）は、いずれかの行政区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続き)

第3条 被災自治体は、次の事項を明確にして、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し、応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定により応援を要請された自治体は、極力これに応じるものとする。

2. 応援自治体は、前条の規定による被災自治体からの応援要請がない場合においても、大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。

3. 応援自治体は、災害直後において職員等を派遣する場合は、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第5条 応援のために派遣された職員は、被災自治体の長の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として被災自治体の負担とする。

2. 被災自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された自治体は、一時立替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定自治体は、相互応援の窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。
2. 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第8条 協定自治体は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第9条 協定自治体は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定の細目については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から2014年(平成26年)3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに協定自治体のいずれの自治体から申し出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2013年(平成25年)7月30日

静岡県富士市永田町一丁目100番地

富士市

富士市長 鈴木 尚

岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

雫石町

雫石町長 深谷 政光

災害時相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成25年7月30日付けで富士市と雫石町（以下「協定自治体」という。）との間で締結した災害時相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定める。

(応援職員等の派遣等に要した費用の負担)

第2条 協定書第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）が負担する費用は、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援自治体が必要な補償を行う。但し、被災自治体において応急治療を行う場合の、治療費は被災自治体が負担する。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、協定自治体が協議して定める。

(応援要請の方法)

第3条 協定書第3条の規定による応援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は他の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2. 文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

3. 大規模な災害等が発生し、報道等の情報により被災自治体となったことが明らかで連絡が取れない場合は、応援自治体から情報収集を行う職員を派遣し、支援内容を確認するものとする。

(応援費用の請求等)

第4条 応援自治体が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を立替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災自治体に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

(6) 協定書第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2. 前項の規定による請求は、応援自治体による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災自治体に請求するものとする。

3. 前2項により難いときは、協定自治体が協議して定めるものとする。

（費用負担の協議）

第5条 協定書第6条第1項の規定にかかわらず、被災自治体の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、協定自治体で協議して定めることができるものとする。

（応援の終了）

第6条 応援自治体は、応援期間満了した場合において被災自治体から応援継続の申し出がない場合、または応援期間中であっても、被災自治体より応援不要の通知があった場合は、応援の内容をまとめ、被災自治体に報告するものとする。

（応援物資等の引き上げ）

第7条 応援要請に基づく提供もしくは貸出を行った物資等で、被災自治体において不用となり、かつ応援自治体において引き続き使用可能な物資は、被災自治体の負担において、応援自治体に引き上げを行うものとする。

（連絡担当部局）

第8条 協定書第7条に規定する連絡担当部局は、別表のとおりとする。

2. 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（訓練の実施）

第9条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

（協定書等の見直し）

第10条 協定書及びこの実施細目に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成25年7月30日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

（応援自治体の長） 殿

（被災自治体の長）

応 援 要 請 書

「災害時相互応援協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況 (月 日 時 分現在)

種 類	地震災害 津波災害 風水害 その他 ()			
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一部破損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担 当 課 ・ 係 名	
担 当 者 名	
電 話 ・ F A X 番 号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品 名 (種類・規格等)	数 量	場 所

(2) 職員等の派遣

職 種	活動内容	人 員	場 所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

4 応援場所までの経路

陸路	
空路 (ヘリポート等)	
水路 (港湾等)	

別表（第8条関係）

連 絡 担 当 部 局

自治体名	連絡担当課	電 話 番 号		FAX 番号
		防災行政無線	有 線 電 話	
富 士 市	防災危機管理課	8-022-210-3300	0545-55-2715	0545-51-2040
雫 石 町	防 災 課	67-003-421-2	019-692-6410	019-692-1311

資料 3-10-4

大規模災害時における相互応援に関する協定書

岩手県雫石町、秋田県仙北市、茨城県小美玉市、山形県新庄市及び茨城県高萩市の5市町（以下「戸沢公関係5市町」という。）は、戸沢サミット開催にあわせ、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、戸沢公関係5市町の市町域で大規模災害が発生した場合に、相互に応援することに関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）避難が必要な被災者の受け入れ
- （6）被災者が必要とする情報の代行発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に必要があると戸沢公関係5市町が認めたもの

（応援要請の担当部署）

第3条 戸沢公関係5市町は、あらかじめ応援に関する事項の連絡・調整を円滑に行うための担当部署を次のとおり定めるものとする。

- （1）この協定に関する担当部署連絡責任者は、別に定める担当部署責任者連絡票（様式第1号）の
とおりとする。
- （2）本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および連絡責任者交代時に連絡責任者職名及び連絡先の
電話番号等を確認するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及びその経路
- （3）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- （4）必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- （5）必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- （6）その他応援を必要とする事項

（自主的応援）

第5条 戸沢公関係5市町は、協定の相手方に災害が発生し応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに自主的に応援することができる。

2 前項に規定する自主的応援の内容は、第2条第1号から第5号までに定める内容のうち、応援を行う市町が必要と認めるものとする。

3 自主的に応援を開始した後に前条に規定する応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該応援要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市町の負担

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市町の負担

2 応援を行った市町は、応援を受けた市町が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町から申し出があった場合は、一時その費用を立替支弁するものとする。

(情報の交換)

第7条 戸沢公関係5市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、戸沢公関係5市町が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月26日

岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町長 深谷 政光

秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
仙北市長 門脇 光浩

茨城県小美玉市堅倉835
小美玉市長 島田 穰一

山形県新庄市沖の町10番37号
新庄市長 山尾 順紀

茨城県高萩市本町1丁目100番地の1
高萩市長 草間 吉夫

様式第1号 (第3条関係)

担当部署責任者連絡票

市 町 名	担当部署責任者	連 絡 先
雫石町		Tel: Mail:
仙北市		Tel: Mail:
小美玉市		Tel: Mail:
新庄市		Tel: Mail:
高萩市		Tel: Mail:

資料 3-10-5

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 千葉県富里市と岩手県雫石町（以下「協定自治体」という。）は、いずれかの行政区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請手続)

第3条 被災自治体は、次の事項を明確にして、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し、応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、資機材及び車両等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他応援を必要とする事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定により応援を要請された自治体は、極力これに応じるものとする。

2 応援自治体は、前条の規定による被災自治体からの応援要請がない場合においても、大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。

3 応援自治体は、災害直後において職員等を派遣する場合は、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第5条 応援のために派遣された職員は、被災自治体の長の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された自治体は、一時立替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定自治体は、相互応援の窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第8条 協定自治体は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 協定自治体は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に提供するとともに、災害対策に係る情報を随時交換するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定の細目については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに協定自治体のいずれの自治体から申し出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年6月29日

千葉県富里市七栄 652 番地 1

富 里 市

富 里 市 長 相 川 堅 治

岩手県岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1

雫 石 町

雫 石 町 長 深 谷 政 光

災害時における相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成27年6月29日付け千葉県富里市と岩手県雫石町(以下「協定自治体」という。)との間で締結した災害時相互応援に関する協定書(以下「協定書」という。)第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定める。

(応援職員等の派遣等に要した費用の負担)

第2条 協定書第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被害を受けた自治体(以下「被災自治体」という。)が負担する費用は、応援を行う自治体(以下「応援自治体」という。)が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、応援自治体が必要な補償を行う。但し、被災自治体において応急治療を行う場合の、治療費は被災自治体が負担する。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、協定自治体が協議して定める。

(応援要請の方法)

第3条 協定書第3条の規定による応援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は他の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

3 大規模な災害等が発生し、報道等の情報により被災自治体となったことが明らかで連絡が取れない場合は、応援自治体から情報収集を行う職員を派遣し、支援内容を確認するものとする。

(応援費用の請求等)

第4条 応援自治体が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を立替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災自治体に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定書第2条第6号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援自治体による請求書(関係書類を添付)により、連絡担当課を経

由して、被災自治体に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、協定自治体が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第5条 協定書第6条第1項の規定にかかわらず、被災自治体の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、協定自治体で協議して定めることができるものとする。

(応援の終了)

第6条 応援自治体は、応援期間満了した場合において被災自治体から応援継続の申し出がない場合、または応援期間中であっても、被災自治体より応援不要の通知があった場合は、応援の内容をまとめ、被災自治体に報告するものとする。

(応援物資等の引き上げ)

第7条 応援要請に基づく提供もしくは貸出を行った物資等で、被災自治体において不用となり、かつ応援自治体において引き続き使用可能な物資は、被災自治体の負担において、応援自治体に引き上げを行うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定書第7条に規定する連絡担当部局は、別表のとおりとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協定書等の見直し)

第9条 協定書及びこの実施細目に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年6月29日から施行する。

千葉県富里市七栄 652 番地 1

富 里 市

富 里 市 長 相 川 堅 治

岩手県岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1

雫 石 町

雫 石 町 長 深 谷 政 光

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

（応援自治体の長） 殿

（被災自治体の長）

応 援 要 請 書

「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況 （ 月 日 時 分現在）

種 類	地震災害 津波災害 風水害 その他（ ）			
	人 的 被 害	(1) 死 者 人	(2) 行方不明者 人	(3) 重 傷 者 人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一部破損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担 当 課 ・ 係 名	
担 当 者 名	
電 話 ・ F A X 番 号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名（種類・規格等）	数量	場所

(2) 職員等の派遣

職種	活動内容	人員	場所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸路	
空路（ヘリポート等）	
水路（港湾等）	

別表（第8条関係）

連 絡 担 当 部 局

自治体名	連絡担当課	電 話 番 号		FAX 番号
		防災行政無線	電 話	
富 里 市	市民活動推進課	013-233-721	0476-93-1114	0476-93-9954
雫 石 町	防 災 課	67-003-421-2	019-692-6410	019-692-1311

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 高知県安芸市と岩手県雫石町（以下「協定自治体」という。）は、いずれかの行政区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請手続)

第3条 被災自治体は、次の事項を明確にして、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し、応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、資機材及び車両等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他応援を必要とする事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定により応援を要請された自治体は、極力これに応じるものとする。

- 2 応援自治体は、前条の規定による被災自治体からの応援要請がない場合においても、大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。
- 3 応援自治体は、災害直後において職員等を派遣する場合は、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第5条 応援のために派遣された職員は、被災自治体の長の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された自治体は、一時立替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定自治体は、相互応援の窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第8条 協定自治体は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 協定自治体は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に提供するとともに、災害対策に係る情報を随時交換するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定の細目については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに協定自治体のいずれの自治体から申し出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年11月21日

高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番40号

安 芸 市

安 芸 市 長 横 山 幾 夫

岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

雫 石 町

雫 石 町 長 猿 子 恵 久

災害時における相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成30年11月21日付けで高知県安芸市と岩手県雫石町（以下「協定自治体」という。）との間で締結した災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定める。

(応援職員等の派遣等に要した費用の負担)

第2条 協定書第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）が負担する費用は、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援自治体が必要な補償を行う。但し、被災自治体において応急治療を行う場合の、治療費は被災自治体が負担する。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、協定自治体が協議して定める。

(応援要請の方法)

第3条 協定書第3条の規定による応援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は他の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

3 大規模な災害等が発生し、報道等の情報により被災自治体となったことが明らかで連絡が取れない場合は、応援自治体から情報収集を行う職員を派遣し、支援内容を確認するものとする。

(応援費用の請求等)

第4条 応援自治体が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を立替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災自治体に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定書第2条第6号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援自治体による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災自治体に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、協定自治体が協議して定めるものとする。

（費用負担の協議）

第5条 協定書第6条第1項の規定にかかわらず、被災自治体の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、協定自治体で協議して定めることができるものとする。

（応援の終了）

第6条 応援自治体は、応援期間満了した場合において被災自治体から応援継続の申し出がない場合、または応援期間中であっても、被災自治体より応援不要の通知があった場合は、応援の内容をまとめ、被災自治体に報告するものとする。

（応援物資等の引き上げ）

第7条 応援要請に基づく提供もしくは貸出を行った物資等で、被災自治体において不用となり、かつ応援自治体において引き続き使用可能な物資は、被災自治体の負担において、応援自治体に引き上げを行うものとする。

（連絡担当部局）

第8条 協定書第7条に規定する連絡担当部局は、別表のとおりとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（協定書等の見直し）

第9条 協定書及びこの実施細目に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成30年11月21日から施行する。

平成30年11月21日

高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番40号

安 芸 市

安 芸 市 長 横 山 幾 夫

岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

雫 石 町

雫 石 町 長 猿 子 恵 久

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

（応援自治体の長） 様

（被災自治体の長）

応 援 要 請 書

「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況 （ 月 日 時 分現在）

種 類	地震災害 津波災害 風水害 その他（ ）			
	人的被害	(1) 死者 人	(2) 行方不明者 人	(3) 重傷者 人
住家被害	(1) 全壊	(2) 半壊	(3) 一部破損	(4) その他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	
担当者名	
電話・FAX番号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名（種類・規格等）	数量	場所

(2) 職員等の派遣

職 種	活動内容	人 員	場 所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸 路	
空路（ヘリポート等）	
水路（港湾等）	

別表（第8条関係）

連 絡 担 当 部 局

自治体名	連絡担当課	電 話	FAX 番号
安芸市	危機管理課	0887 - 37-9101	0887-37-9104
鞆石町	防 災 課	019-692-6410	019-692-1311

資料 3-10-6

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、雫石町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 雫石町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 雫石町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年8月25日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行

乙 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町長 中屋敷 十

資料 3-10-7

関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧表

協定締結団体等	連絡先	協定締結日	協定概要	協定書
雫石町内郵便局	雫石郵便局 電話 692-0001 (雫石町上町東 18 番地)	H14. 4. 3	避難場所、資材集積場 所等の提供等	別紙 1
特定非営利活動法人しず くいし	電話 692-3321 (雫石町中町 7 番 地 4)	H17. 8. 5	被災情報の収集及び連 絡、障害物除去用等の 重機・資機材等の調達、 応急復旧工事の実施等	別紙 2
(公社)岩手県高圧ガス保 安協会盛岡支部	電話 651-1227 (盛岡市東安庭三 丁目 3 番 6 号)	H18. 10. 2	プロパンガス及び応急 対策用資機材の調達等	別紙 3
(株)アクティオ	盛岡営業所 電話 641-2813 (盛岡市厨川三丁 目 12 番 16 号)	H18. 11. 1	レンタル機材の提供等	別紙 4
NPO法人コメリ災害対 策センター	電話 025-371- 4112 (新潟県新潟市南 区清水 4501 番地 1)	H19. 11. 1	応急対策用資機材等の 緊急調達	別紙 5
東北電力(株)盛岡営業所 【現】東北電力ネットワ ーク(株)盛岡電力センタ ー	電話 653-4967 (盛岡市紺屋町 1 番 25 号)	H20. 3. 10 更新 R2. 4. 1	災害情報の収集・提供 及び電力復旧協力	別紙 6
(株)ラヂオもりおか	電話 621-7111 (盛岡市中ノ橋通 1 丁目 1 番 21 号)	H20. 3. 10	災害情報の通知及び警 告に係わる放送	別紙 7
岩手県石油商業協同組合 盛岡支部	電話 622-9528 (盛岡市清水町 14 番 12 号)	H20. 4. 25	応急対策用燃料及び応 急対策用資機材の調達 等	別紙 8
雫石町建設協議会	電話 691-1100 (雫石町下曾根田 69 番地)	H23. 11. 21	被災情報の収集及び連 絡、障害物除去用等の 重機・資機材等の調達、 応急復旧工事の実施等	別紙 9

資料編 3 災害応急対策計画

協定締結団体等	連絡先	協定締結日	協定概要	協定書
みちのくコカ・コーラボ トリング(株)盛岡営業部	電話 638-0405 (矢巾町流通セン ター南三丁目 6 番 地 3)	H26. 9. 2	災害ベンダー（庁舎設 置自動販売機）からの 飲料無償提供	別紙 10
みちのくコカ・コーラボ トリング(株)	電話 638-0405 (矢巾町大字広宮 沢第 1 地割 279 番 地)	H26. 9. 11	飲料の確保と搬送	別紙 11
(株)しずくいし	電話 692-5577 (雫石町橋場坂本 108 番地 10)	H26. 9. 16	避難収容、物資中継、 食料・飲料水等の提供 等支援協力	別紙 12
東北紙器(株)	電話 692-0333 (雫石町西安庭第 10 地割 31 番地 1)	H28. 3. 24	段ボール製品（段ボ ールシート及び段ボ ールケース）、段ボール製簡 易ベッド等の供給	別紙 13
ヤマト運輸(株)岩手主管 支店	電話 0197-68-3884 (北上市流通セン ター17 番 3 号)	H28. 8. 24	防災備蓄品の避難所等 への配送、支援物資拠 点からの緊急輸送、支 援物資拠点の運営等	別紙 14
日本郵便(株) 盛岡北郵便局長 日本郵便(株) 雫石町内郵便局代表雫石 郵便局長	電話 019-692-0001 (雫石町上町東 18 番地)	H29. 6. 27	災害時協力、見守り活 動協力、道路損傷等の 情報連携等	別紙 15
(一社) 岩手県産業廃棄 物協会県央支部 【現】(一社) 岩手県産業 資源循環協会	電話 019-625-2201 (盛岡市乙部 5 地 割 105 番)	H30. 3. 23	災害時における、災害 廃棄物の収集、運搬、 撤去、処分等	別紙 16
(一社) 岩手県ドローン 協会	電話 019-601-3337 (盛岡市門 2-1 -47)	H30. 5. 23	災害現場等の状況確認 及び撮影、孤立者への物 資輸送、遭難者の捜索及 び遭難現場の撮影等	別紙 17
岩手三菱自動車販売 (株) 三菱自動車工業(株)	電話 019-634-1000 (盛岡市南仙北 1 -24-8)	R2. 2. 6	災害時における、電気自 動車、プラグインハイブ リッド車、自動車からの 外部給電に必要な機器 の貸与	別紙 18

資料編 3 災害応急対策計画

(株)いわてアスリートクラブ	電話 613-6333 (盛岡市飯岡新田 6 地割 14-4-2F)	R3. 7. 5	地域の安全・安心、地域の活性化等	別紙 19
ヤフー(株)	電話 03-6898-8200 (東京都千代田区 紀尾井町1 番3号)	R4. 2. 2	災害時の情報発信	別紙 20
ヤマト運輸(株)岩手主管支店	電話 0570-200-0000 (滝沢市牧野林 988-4)	R6. 8. 20	災害対策に関すること	別紙 21
岩手県行政書士会	電話 019-623-1555 (盛岡市菜園一丁 目 3 番 6 号農林開 館 5F)	R6. 8. 20	災害時における各種行政手続きの支援	別紙 22

資料 3-10-7 (別紙1)

災害時における雫石町内郵便局、雫石町間の協力に関する覚書

雫石町内郵便局（以下「甲」という。）及び雫石町（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、雫石町内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、雫石町内に災害が発生し次の事項について必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

(1) 甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに医療救護活動

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

(2) 甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、雫石町内に災害が発生し次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、資材集積場所等としての提供

(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3) 前2号以外の事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、雫石町防災会議に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、雫石町内若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては雫石郵便局長、乙においては雫石町総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年4月3日

甲 雫石町内郵便局代表
雫石郵便局長 熊谷文男

乙 雫石町
雫石町長 川口善彌

資料 3-10-7 (別紙2)

災害時における応急対応業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、雫石地域内において災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、雫石町（以下「甲」という。）が特定非営利活動法人しずくいし（以下「乙」という。）に対し、甲が所管する道路施設、河川管理施設、土地改良施設及びライフライン施設の応急措置等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、町が協力を要請することが必要と判断する災害とする。

(協力要請の方法)

第3条 災害時において、甲が乙に対し協力の要請をする場合は、書面により行なうものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出するものとする。

(協力業務の内容)

第4条 この協定に基づく協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- (3) 応急復旧工事の実施
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(協力費用の負担)

第5条 この協定に基づき、乙が行った協力業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が協力業務に要した費用を請求するものとする。

(労災補償)

第6条 応急復旧により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、総務課とする。

2 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1カ月前までに甲、乙双方とも解除の申し出を行わない場合は、引き続き効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙

協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年8月5日

- 甲 岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
代表者 雫石町長 中屋敷 十
- 乙 岩手郡雫石町中町7番地4
特定非営利活動法人しずくいし
代表者 理事長 佐々木 政 幸

資料 3-10-7 (別紙3)

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

雫石町（以下「甲」という。）と社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、雫石町内において災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対して避難所や仮設住宅等のライフラインであるプロパンガス及びプロパンガス設備の応急対策用資機材（以下「資機材」という。）の調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、乙に対し協力を要請したときに発動するものとする。

2 前項の甲の要請があったときは、乙は甲に対しプロパンガス、資機材等の調達に協力するものとする。

（協力要請の方法）

第4条 災害時において、甲が乙に対し、プロパンガス、資機材等の調達を要請する場合は、書面により行なうものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出することができるものとする。

（協力要請時の明示事項）

第5条 前条の規定による要請は、次の事項を明示するものとする。

- (1) プロパンガス、資機材等の品名及び数量
- (2) プロパンガス、資機材等の供給日時及び場所
- (3) その他必要な事項

（要請への協力）

第6条 乙は、第4条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 この規定に基づき乙がプロパンガス、資機材等の調達に要した費用及びその他の必要経費は、甲が負担するものとする。なお、費用の請求にあたり、乙は災害発生前における価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（事故報告）

第8条 乙は、プロパンガス、資機材等の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償責任）

第9条 乙は、プロパンガス、資機材等の輸送中に、乙の責に帰する理由により、緊急輸送車両の使用者が第三者（同伴者を含む。）に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

（状況報告）

第10条 甲は、この規定に基づく調達要請が円滑に行われるよう、乙に対し必要と認めた場合は、乙又は乙に加盟する会員等が保有する資機材等の数量等について、報告を求めることができる。

（連絡責任者）

第11条 この規定に関する連絡責任者は、甲においては雫石町総務課、乙においては社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部長とする。

（被災した他市町村への支援）

第12条 甲が、被災した他の市町村に対するプロパンガス、資機材等の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

（有効期限）

第13条 この協定は、平成18年10月2日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解約通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

2 前項の解約通知は、1月前までに相手方に提出するものとする。

（疑義等の決定）

第14条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定の定めのない事項については、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年10月2日

甲 岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
雫石町長 中屋敷 十

乙 盛岡市東安庭三丁目3番6号
社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部
支部長 長野 壽美

資料 3-10-7 (別紙 4)

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

雫石町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）に定める災害をいう。）発生時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、雫石町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第 2 条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する移動トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項に規定による要請は、レンタル機材提供要請書（様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供等）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を甲に優先的に提供するものとする。

（引き渡し）

第 4 条 保有機材の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第 5 条 甲は、保有機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとし、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

（災害補償及び損害賠償責任）

第 6 条 この協定に基づいて業務に従事した者（乙の従事者）が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償、及び乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えた場合の損害賠償は、乙の責任において行なうものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定は、平成 18 年 11 月 1 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解約通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

2 前項の解約通知は、1 月前までに相手方に提出するものとする。

（連絡責任者）

第 8 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては雫石町総務課長、乙においては株式会社アクティオ盛岡営業所長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年11月1日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
雫石町長 中屋敷 十

乙 東京都千代田区岩本町本町一丁目5番13号
秀和第2岩本町ビル
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼 光雄

様式第1号（第2条関係）

レンタル機材提供要請書

(株)アクティオ

代表取締役

殿

雫石町長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定第2条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

機 材 名	数 量	引き渡し場所	備 考

資料 3-10-7 (別紙 5)

災害時における物資供給に関する協定書

雫石町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表 1 に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては雫石町総務課長、乙においてはNPO法人コメリ災害対策センター事務局長とし、連絡先は別表2のとおりとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月1日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町役場
雫石町長 中屋 敷 十

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

別表 1

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主 な 品 種
作 業 関 係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日 用 品 等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水 関 係	飲料水、水缶
冷 暖 房 機 器 等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電 気 用 品 等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
ト イ レ 関 係 等	救急ミニトイレ

別表 2

災害時における緊急連絡先

区 分	電話番号	F A X 番号
(甲) 雫石町総務課長	019-692-2111	019-692-1311
(乙) NPO 法人コメリ災害対策センター事務局長	025-371-4112	025-371-4151

資料 3-10-7 (別紙6)

災害時における電力復旧協力に関する協定書

雫石町(以下「甲」という。)と 東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター(以下「乙」という。)は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害(以下「災害時」という。)発生に伴い大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保する為に電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(災害情報の提供)

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の情報把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

(雫石町災害対策本部への社員の派遣)

第3条 災害時により停電が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(電力設備の復旧)

第4条 災害時により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関(総合病院)、災害復旧対策の中核となる官公署・避難所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

3 電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

(災害復旧時の生活用水等の確保に対する協力)

第7条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な生活用水等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては雫石町防災課、乙においては、東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター総務課とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町長 猿子 恵久

乙 盛岡市紺屋町1番25号
東北電力ネットワーク株式会社
盛岡電力センター
所長 内藤 剛彦

資料 3-10-7 (別紙7)

災害時における放送要請手続きに関する協定書

雫石町と株式会社ラヂオもりおか（以下「ラヂオもりおか」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、雫石町長が災害に関する予報若しくは警報の伝達又は予想される災害の実態及びこれに対してとるべき処置についての通知又は警告についての放送を、ラヂオもりおかに対して要請する場合の手続き等について次のとおり協定する。

第1条 雫石町が放送要請を行う場合は、次に掲げる事項を文書又は口頭により明らかにして要請するものとし、その連絡は、第3条の連絡責任者を通じて行うものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 伝達、通知又は警告の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

第2条 ラヂオもりおかは、前条の要請を受けたときは、速やかにその放送の形式、日時、送信等所要の事項を決定し、放送するものとする。

第3条 この協定による放送要請及びこれに基づく放送を円滑かつ確実にを行うために、次の職にあるものを連絡責任者として定めるものとする。

- (1) 雫石町総務課長
- (2) 株式会社ラヂオもりおか制作部長

平成20年3月10日

岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
雫石町長 中屋敷 十

岩手県盛岡市中ノ橋通1-1-21
株式会社ラヂオもりおか
代表取締役 工藤 嘉衛

資料 3-10-7 (別紙8)

災害時における応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達並びに
応急対策要員確保の要請に関する協定書

(協定趣旨)

第1条 この協定は、雫石町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、雫石町（以下「甲」という。）が岩手県石油商業協同組合盛岡支部（以下「乙」という。）に応急対策用燃料及び応急対策用資機材（以下「燃料等」という。）の調達並びに応急対策要員（以下「要員」という。）の確保について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(調達・確保要請)

第2条 甲は、燃料等の調達及び要員の確保の必要があると認めたときは、乙に対しその調達及び確保の協力を要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 燃料等の品名及び数量
- (2) 燃料等の搬入日時及び場所
- (3) 要員の必要人員数
- (4) 要員の動員日時及び場所
- (5) その他必要な事項

2 甲は、事前に燃料等及び要員の輸送に係る緊急通行車輛の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車輛確認証明書を受理したうえで、これを乙に交付するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が燃料等の調達及び要員の確保に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における町と燃料供給業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

ただし、単価契約を結んでいない燃料等及び資機材については、災害発生直後における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第5条 乙は第2条の規定により燃料等の供給及び要員の動員を実施した場合は、速やかに甲に対して、次の事項を文書により報告することとする。

- (1) 供給した品目とその数量
- (2) 供給した日時及び場所
- (3) 動員した要員の人数
- (4) 動員した日時及び場所

(5) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙は、燃料等及び要員の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、燃料等及び要員の輸送中に、乙の責めに帰する理由により、緊急輸送車輛の使用(同伴者を含む。)及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(状況報告)

第8条 甲は、この協定に基づく調達及び確保の要請が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、乙又は乙に加盟する会員等が保有する資機材等の品名、数量及び要員等の状況について、報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課、乙においては岩手県石油商業協同組合盛岡支部事務局とする。

(被災市町村への応援)

第10条 甲が、被災した市町村への協力応援を行う場合においても、乙はこの協定の趣旨に準じて、できる限り協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月25日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
雫石町長 中屋敷 十

乙 岩手県盛岡市清水町14番12号
岩手県石油商業協同組合盛岡支部
支部長代行 宮田 謙

資料 3-10-7 (別紙 9)

災害時における応急対応業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、雫石地域内において災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、雫石町（以下「甲」という。）が雫石町建設協議会（以下「乙」という。）に対し、甲が所管する道路施設、河川管理施設、土地改良施設及びライフライン施設の応急措置等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、町が協力を要請することが必要と判断する災害とする。

(協力要請の方法)

第3条 災害時において、甲が乙に対し協力の要請をする場合は、書面により行なうものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出するものとする。

(協力業務の内容)

第4条 この協定に基づく協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- (3) 応急復旧工事の実施
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(協力費用の負担)

第5条 この協定に基づき、乙が行った協力業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が協力業務に要した費用を請求するものとする。

(労災補償)

第6条 応急復旧により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定業務に関する甲の連絡窓口は、総務課とする。

2 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1カ月前までに甲、乙双方とも解除の申し出を行わない場合は、引き続き効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙

協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月21日

甲 岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町長 深谷 政光

乙 岩手郡雫石町下曾根田69番地
雫石町建設協議会
会長 株式会社中村建設
代表取締役 中村 敬二

資料 3-10-7 (別紙 10)

災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定書

雫石町（以下「甲」という。）と有限会社ナカノ（以下「乙」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

2 災害救援専用キーとは、飲料製品の無償提供のために災害救援ベンダーを操作する器具をいう。

(自販機の表示)

第3条 丙は下記に表示する場所に自販機を設置するものとし、甲は設置場所を提供する。

- (1) 所在地 岩手郡雫石町千刈田5番地1
- (2) 設置場所 雫石町役場1階
- (3) 台数 1台

(災害救援ベンダーの使用)

第4条 雫石町において、災害警戒本部又は災害対策本部が設置され、かつ本部長により飲料の提供が必要と判断された場合、甲は災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できるものとする。

- (1) 多数の住民の生命、身体及び財産に甚大な被害をもたらすおそれがあるとき、又は発生し、被害が拡大するおそれがあるとき。
- (2) 災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき。
- (3) その他第一項及び第二項に順ずる状況により甲の責任者が必要と認めたとき。

2 丙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫のみとする。

3 災害救援専用キーは丙が甲へ2個貸与し甲の責任において厳重に管理するものとする。

《専用キー管理先》

防災課

4 甲は災害ベンダーを使用した場合、すみやかに丙へ通報する。

(設置及び管理)

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、甲が乙に許可した設置場所へ丙が設置し、管理については乙と丙が別に締結する「自動販売機フルサービス協定書」によるものとする。

(期間)

第6条 協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日までに甲・乙・丙のうち何れかが文書をもって意思表示した場合のほかは、引き続き同一条件をもって更に1年間この協定を継続するものとし以降も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲・乙・丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月2日

(甲) 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
雫石町長 深谷 政光

(乙) 岩手県岩手郡雫石町西根東駒木野360番地2
有限会社 ナカノ
代表取締役 中野 順平

(丙) 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目6番地3
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
盛岡営業部長 高橋 宏巳

資料 3-10-7 (別紙 11)

災害時における飲料の確保に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、雫石町において地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、雫石町（以下「甲」という。）がみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）に飲料の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の規定は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

(要請の手続き)

第3条 災害時において、甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、別紙様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により行うことができるものとする。

- (1) 協力を要請する品名
- (2) 協力を要請する数量
- (3) 納入希望日時
- (4) 納入希望場所
- (5) その他必要事項

(飲料の調達)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工場などの飲料の在庫を確認・調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

(飲料の搬送)

第5条 飲料の搬送は第3条の規定に基づく甲の要請により乙が行う。この際に、乙は、搬送先から別紙様式2の受領書を受け取るものとする。

(費用の負担)

第6条 乙がこの協定に基づき提供した飲料及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては雫石町防災課、乙においてはみちのく
コカ・コーラボトリング株式会社盛岡営業部とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は平成26年9月11日から平成27年3月31日までとする。ただ
し、期間満了の日の1か月前までに甲乙共に異議の申し出がない場合は、期間満了の翌日から
引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、甲及び乙
が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年9月11日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、
各1通を保有する。

平成26年9月11日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
雫石町長 深谷政光

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村広和

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 様

雫石町長

飲料供給要請書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり飲料の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 飲料の品名及び数量

品名	規格	数量	備考

(様式2)

平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 様

飲料受領確認者

職氏名

ⓐ

飲 料 受 領 書

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

1 受領場所

2 飲料の品名及び数量

品名	規格	数量	備考

※記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配送時にあらかじめ記載しておくこと。

受領確認者の押印は省略できる。

資料 3-10-7 (別紙 12)

災害時等における支援協力に関する協定書

雫石町（以下「甲」という。）と株式会社しずくいし（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における支援協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害等が発生した場合、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する道の駅施設（以下「施設」という。）を利用して行う支援協力について必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等における災害応急対策を円滑に行うため、施設を災害応急対策の拠点として活用する必要があると判断した場合には、乙に対し支援協力を要請することができるものとする。ただし、乙は、自主的な判断により防災計画に基づく応急・復旧対策を実施することができる。その場合、乙は実施内容を速やかに甲に連絡するものとする。

(協力内容)

第3条 乙の行う支援協力の内容は以下のとおりとする。

- (1) 避難収容及び物資中継のための施設管理及び備品の使用
- (2) 避難者への食料、飲料水等の提供
- (3) 救援物資の供給
- (4) 防災関係機関の活動支援
- (5) 道路情報、被災情報等の発信
- (6) その他、必要と認める事項

(協力期間)

第4条 支援協力の期間は、乙が支援協力の活動を開始した時点から終了するまでとする。

(協力体制)

第5条 乙は、あらかじめ第3条の内容について、社内における協力体制を明らかにしておくものとし、乙は、甲から支援協力の要請を受けたときは、それに係る業務を優先して行うものとする。

(要請の手続き)

第6条 甲から乙への要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話又は電信を含む。）によるものとし、事後要請書を提出するものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。ただし、施設内で提供する物資については、乙からの口頭によるものとする。

2 甲は、前項の物資を確認したのち、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲乙それぞれ定めるものとする。

（費用負担）

第9条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用並びに乙が提供した施設の使用に係わる経費については、甲が負担するものとする。

（物資価格）

第10条 物資及び施設使用の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（協議）

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも本協定書改廃の申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年9月16日

甲 雫石町千刈田5番地1
雫石町
雫石町長 深谷政光

乙 雫石町橋場坂本108番地10
株式会社しずくいし
代表取締役 櫻田久耕

様式第1号（第6条関係）

要 請 書

年 月 日

株式会社しずくいし 殿

雫石町長

災害時等における支援協力に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

(物資の供給)

品名	規格	数量	単位	引渡し場所	備考
納入希望日時	年 月 日		午前・午後	時	分

(施設の提供)

施設の種類	提供希望日時
温泉館	年 月 日 午前・午後 時 分から
	年 月 日 午前・午後 時 分まで
物産館	年 月 日 午前・午後 時 分から
	年 月 日 午前・午後 時 分まで

要請担当課				
要請担当者	職		氏名	

資料 3-10-7 (別紙 13)

災害時における物資の供給に関する協定書

雫石町（以下「甲」という）と、東北紙器株式会社（以下「乙」という）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雫石町内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等の支援のため次条に定める物資を甲の要請に応じて乙が供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は、次のとおりとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他、乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第3条 甲は、災害対策本部を設置した場合等において、必要があると認めたときは、乙に対して前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、前項に基づく要請を行う場合は、支援物資供給要請書（様式第1号）（以下、「要請書」という。）を、乙に交付してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請書を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。

4 乙は、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を甲に申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて通知するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 乙は、前条第2項の要請書により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

3 乙は、物資の運搬終了後、支援物資納品報告書（様式第2号）をもって、速やかに、甲にその旨を報告するものとする。

（代金及び費用負担）

第5条 前2条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等の経費は、甲が負担するもの

とする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 甲は、乙からの請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(連絡先)

第6条 この協定に関する甲乙の連絡先は次のとおりとする。

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町防災課
電話 019-692-6410

乙 岩手県岩手郡雫石町西安庭第10地割31番地1
東北紙器株式会社
電話 019-692-0333

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議解決)

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
雫石町長 深谷政光

乙 岩手県岩手郡雫石町西安庭第10地割31番地1
東北紙器株式会社
代表取締役社長 赤澤儀一

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

支援物資供給要請書

東北紙器株式会社

代表取締役社長

様

雫石町長

㊟

「災害時における物資の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1 災害及び応援を必要とする状況

2 供給を必要とする物資の内容等

品 目	数 量	物資の引渡場所	備 考

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

支援物資納品報告書

雫石町長 様

東北紙器株式会社

代表取締役社長

Ⓜ

「災害時における物資の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

記

品 目	数 量	物資の引渡場所	備 考

資料 3-10-7 (別紙 14)

災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

雫石町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社岩手主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資（以下総称して「物資」という。）の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び物資の受入れ、仕分、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 本協定に定める協定事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

2 前項の規定に関わらず、被災地市町村が当該市町村の費用負担により応急生活物資の供給を甲に申請したときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を求めることができる。

（協力の内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について支援協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が管理する支援物資拠点からの緊急輸送
- (3) 甲が管理する支援物資拠点の運営等
- (4) 第1号及び第2号に掲げる配送において、乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が本協定による支援協力として行うことが相当と認めたもの

2 乙は、甲の要請に基づき可能な範囲内で、対応するよう努めるものとする。

（協力要請の手続き）

第4条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示した「災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する要請書（様式第1号）」（以下「要請書」という。）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請を受けて実施した支援内容について、「災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する実績報告書（様式第2号）」を作成し、甲に提出するものとする。

（連絡責任）

第6条 甲及び乙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に「担当者連絡票（様式第3号）」により報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 本協定第3条に規定する協力内容の実施に要した費用（以下「費用」という。）の負担については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の支払い）

第8条 費用は、乙の請求により、甲が支払うものとし、甲は、災害発生による混乱が沈着化した後、速やかに乙に対して当該費用を支払うものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、可能な範囲で情報の交換を行うものとする。

（免除）

第10条 乙が被災した場合は、甲及び乙は、協議のうえ第3条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 本協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成28年8月24日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
雫石町長 深谷政光

乙 岩手県北上市流通センター17番3号
ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店
主管支店長 中川幸洋

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

雫石町長 様

ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店長



災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する実績報告書

「災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書」第5条の規定に基づき、
 年 月 日付けで協力要請を受けた事項について、次のとおり実施したことを報告します。

1. 支援内容

- 町が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- 町が管理する物資拠点から避難所等への配送
- 町が管理する物資拠点の運営等
- 事業所が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- その他（)

2. 要請内容

活 動 場 所	活 動 内 容

担当者
所属

職名

氏名

TEL

—

—

FAX

—

—

様式第3号 (第6条関係)

担 当 者 連 絡 票

団 体 名			
所 在 地			
勤務時間内 連 絡 先	事務担当部署		
	電話番号 (平常時)		
	電話番号 (非常時)		
	F A X 番号		
	メールアドレス		
	責 任 者		
	担 当 者		
勤務時間外 連 絡 先	責 任 者		TEL
	担 当 者		TEL
			TEL
			TEL

団 体 名			
所 在 地			
勤務時間内 連 絡 先	事務担当部署		
	電話番号 (平常時)		
	電話番号 (非常時)		
	F A X 番号		
	メールアドレス		
	責 任 者		
	担 当 者		
勤務時間外 連 絡 先	責 任 者		TEL
	担 当 者		TEL
			TEL
			TEL

資料 3-10-7 (別紙 15)

災害発生時の対応と平常時における高齢者見守り活動の相互協力
及び道路損傷等発見時の対応に関する協定書

雫石町（以下「甲」という。）と雫石町内郵便局及び盛岡北郵便局（以下「乙」という。）は、雫石町内に発生した地震その他による災害時の対応、平常時における高齢者等の見守り活動及び道路損傷等発見時の対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

(定義)

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 高齢者等見守り活動とは、雫石町内に居住する高齢者等が安心して暮らし続けるために必要な活動をいう。
- (3) 道路損傷等発見時の対応とは、雫石町内の道路損傷等の情報提供により、交通事故等の未然防止を図り、道路交通の安全・安心を確保するための活動をいう。
- (4) 不法投棄発見時の対応とは、雫石町内の不法投棄に係る情報提供により、生活環境及び自然環境の保全に寄与するための活動をいう。

(活動地域)

第2条 この協定による活動の対象地域は雫石町内とし、乙が日常的に業務を行う地域とする。

(災害時の協力事項)

第3条 甲及び乙は、雫石町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急時における車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害時の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)

- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート※(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。※別添2・3

- 2 前項に規定する協力事項に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。
- 3 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(見守り活動の協力事項)

第4条 乙は、雫石町内における日常の業務を遂行中、高齢者等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、業務に支障のない範囲で、速やかに甲に連絡、通報(以下「通報」という。)するものとする。

なお、特に緊急を要するときには、乙は消防又は警察に通報するものとする。

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、通報を受けた場合には、速やかに関係機関と連携して、対象者の安否確認等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。
- 5 乙は、雫石町内において見守り活動を実施するにあたり、協力可能な体制の整備を行うものとする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。

(道路損傷等の情報連携事項)

第5条 乙は、日常業務を遂行する中で、次の各号に掲げる事項を発見した場合は、業務に支障のない範囲で甲に連絡するものとする。

- (1) 道路の陥没や段差損傷等
- (2) 不法投棄等

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、乙から連絡を受けた場合は、速やかに現地を確認し、必要な措置を講ずることとする。

(免責)

第6条 乙は、第4条及び第5条の規定による活動を行うことができなかった場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものと

する。

(防災会議・防災訓練への参加)

第8条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては雫石郵便局長とする。

2 この協定を円滑に遂行するための緊急時連絡先電話番号等は別紙のとおりとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の有効期限は、締結日から2018年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自1通を保有する。

2017年 6月27日

甲 雫石町千刈田5番地1
雫石町長 深谷政光

乙 盛岡市月が丘3丁目28番1号
日本郵便株式会社 盛岡北郵便局長 千葉 均

雫石町上町東18番地
日本郵便株式会社
雫石町内郵便局代表 雫石郵便局長 向井 徳雄

別紙（第10条関係）

1 雫石町連絡先

(1) 町役場開庁時間内（平日8時30分～17時15分）

所在地：雫石町千刈田5番地1 FAX番号：692-1311

業務名	担当課	電話番号（直通）
高齢者の見守りに関すること	福祉課	692-6401
	地域包括支援センター	691-1105
障がい者の見守りに関すること	福祉課	692-6401
児童の見守りに関すること	〃	〃
道路・河川・橋梁に関すること	地域整備課	692-6406
上水・下水に関すること	上下水道課	692-6408 (FAX692-2813)
不法投棄に関すること	町民課環境対策室	692-6403
災害・防災に関すること	防災課	692-6410
その他この協定に関すること	総務課	692-6411

(2) 時間外、閉庁日（平日17時15分～翌8時30分及び土・日・祝祭日）

代表電話：692-2111

※ 応対した職員へご連絡をいただきました方のお名前、所属、連絡先及び「災害時協定の件で連絡がほしい」とお申し付けください。必要に応じて担当部署職員から改めてご連絡いたします。

2 雫石郵便局連絡先

(1) 郵便局開局時間内（平日9時00分～17時00分）

所在地：雫石町上町東18番地

電話番号：692-0001

FAX番号：692-2466

(2) 時間外、閉庁日（平日17時00分～翌9時00分及び土・日・祝祭日）

業務用携帯電話：080-5942-1791

別添 1-1

年 月 日
郵便局

地域見守り報告書

作成者	所属	
	氏名	

発見日時	年 月 日 () 時 分頃
発見場所	
氏 名	
状 況	
備 考	

市町村 連絡先	雫石町 福祉課	
	TEL	019-692-6401
	FAX	019-692-1311

別添1-2

年 月 日
郵便局

不法投棄等発見報告書

作成者	所属	
	氏名	

発見日時	年 月 日 () 時 分頃		
内 容	(該当する項目の□にチェックしてください)		
	不法投棄物 <input type="checkbox"/> 家電5品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機) ※当てはまる項目に○を付けてください <input type="checkbox"/> その他(捨てられていたもの:) ※具体的にご記入ください 例: タイヤ・自転車・ソファ等		
不法投棄場所	住 所		住宅地図 ページ
	略 図		
備 考			

市町村 連絡先	雫石町 町民課環境対策室	
	TEL	019-692-6403
	FAX	019-692-1311

別添 1-3

年 月 日

- 雫石町役場 地域整備課
(TEL 019-692-6406)
(FAX 019-692-1311)
- 雫石町役場 上下水道課
(TEL 019-692-6408)
(FAX 019-692-2813)

郵便局

TEL
FAX
(発見者氏名)

道路損傷状況等連絡票

下記のとおり道路損傷状況等を発見しましたので、お知らせします。

発見日時	年 月 日			午前・午後	時	分頃
発見場所	雫石町 (目標となる建物等 付近)					
道路損傷 状況等	道 路	<input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 路面・歩道の凹凸	<input type="checkbox"/> 路肩の崩壊 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 冠水		
	側 溝	<input type="checkbox"/> マス・フタの損傷 <input type="checkbox"/> 排水のあふれ	<input type="checkbox"/> フタの落込み <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 大きな隙間		
	付 属 構造物	<input type="checkbox"/> 防護柵 <input type="checkbox"/> 標識の破損	<input type="checkbox"/> カーブミラー <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 照明灯		
	橋 梁	<input type="checkbox"/> 欄干 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 取付部分の破損	<input type="checkbox"/> 路面・歩道の凹凸		
	河 川 (水 路)	<input type="checkbox"/> 土砂溜まり <input type="checkbox"/> ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/> 水のあふれ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 構造物の崩壊		
	その他					

<地方公共団体用ひな形>

別添2

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

- 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。
 (※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 雫石町役場 電話：019-692-2111

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

(〒 -)

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

(〒 -)

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族 ・ 同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

資料 3-10-7 (別紙 16)

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

雫石町（以下「町」という。）と一般社団法人岩手県産業廃棄物協会県央支部（以下「協会支部」という。）とは、地震、水害等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、町が協会支部に協力を求めるに当たって必要な項目を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に建物等の損壊により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等をいう。（解体によるものを除く。）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。）等の廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 町は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、次条の手続きにより協会支部に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 町は、協会支部への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 協会支部は、前条の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、町の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 協会支部は、前条の規定により、町の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で町へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(情報の提供)

第7条 町は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な努力を得ることができるよう、協会支部に町内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 協会支部は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況を町に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協会支部が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、町が負担するものとし、その額については、町と協会支部とが協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき協会支部が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

(協会の状況等の報告)

第10条 協会支部はこの協定に定めるところによる協力が可能な協会の状況をあらかじめ町に報告するものとする。ただし、町が必要と認めた場合は、協会支部に随時報告を求めるものとする。

2 協会支部は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、町においては雫石町環境対策課、協会支部においては一般社団法人岩手県産業廃棄物協会県央支部事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度町と協会支部とが協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月23日

住所 雫石町千刈田5番地1

氏名 雫石町

雫石町長

住所 盛岡市乙部5地割105番

氏名 一般社団法人岩手県産業廃棄物協会県央支部

支部長

資料 3-10-7 (別紙 17)

ドローンを活用した災害時等業務協力協定書

雫石町（以下「甲」という。）と一般社団法人岩手県ドローン協会（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害（以下「災害」という。）又は遭難事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合におけるドローンを活用した情報収集及び応急対応等の協力について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害又は遭難事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して協力を要請する業務に関し必要な事項を定める。

（業務）

第2条 甲が乙に対し協力を要請するドローンを活用した業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場又は災害発生のおそれがある現場の状況確認及び撮影
- (2) 災害発生時における孤立者への物資輸送
- (3) 遭難者の捜索及び遭難現場の撮影
- (4) その他行政全般にわたり甲が要請する業務

（要請）

第3条 甲は、乙に対し前条の協力業務を要請するときは、業務内容、日時、期間、場所、ドローンの種別、台数等の必要事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭により要請を行うものとし、事後速やかに書面を提出するものとする。

（実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、業務に必要な資機材及び人員を確保し、甲の指示のもとで協力業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務において入手した情報及び映像等を甲に即時提供するほか、協力業務が完了したときは、実施した業務内容等を書面により速やかに甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙は、この協定に定める業務遂行に必要な資機材及び人員等の出動態勢を常時確保するものとし、甲は、乙に対し年間負担金を支払うものとする。

- 2 乙は、第2条に定める協力業務に要した費用を甲に請求できるものとする。
- 3 前2項の年間負担金及び費用の額は、甲乙の協議により決定する。

（訓練）

第7条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等へ参加するものとする。

（権利の帰属等）

第8条 協力業務により撮影した映像等の権利については、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像等を、甲の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、協力業務により知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

(補償)

第10条 この協定による乙の出動又は訓練により生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(協働)

第11条 甲及び乙は、ドローンの特性や機能を活かした行政での有効活用を促進するため、第2条及び第7条による業務及び訓練のほか、新たな活用方法の模索を協働で行う。

(期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は乙いずれかから協定の解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙の協議により決定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年5月23日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町

雫石町長

乙 岩手県盛岡市門2-1-47
一般社団法人岩手県ドローン協会

代表理事

要請（協定書第3条）

平成 年 月 日

一般社団法人岩手県ドローン協会
代表理事 様

雫石町長

災害時等業務協力要請書

このことについて、ドローンを活用した災害時等業務協力協定書第3条の規定により、下記のとおり業務協力を要請します。

記

1 災害及び遭難等の状況

2 協力業務の内容

3 要請内容

日 時	平成 年 月 日 ()	時 分
期 間	平成 年 月 日 () 平成 年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで
場 所		
種 別		
台 数		
そ の 他		
連 絡 先	雫石町 担当 :	TEL

報告（協定書第5条関係）

平成 年 月 日

雫石町長

様

一般社団法人岩手県ドローン協会
代表理事

災害時等業務協力報告書

このことについて、ドローンを活用した災害時等業務協力協定書第5条の規定により、下記のとおり実施した業務の内容を報告します。

記

期 間	平成 年 月 日 () 平成 年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで
場 所		
種 別		
台 数		
人 数		
活動内容		
連 絡 先	一般社団法人岩手県ドローン協会事務局 担当： TEL	

資料 3-10-7 (別紙 18)

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

雫石町（以下「甲」という。）、岩手三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、雫石町内において地震や風水害等による大規模災害（以下災害という。）が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く住民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、乙又は丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期については甲が決定し、返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(2) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、雫石町内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く住民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年2月6日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
雫石町
町長 猿子 恵久

乙 岩手県盛岡市南仙北一丁目24番8号
岩手三菱自動車販売株式会社
代表取締役 千田 茂穂

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

(様式1号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

岩手三菱自動車販売株式会社 御中

雫石町長

災害時における電動車両等の支援に関する雫石町と岩手三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第3条第2項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・規格・数量	種類 規格 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長

(様式2号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

雫石町長 様

岩手三菱自動車販売株式会社
代表取締役 千田 茂穂

災害時における電動車両等の支援に関する雫石町と岩手三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第4条第2項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・規格・数量	種類 規格 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長

(様式3号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

災害時における電動車両等の支援に関する雫石町と岩手三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第12条の規定に基づき、次の通り報告します。

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

資料 3-10-7 (別紙 19)

雫石町と株式会社いわてアスリートクラブとの包括連携に関する協定書

雫石町（以下「町」という。）と株式会社いわてアスリートクラブ（以下「いわてグルージャ盛岡」という。）は、包括連携に関する基本的事項について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、町及びいわてグルージャ盛岡が包括的な連携のもと、それぞれの有する資源を有効かつ適切に活用し協力することで、地域の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 町及びいわてグルージャ盛岡は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。

- (1) 地域の安心・安全に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) その他両者が必要と認める事項

2 具体的な実施事項については、両者で協議の上、決定する。

（情報交換）

第3条 町及びいわてグルージャ盛岡は、前条第1項各号に規定する事項を効果的に推進するため、必要に応じて情報交換を行う。

（秘密保持）

第4条 町及びいわてグルージャ盛岡は、この協定書に基づいて知り得た相手方の機密情報について、相手方の同意を得ることなく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに特段の意思表示がない場合には、有効期間が満了する日からさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更等）

第6条 町及びいわてグルージャ盛岡のいずれかが協定内容の変更等を申し出たときは、双方で協議の上、必要な変更等を行うものとする。

(協議事項)

第7条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、双方協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有する。

令和3年 7月 5日

雫石町千刈田5番地1
雫石町

雫石町長

岩手県盛岡市飯岡新田6地割14-4-2F
株式会社いわてアスリートクラブ

代表取締役社長

資料 3-10-7 (別紙 20)

災害に係る情報発信等に関する協定

雫石町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、雫石町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、雫石町が雫石町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ雫石町の行政機能の低下を軽減させるため、雫石町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、雫石町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、雫石町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、雫石町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 雫石町が、雫石町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 雫石町が、雫石町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 雫石町が、災害発生時の雫石町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 雫石町が、雫石町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 雫石町が、雫石町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 雫石町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、雫石町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく雫石町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、

それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、雫石町から提供を受ける情報について、雫石町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、雫石町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、雫石町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、雫石町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2022年 2月 2日

雫石町：岩手県岩手郡雫石町千刈田5-1
雫石町長 猿子 恵久

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

資料 3-10-7 (別紙 21)

雫石町とヤマト運輸株式会社との包括連携に関する協定書

雫石町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、雫石町の活性化に向けて相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、以下のとおり協定（以下「本協定」という）する。

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進するべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組むよう努める。

- (1) 物流・人流の活性化に関すること
- (2) 災害対策に関すること
- (3) 地域の福祉に関すること
- (4) 安全・安心な地域づくりに関すること
- (5) 地域の活性化・魅力発信及び観光支援に関すること
- (6) 町産品の国内外への販路拡大に関すること
- (7) 環境維持・保全に関すること
- (8) 人財育成に関すること
- (9) その他ヤマトグループと雫石町が協働して取り組む活性化に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、連絡、調整及び情報交換等を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催するよう努めるものとする。

3 甲は、本協定の趣旨に賛同した企業、団体等と乙の連携・協力について、支援を行うものとする。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1か月前までに各者からの特段の申し出がなければ1年間更新し、その後も同様に更新するものとする。

(この協定にない事項)

第3条 本協定に定めるもののほか、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年8月20日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

町長

猿子 恵久

乙 岩手県北上市流通センター17-3

ヤマト運輸株式会社

岩手主管支店長

杉野 真哉

資料 3-10-7 (別紙 22)

雫石町と岩手県行政書士会との行政手続きに関する包括連携協定書

雫石町（以下、「町」という。）と岩手県行政書士会（以下、「県行政書士会」という。）は、次の通り行政手続きに関する包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町と県行政書士会が、密接な相互連携と協働による活動の推進により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、行政サービスの向上を図ることにより、町民福祉の増進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 町と県行政書士会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、相互に協力する。

- (1) 各種行政手続きの相談及び支援に関すること。
各種行政手続きのデジタル化の推進に関すること。
 - (2) 災害時の各種行政手続きに係る町及び被災者の支援に関すること。
 - (3) その他、前条の目的を達成するため、町が必要と認める事項。
- 2 町と県行政書士会は、前項各号に定める連携事項の個別具体的な取組内容及び実施方法について、両者の取り決めにより別途取り決めるものとする。
- 3 町と県行政書士会は、連携事項を効果的に実施するため、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。
なお、有効期間満了の1カ月前までに町又は県行政書士会の書面による解約の申し出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 町又は県行政書士会のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 町と県行政書士会は、この協定に基づく業務において知り得た相手方の秘密情報及び個人情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(費用の負担)

第6条 この協定により県行政書士会が町に協力して行う費用の負担については、その都度、業務の内容に応じて両者の協議により決定するものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に係る業務において、県行政書士会の従事者等が負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害負傷については、町はその負担を負わないものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

なお、有効期間満了の1カ月前までに町又は県行政書士会の書面による解約の申し出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定内容の変更)

第6条 町又は県行政書士会のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、町と県行政書士会が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年8月20日

雫石町

雫石町長 猿子 恵久

岩手県行政書士会

会長 岡田 秀治

資料 3-16-1

医療施設の現況

1 病院、診療所等機関

番号	医療機関名	住 所	病床数	電話番号	備考
1	雫石診療所	万田渡 74-1	19	692-3155	
2	鶯宿温泉病院	南畑 32-265	88	695-2321	
3	いわてリハビリ テーションセンター	七ツ森 16-243	100	692-5800	
4	上原小児科医院	八卦 1-16	—	692-3907	
5	篠村医院	寺の下 105-12	—	692-5151	
6	篠村泌尿器科 クリニック	寺の下 102-7	—	692-1285	
7	雫石大森クリニック	千刈田 79-2	—	691-2345	

2 助産機関

該当なし

3 歯科機関

番号	医療機関名	住 所	電話番号	備 考
1	雫石歯科医院	上町東 1-5	692-6288	
2	土樋歯科医院	千刈田 80-3	692-1705	
3	マキ歯科クリニック	万田渡 45-3	692-1102	
4	沼田歯科クリニック	町裏 88	692-5322	

資料 3-17-1

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章I第11の規定に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続については、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第4章I第11の1の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、農産局農産制作部貿易業務課担当者（別紙1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、災害救助米穀の引渡要請書（別紙2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記(1)の場合にあって、市町村長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、(2)又は(3)の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、1の(1)の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業体(以下「受託事業体」という。)及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき農産局長と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引き渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書(以下「売買契約書」という。)を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの手続き及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、農産局長から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。なお、納付期限は、要領第4章I第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙 1)

災害救助用米穀の引渡しに係る連絡先

1. 担当部署 (連絡先)

担当部署名 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班

連絡先 : 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

(TEL) 03-6744-1353

(FAX) 03-6744-1391

2. 担当者 (緊急連絡先)

役職等	氏名	メールアドレス (職場)	携帯電話番号

(別紙 2)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事 (市町村長)

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 (平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知) 第 4 章 I 第 11 の 1 の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

(注) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

様式4-24

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単価	金額	備考
計										
消費税及 び地方 消費税 の相当 額										
合計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有 主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

(延納の特約)

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

(契約保証金・延納担保及び延納利息)

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息 を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省 農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代 金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、

倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場)に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価(消費税及び地方消費税の相当額を除く。)について、当該期限(現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。)の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法(明治29年法律第89号)第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- 4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しな

ければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 この本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 印

乙 住所
氏名 印

資料 3-17-2

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知
最終改正 令和 5 年 9 月 26 日付け 5 農産第 2282 号農産局長通知）

第 4 章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1) のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3 か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)(様式 4-24)により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式 4-24)により契約を締結するものとする。

資料 3-25-1

獣医師連絡先一覧表

(令和7年1月1日現在)

名称	氏名	住所	電話番号
西田獣医師	西田征洋	雫石町下笹森9番地68	692-0616
近藤獣医師	近藤英世	雫石町柿木108番地7	692-1310
植木家畜医院	植木淳史	雫石町長山久保田30番地3	090-7328-7994
太田アニマルサポート サービス	太田敦子	滝沢市鶴飼安達202-1	090-4043-2335

資料 3-25-2

家畜防疫班の活動内容

係名	項目	活動内容
発生現地係	○ 家畜誘導、保定、畜舎消毒	○ 盛岡地方支部の要請により作業
評価係	○ 評価補助(家畜誘導、測尺、個体識別、記録、写真撮影)	○ 処分殺家畜、汚染物品の評価、個体記録、写真撮影等
焼埋却係	○ 埋却予定地調整 ○ 死体、汚染物品の運搬 ○ 埋却作業 ○ 消毒	○ 飼養地内付近、化製場 ○ 埋却地までの運搬に関する作業 ○ 焼埋却物、埋却地、使用資材及び機材の消毒
疫学流通調査係	○ 発生源及び関係家畜の調査補助	○ 患畜、疑似患畜及び関連家畜の生産地、履歴調査 ○ 発生農場との疫学関連農場、施設の特定
検診係	○ 周辺地域の緊急検診の補助	○ 獣医師への農場案内
移動規制係	○ 規制ポイントの監視 ○ 車両等消毒	○ 主要幹線道路の消毒ポイント設置可能箇所の確認 ○ 消毒作業
予防注射係	○ 蔓延防止のための緊急予防注射の補助	○ 獣医師への農家案内、保定、記録
相談係	○ 農家相談、指導	○ 農家からの相談受付及び指導

資料 3-30-1

岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航

空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本74通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

資料 4-1-1

雫石町役場公用車両一覧表

(令和7年1月1日現在)

所 属	用 途	車 名	拡声器	無線機
総 務 課	特別職等公用車1	クラウン		
	特別職等公用車2	アウトランダー		
	特別職等公用車3	アルファード		
	一括管理公用車No.1	フィット		
	一括管理公用車No.2	ハイエース		
	一括管理公用車No.3	ミライース		
	一括管理公用車No.4	ミライース		
	一括管理公用車No.5	セレナ		
	一括管理公用車No.6	クリッパー		
	一括管理公用車No.7	スクラムバン		
	一括管理公用車No.8	セレナ		
	一括管理公用車No.9	N-WGN		
	一括管理公用車No.10	ADバン		
	一括管理公用車No.11	セレナ		
	一括管理公用車No.12	スクラムバン		
	一括管理公用車No.13	フィット		
	一括管理公用車No.14	アクティ		
	一括管理公用車No.15	スクラムバン		
	マイクロバス	コースター		
	マイクロバス	コースター		
防 災 課	交通指導車	タウンエース	○	防災
	消防指令車	エクリップスクロス	○	防災・消防
	防災学習車	キャラバン	○	
	トラック	キャンター		
	消防第1分団第1部	日野	○	消防
	〃 〃 第2部	日野	○	〃
	〃 〃 第3部	三菱	○	〃
	〃 〃 第4部	いすゞ	○	〃
	〃 第2分団第1部	いすゞ	○	〃
	〃 〃 第2部	三菱	○	〃
	〃 〃 第3部	トヨタ	○	〃
	〃 〃 第4部	いすゞ	○	〃
	〃 第3分団第1部	いすゞ	○	〃
	〃 〃 第2部	トヨタ	○	〃
	〃 〃 第3部	日野	○	〃
	〃 〃 第4部	いすゞ	○	〃
	〃 〃 第5部	ニッサン	○	〃
	〃 第5分団第1部	日野	○	〃
	〃 〃 第2部	トヨタ	○	〃
	〃 〃 第3部	日野	○	〃
	〃 〃 第4部	いすゞ	○	〃
	〃 〃 第5部	日野	○	〃

資料編 4 特殊災害対応計画

所 属	用 途	車 名	拡声器	無線機
農 林 課	アグリサイクルセンター ホールローダー	コマツ		
	アグリサイクルセンター フォークリフト	T C M		
	アグリサイクルセンター 原料運搬車	いすゞ		
	アグリサイクルセンター 原料運搬車	いすゞ		
	アグリサイクルセンター自走式堆肥散布車	デリカ		
	アグリサイクルセンター自走式堆肥散布車	デリカ		
	アグリサイクルセンター 堆肥運搬車	いすゞ		
	アグリサイクルセンター 堆肥運搬トラック	いすゞ		
	山林巡回車	エクストレイル		
	農業指導センター軽ワゴン	クリッパー		
	農業指導センター軽トラック	アクティ		
	軽トラック	キャリー		
地 域 整 備 課	現場巡視車No.1	R A V 4		防災
	現場巡視車No.2	クリッパー		〃
	公共応急作業車	ランドクルーザープラド	○	〃
	除雪トラックNo.1	いすゞ		〃
	除雪トラックNo.2	日野		〃
	除雪トラックNo.3 冬のみ	日野		〃
	除雪トラックNo.4 〃	UDトラックス		〃
	除雪トラックNo.5 〃	ニッサン		〃
	除雪トラックNo.6 〃	日野		〃
	除雪トラックNo.7 〃	いすゞ		〃
	除雪グレーダNo.1	三菱		〃
	除雪グレーダNo.2 〃	コマツ		〃
	除雪グレーダNo.3 〃	コマツ		〃
	除雪グレーダNo.4 〃	コマツ		〃
	除雪車（ロータリ）No.1 〃	T C M		〃
	除雪車（ロータリ）No.2 〃	ニイガタ		〃
	融雪剤散布車 〃	いすゞ		〃
	除雪タイヤドーザNo.1	日立		〃
除雪タイヤドーザNo.2 〃	コマツ		〃	
除雪タイヤドーザNo.3 〃	コマツ		〃	
除雪タイヤドーザNo.4 〃	コマツメック		〃	
教 育 委 員 会	スクールバス A 号	三菱ローザ		
	スクールバス B 号	三菱ローザ		
	スクールバス C 号	三菱ローザ		
	社会体育用トラック	いすゞ E L F		
	社会体育施設管理用軽トラック	スズキキャリー		
	中央公民館車	ハイゼットカーゴ		
	圧雪車	ピステンブーリーPB100		

資料編 4 特殊災害対応計画

所 属	用 途	車 名	拡声器	無線機
健康推進課	保健指導車	Nバン		
	保健指導車	ADバン		
	保健指導車	ADバン	○	
	保健指導車	アルト		
上下水道課	水道事業車No.1	エクストレイル		水道
	水道事業車No.2	ハイエース		//
	水道事業車No.3	タウンエース		//
	水道事業車No.4	ハイエース		//
	公共下水道事業車	ADバン		//
	農業集落排水事業車	Nバン		//
福祉課 (包括支援センター)	福祉公用車No.1	ライフ		
	福祉公用車No.2	ミライース		
	福祉公用車No.3	ノート		

資料 4-2-1

過去の主な火山災害・噴火等記録

区 分	岩 手 山	秋田駒ヶ岳
貞享3年 (1686年)	噴火(溶岩流、泥流等)、家屋破損	
貞享4年 (1687年)	噴火(噴石、噴煙)、群発地震	
享保16~17年 (1732年)	噴火(焼走り溶岩流)	
明治23~24年 (1890~1891年)		噴火(鳴動、噴石)
大正8年 (1919年)	大地獄で水蒸気爆発(降灰)	
昭和7年 (1932年)		水蒸気爆発(泥流、降灰、ガス)
昭和45~46年 (1970~1971年)		噴火(頻繁な爆発、溶岩流出)
昭和47年 (1972年)	白色噴煙	
昭和63年 (1988年)		南西山麓で地震群発
平成7年 (1995年)	低周波地震、微動	
平成10年以降 (1998年以降)	地震活動活発化	
平成19年 (2007年)	噴火警戒レベル導入 レベル1(平常)	
平成21年 (2009年)		女岳の地熱域に拡大傾向 噴火警戒レベル導入 レベル1(平常)
平成29年 (2017年)		9月14日、男女岳北西1km付近に おいて火山性地震227回を観測
令和6年 (2024年)	10月2日、噴火警戒レベルが2へ 引き上げ	
令和6年 (2024年)		11月10日、男女岳の北約3km、深 さ約1km付近において火山性地震 129回を観測

資料 4-2-2

平成 7 年以降の岩手山の活動状況

年	事 項
平成 7～9 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 7 年 9 月火山性微動と低周波地震の発生が始まる。 ○ 平成 9 年 12 月山体西側を震源とする地震が発生し始めた。
平成 10 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2 月以降地震回数が増加。 ○ 4 月 29 日 15 時前後の短時間に多数の火山性地震を観測。東北大学の傾斜計等のデータにも大きな変化を観測。臨時火山情報第 1 号。聞き取り調査の結果、休暇村岩手では有感となった模様。モホ面付近の地震が急増。 ○ 5 月にはモホ面付近の地震を 38 回観測した。 ○ 6 月地震回数が 1,800 回（1 ヶ月）を超えた。岩手山西側を震源とする低周波地震の発生を観測。臨時火山情報第 2 号（今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火の可能性もある）。微動が目立って観測されるようになり、7 月には振幅の大きな微動が観測され、発生回数も 32 回を数えた。大地獄谷での噴気温度の上昇と姥倉山付近で地温の高い箇所を確認。 ○ 7 月振幅の大きい火山性微動と火山性地震が観測され、臨時火山情報第 3 号。7 月下旬から 8 月前半にかけて、やや深いところ（4～8km）で発生した低周波地震が 1 日数回発生。モホ面付近の地震は 35 回発生。 ○ 8 月三ツ石山付近で M3.4 の地震。山頂付近を震源とする M1.8 の地震。 ○ 9 月岩手山の南西約 10km で M6.2（震度 6 弱）の逆断層型の地震が発生。臨時火山情報第 4 号。山頂に近い鬼ヶ城付近で浅い地震（M2.0～2.5）が発生。 ○ 10 月三ツ石山付近で M2.9 の地震。 ○ 山頂付近で M2.9 の地震発生。
平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低周波地震は 1 月 28 回、2～7 月は 12～20 回の発生。8 月 1 日には短時間に 32 回と多発した。 ○ 4 月黒倉山、姥倉山鞍部北斜面で新たな噴気箇所を観測。 ○ 5 月犬倉山から姥倉山付近を震源とする M3.6（震度 4）の地震が発生。 ○ 6 月黒倉山の地中温度の上昇を確認。 ○ 9 月葛根田川沿いの天然記念物「玄武洞」が大崩落。 ○ 11 月振幅の大きな微動（振り切れ微動継続時間約 4 分）を観測。臨時火山情報第 4 号。
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 月黒倉山山頂付近の噴気が高さ 100 メートルを超える日が度々観測されるようになってきた。 ○ 3 月犬倉山から姥倉山付近を震源とする M3.8（震度 4）の地震。 ○ 4 月大地獄谷西小沢で 10 数カ所の噴気孔群を観測。 ○ 6 月黒倉山から姥倉山付近を震源とする単色地震が発生。 ○ 6～9 月黒倉山山頂の噴気の高さは 200～250 メートルに達した。
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黒倉山山頂の噴気活動は依然活発。 ○ 5 月モホ面付近を震源とする低周波地震が 15 回観測。
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 月下旬に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km 前後）を震源とする低周波地震の活動がやや活発化した。 ○ 浅部の地震活動は低調であった。

年	事 項
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東岩手山のやや深いところ（深さ 10km 前後）を震源とする低周波地震の活動が一時活発化した。 ○ 浅部の地震活動は低調であった。 ○ 黒倉山山頂の噴気の状態に大きな変化は見られなかった。
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動は、穏やかに経過した。 ○ 黒倉山山頂の噴気活動は、次第に低下傾向が見られ始めてきている。 ○ 6 月には 1999 年頃から笹枯れが始まった黒倉山付近で植生の回復が確認された。 ○ 12 月には黒倉山山頂の西に伸びている地熱地帯の裸地で地温の低下傾向が確認された。
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震、噴気活動は、低下傾向で推移した。火山性微動は観測されなかった。 ○ 黒倉山山頂で観測されていた局所的な地盤変動は、ほぼ停止したことが確認された。 ○ 表面現象では、大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移し、黒倉山から姥倉山付近では引き続き植生の回復が確認された。
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震回数は少なく推移。 ○ 地殻変動に顕著な変化は認められず。 ○ 黒倉山～姥倉山の噴気活動は低下の傾向が続き、植生の回復が認められる。大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移。
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動は静穏に経過した。 ○ 8 月以降東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加したが、浅部の地震活動は少ない状態で推移。 ○ 7 月に継続時間は短いですが、振幅のやや大きな微動を 1 回観測。 ○ 噴気活動は低調に推移した。 ○ 噴火警戒レベル 1（平常）〔12 月 1 日～〕（12 月 1 日より噴火警戒レベル運用開始）
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 1 月と 12 月に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加し、6 月には継続時間が短く振幅の小さい微動を 1 回観測したが、その後の地震活動は低調な状態で推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 3 月 11 日に発生した「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」以降、主に松川付近（山頂の西北約 10km）を震源とする地震回数が平常時より若干多い状況となったが、その後、地震活動は収まっている。 ○ 噴気活動は低調に推移した。

年	事 項
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低周波地震が一時的に増加し、火山性微動も 2 回発生したが、噴気活動は低調で、地殻変動にも特段の変化はなかった。
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は 3 月から 5 月にかけてやや多い状況になり、5 月には岩手山西側を震源とする最大震度 2 の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動とも概ね低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はなかった。
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 6 月 1 日に岩手山西側を震源とするマグニチュード 3.0 の地震が発生した。また、10 月 20 日には山頂直下のやや深いところが震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。 ○ 噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はなかった。
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 7 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 10 月 25 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 31 年 令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。

※ 噴火警戒レベル 1 におけるキーワード「平常」の表現を、平成 27 年 5 月 18 日より「活火山であることに留意」に改める。

（資料：岩手県地域防災計画）

平成7年以降の岩手山の地震回数の推移

岩手山の火山性地震月別回数

区 分	地 震 回 数	微動回数
平成7年10～12月	21回 (1日当たり 0.2回)	1回
平成8年1～12月	75回 (1日当たり 0.2回)	14回
平成9年1～12月	181回 (1日当たり 0.5回)	3回
平成10年1～12月	9,866回 (1日当たり 27.0回)	103回
平成11年1～12月	2,530回 (1日当たり 6.9回)	19回
平成12年1～12月	1,072回 (1日当たり 2.9回)	10回
平成13年1～12月	601回 (1日当たり 1.6回)	3回
平成14年1～12月	485回 (1日当たり 1.3回)	14回
平成15年1～12月	298回 (1日当たり 0.8回)	2回
平成16年1～12月	297回 (1日当たり 0.8回)	4回
平成17年1～12月	335回 (1日当たり 0.9回)	0回
平成18年1～12月	152回 (1日当たり 0.4回)	0回
平成19年1～12月	203回 (1日当たり 0.6回)	1回
平成20年1～12月	261回 (1日当たり 0.7回)	1回
平成21年1～12月	213回 (1日当たり 0.6回)	0回
平成22年1～12月	176回 (1日当たり 0.5回)	0回
平成23年1～12月	275回 (1日当たり 0.8回)	0回
平成24年1～12月	352回 (1日当たり 1.0回)	2回
平成25年1～12月	492回 (1日当たり 1.3回)	0回
平成26年1～12月	461回 (1日当たり 1.3回)	0回
平成27年1～12月	294回 (1日当たり 0.8回)	0回
平成28年1～12月	192回 (1日当たり 0.5回)	0回
平成29年1～12月	233回 (1日当たり 0.6回)	0回
平成30年1～12月	208回 (1日当たり 0.6回)	0回
平成31年1月～ 令和元年12月	170回 (1日当たり 0.5回)	0回
令和2年1～12月	195回 (1日当たり 0.5回)	0回
令和3年1～12月	220回 (1日当たり 0.6回)	0回
令和4年1～12月	196回 (1日当たり 0.5回)	0回
令和5年1～12月	186回 (1日当たり 0.5回)	0回
令和6年1～12月	412回 (1日当たり 1.1回)	6回
計	20,652回	183回

資料 4-2-4

岩手山の噴火史

岩手山は、25 個以上の小火山から構成され、東西約 13km の長さに配列し、正確には「岩手火山群」と呼ばれる。富士山と同じ特徴を持つ化学組成の溶岩を産する国内でも最大級の火山である。代表的な山として小畚山、三ツ石山、大松倉山、犬倉山、姥倉山、黒倉山、鬼ヶ城、薬師岳（2,038m）、鞍掛山などがある。岩手火山群を構成する一個一個の火山は成層火山である。これらのうち、形成時期が新しく、火山群の東半分を占める火山体（姥倉山から東側の山体）を狭義の岩手火山と呼び、さらにこれを東西に区分して西岩手火山、東岩手火山と呼ぶ。両者の境界はほぼ東経 141 度の線である。

岩手火山群は約 70 万年の歴史があり、そのため複雑な火山地形を示している。活動の初期には、東西約 13km の範囲の全体で火山活動があり、その後活動の中心は東側に移行している。過去に 7 回の山体崩壊を起こしているが、この回数は成層火山としては国内最多である。東岩手山は約 6,000 年前以降、主にマグマ噴火を繰り返し、一回の噴火のマグマ噴出量は、0.1 立方 km 程度以下である。これに対して、西岩手山は約 7,400 年前以降、水蒸気噴火のみを繰り返し、マグマは伴わない。火口周辺の岩石を起源とする火山灰の噴出量は 0.01 立方 km 程度以下である。約 6,000 年前以降の主な活動は、次のとおりである。

(1) 約 6,000 年前 山体崩壊

東岩手山の山頂部で大規模な山体崩壊を起こし北東山麓を埋め尽くした。（平笠岩屑なだれ堆積物）

土砂の一部は北上川に沿って流下し、岩手大学工学部付近に達して大地をつくった。

この後、江戸時代まで多数の噴火があり、溶岩が流出して薬師岳が形成され、さらに山頂火口の中に妙高岳が形成された。

(2) 約 3,200 年前 水蒸気爆発

大地獄谷中央火口丘で水蒸気爆発が起こり、網張温泉付近まで降灰（火口から約 3.5km で 10cm の厚さで堆積）。火山灰は熱水変質した岩石片（噴石）と岩粉、粘土からなり、火山灰量は 0.01 立方 km 以下と概算される。

(3) 1686 年（貞享 3 年） 山頂噴火

山頂の御室火口のマグマ水蒸気爆発が起こって滝沢村南東麓方向に火砕サージが噴出し、噴火が本格化して、降灰、火山泥流が繰り返し発生した。玉山村、滝沢村、盛岡市、花巻市方面に降灰し、玉山村生田地区は農地が荒廃し、放棄された。また、火山泥流が繰り返し発生し、玉山村、滝沢村、西根町方面に流下し滝沢村一本木地区が被災した。

(4) 1732 年（貞享 16～17 年） 焼走り溶岩流

地震が頻発し、山鳴りの後、薬師岳山腹の 5 個の火口から溶岩が流出した。地震により、西根町平笠地区の住民が一時避難した。噴火活動は一年で終了した。

(5) 1919 年（大正 8 年） 水蒸気噴火

大地獄谷において、直径約 9m の火口から、強い音響とともに水蒸気とガスを噴出した。後

に崩壊により火口の直径が約 50m に拡大し、火口湖中の熱水から水蒸気を噴出。火口湖周辺には巨大な石が飛散し、厚さ 3～15cm の変質粘土からなる火山灰が堆積した。火山灰は網張温泉方向に降灰した。

(6) 昭和の火山活動（1934～35 年、1960 年、1972 年） 水蒸気の噴出

昭和に入り、薬師岳山頂の薬師火口内で地熱活動が活発になり水蒸気の噴気が始まった。活動が活発化した時期は 3 回あり、これらの時期には盛岡市内からも水蒸気の噴出を確認できた。このうち最も活発だったのは 1934～35 年活動で、小爆音を伴った。

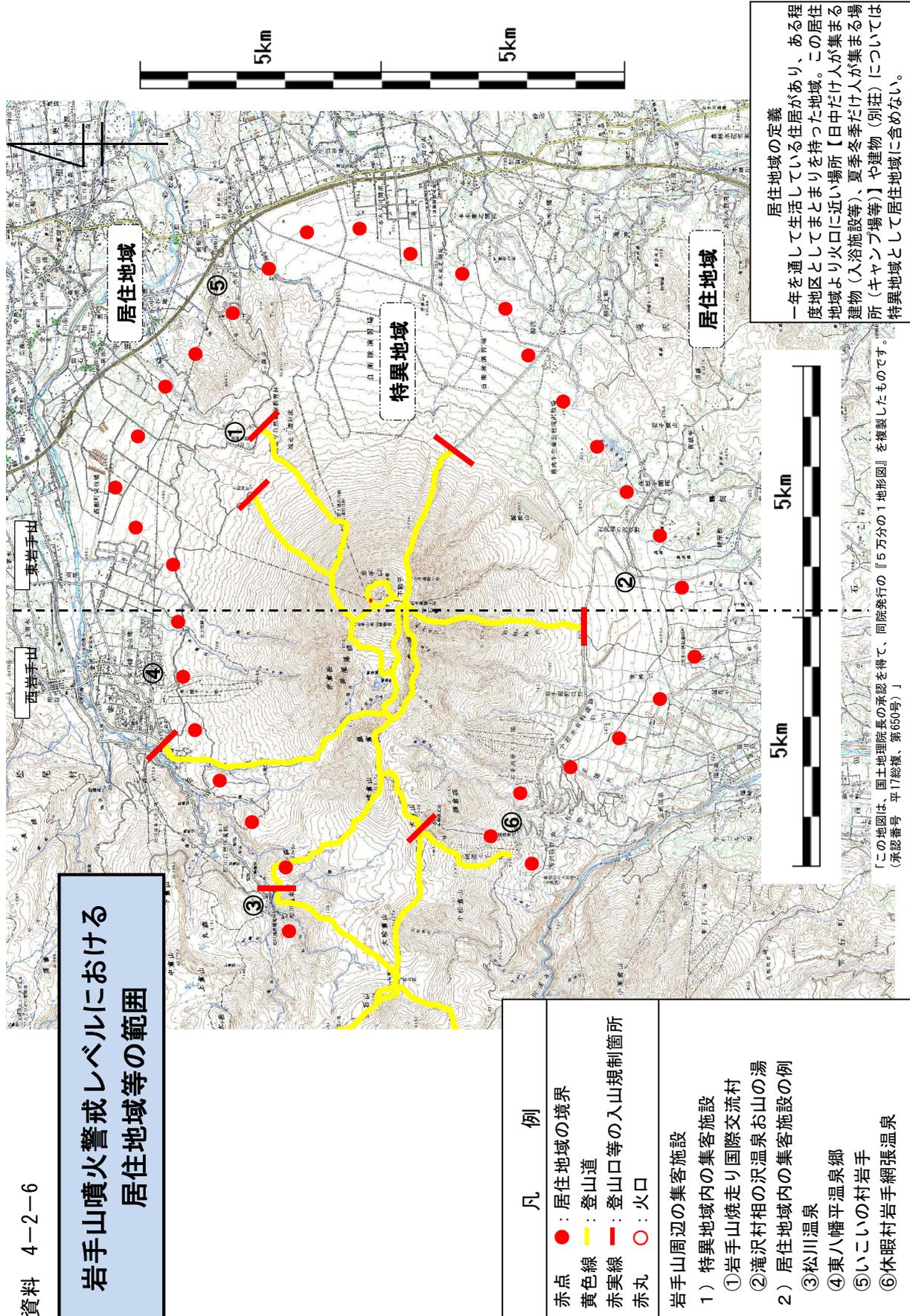
これらの噴気箇所は、主に薬師火口南東火口壁とその直下の火口内、及び妙高岳南東山腹で、噴出物は、水蒸気と火山ガスのみで、マグマの噴出はない。火山ガスは、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸、塩酸などで、塩酸を多く含むのが特徴である（1960 年 9 月測定）。

また一方で、この時期においては大地獄谷、黒倉山などの西岩手山の噴気活動が続いている。

（資料：岩手県地域防災計画）

資料 4-2-6

岩手山噴火警戒レベルにおける
居住地域等の範囲



凡 例	
赤点	● : 居住地域の境界
黄色線	— : 登山道
赤実線	— : 登山口等の入山規制箇所
赤丸	○ : 火口
岩手山周辺の集客施設	
1)	特異地域内の集客施設
①	岩手山焼走り国際交流村
②	滝沢村相の沢温泉お山の湯
2)	居住地域内の集客施設の例
③	松川温泉
④	東八幡平温泉郷
⑤	いこいの村岩手
⑥	休暇村岩手網張温泉

居住地域の定義
一年を通して生活している住居があり、ある程度地区としてまとまりを持った地域。この居住地域より火口に近い場所【日中だけ人が集まる場所（入浴施設等）、夏季冬季だけ人が集まる場所（キャンプ場等）】や建物（別荘）については、特異地域として居住地域に含めない。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の『5万分の1地形図』を複製したものです。
(承認番号 平17総復、第650号)

資料 4-2-7 岩手山の噴火警戒レベル判定基準

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多量のマグマ貫入を示す顕著な地殻変動 ・概ね火口から3 km を超える火砕流の発生（積雪期においては2 km） 	左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火活動の活発化がみられるなかで山体膨張を示す顕著な地殻変動（レベル3よりも規模大）とともに山麓で体を感じる規模の大きな地震の多発 	左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。
3	<p>【居住地域の近く（火口から概ね2 km を超え4 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】</p> <p>○次の現象のいずれか複数が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震の活発化（100 回以上/24 時間） ・山麓で体を感じる規模の地震の発生 ・継続時間のやや長い火山性微動の多発、または振幅の大きな火山性微動の多発 ・山体膨張を示す明瞭な地殻変動（レベル2よりも規模大） ・東岩手山火口から噴気の顕著な増加 <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴出物にマグマ起源の物質が含まれていた場合 ・10Pa 以上の空振を伴う火山性地震（爆発地震）の発生 ・東岩手山火口から大きな噴石が飛散する噴火を確認 	左記に該当する現象が観測されなくなり、1か月程度経過した場合
2	<p>【火口周辺（火口から概ね2km 以内）に影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】</p> <p>○次の現象のいずれか複数が観測された場合（現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震の増加（前5 日間の地震回数の合計50 回以上） ・火山性微動の発生（3 回以上/24 時間） ・浅い低周波地震の多発 ・噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生もしくは地熱活動の活発化 ・山体膨張を示す地殻変動（GNSS、傾斜計、干渉SAR 等） <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東岩手山火口、または西岩手山火口から有色の噴煙を確認 	左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、上記の基準に達していなくてもレベル2に戻す

- ・東岩手山では、山頂のやや深部の低周波地震が静穏な状況下でもみられ、連続して発生することがある。このため、東岩手山付近で発生する、やや深部の低周波地震の活動は地震、微動の基準に含めないこととする。
- ・火口は、「岩手山火山防災マップ」（平成10年10月）で想定されている、東岩手山（岩手山山頂）と西岩手山（大地獄谷・黒倉山～姥倉山）としているが、火口が特定できない時点では、両火口からの噴火を想定して噴火警戒を発表する。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル1の状況において、噴気活動の活発化やレベル2の基準に達しない程度の地震活動の活発化等）などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

資料 4-2-8

秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル（詳細版）

(1) 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲

種別	名称	対象範囲	（キー） レベル （ワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去の事例：有史以降なし
			4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。 危険な地域への立入規制等。	・火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去の事例：有史以降なし
警報	火口周辺警報（警報）	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。危険な地域への立入規制等。状況に応じて、特定地域の避難等、高齢者等の要配慮者の避難準備が必要。	・想定火口域から概ね2 km以内に大きな噴石の飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 ・想定火口域から居住地域近くまで火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 過去の事例：1970年女岳からの噴火
		火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。	・想定火口域から概ね1 km以内に大きな噴石の飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 過去の事例：1932年南部カルデラ（石ポラ）での水蒸気爆発
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難等が必要。	・火山活動は静穏。 ・状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性有り。

※大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となる恐れがある区域でも、避難等の対応が必要。

※特定地域とは、居住地域よりも秋田駒ヶ岳の想定火口域に近いところに位置する施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難などの対応が必要になる場合がある。

※想定火口域とは、南部カルデラと北部カルデラを合わせた範囲を示す。

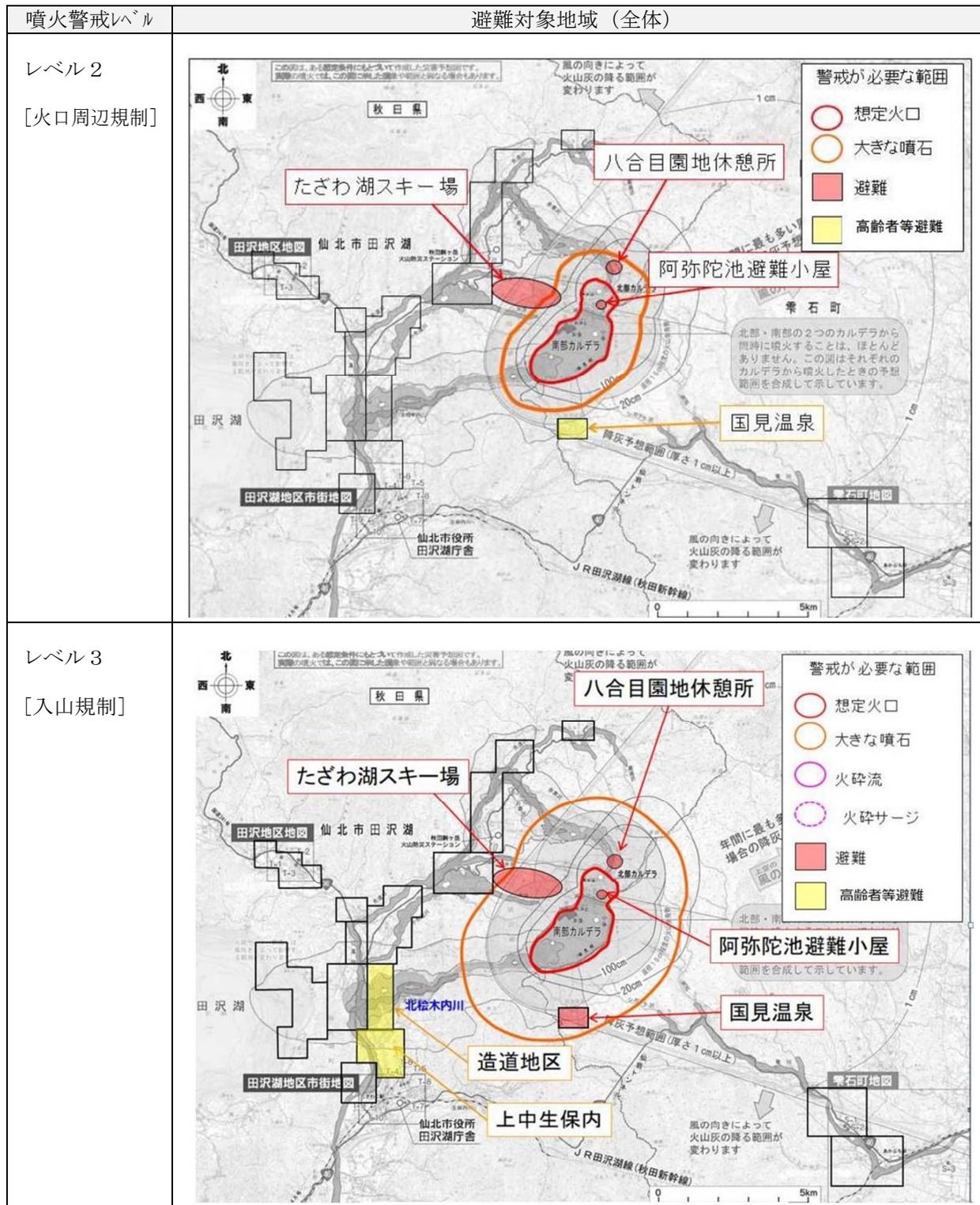
(2) 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルと各機関の防災対応

- ・ 噴火警戒レベルに伴う各機関の防災対応について、一覧表で整理。

噴火警戒 レベル	秋田県		岩手県		合同会議等
	秋田県	仙北市	岩手県	雫石町	
レベル1 〔活火山であることに留意〕	【通常体制】	【通常体制】	【通常体制】	【通常体制*】	
レベル2 〔火口周辺規制〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火による影響が火口から約1km以内。 ・ 地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火が発生、または、噴火の発生が予想された場合。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 【連絡(注意)体制】 ・ 災害警戒部 ・ 関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 【連絡(注意)体制】 ・ 災害対策部 ・ 防災担当職員+本部員動員 ・ 関係機関との情報共有 ・ 登山口における規制 	<ul style="list-style-type: none"> 【連絡(注意)体制】 ・ 防災担当職員動員 ・ 関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 【連絡(注意)体制】 ・ 災害警戒本部(国見温泉が営業できる場合は準警戒体制) ・ 関係機関との情報共有 ・ 観光客・登山客へ注意喚起、下山誘導 ・ 登山口における規制 	
レベル3 〔入山規制〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火による影響が火口から約2km以内。 ・ 噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生(確認)した場合。 ・ 噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合。または、噴火の発生が予想された場合。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 【警戒体制】 ・ 災害対策部 ・ 関係機関との情報共有 ・ 観光客・登山客へ注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> 【警戒体制】 ・ 災害対策本部 ・ 関係機関との情報共有 ・ 観光客・登山客へ注意喚起 ・ 登山口における規制 ・ 観光客等の避難誘導 ・ 避難所開設準備 ・ 避難指示→住民避難 	<ul style="list-style-type: none"> 【警戒体制】 ・ 災害特別警戒本部 ・ 関係機関との情報共有 ・ 観光客・登山客へ注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> 【警戒体制】 ・ 災害警戒本部 ・ 関係機関との情報共有 ・ 観光客・登山客へ注意喚起、下山誘導 ・ 登山口における規制 ・ 観光客等の避難誘導 ・ 避難所開設準備 ・ 入山規制による住民の退去 	<ul style="list-style-type: none"> ● 合同会議開催場所の選定・確保 ● 関係省庁災害警戒会議
レベル4 〔高齢者等避難組〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火による影響で、居住地域に重大な被害が予想される場合。噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生(確認)した場合。 ・ 噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ・ 噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 【非常体制】 ・ 災害対策本部 ・ 関係機関との情報共有 ・ ヘリによる状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 【非常体制】 ・ 災害対策本部(継続) ・ 関係機関との情報共有 ・ 避難準備情報→要配慮者避難 ・ 福祉避難所運営 ・ 被害状況調査 ・ 避難指示→住民避難 ・ 避難所運営 	<ul style="list-style-type: none"> 【非常体制】 ・ 災害対策本部 ・ 関係機関との情報共有 ・ ヘリによる状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 【非常体制】 ・ 災害対策本部 ・ 関係機関との情報共有 ・ 避難準備情報→要配慮者等避難 ・ 福祉避難所開設 ・ 被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 警戒合同会議の開催 ● 火山災害警戒本部
レベル5 〔避難組〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火による影響で、居住地域に重大な被害が切迫している場合。噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ・ 噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 【非常体制】 ・ 災害対策本部(継続) ・ 関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 【非常体制】 ・ 災害対策本部(継続) ・ 関係機関との情報共有 ・ 被害状況調査 ・ 避難指示→住民避難 ・ 避難所運営 ・ 長期避難施設への誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 【非常体制】 ・ 災害対策本部 ・ 関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 【非常体制】 ・ 災害対策本部(継続) ・ 関係機関との情報共有 ・ 被害状況調査 ・ 避難指示→住民避難 ・ 避難所運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策合同会議の開催 ● 緊急(非常)災害対策本部

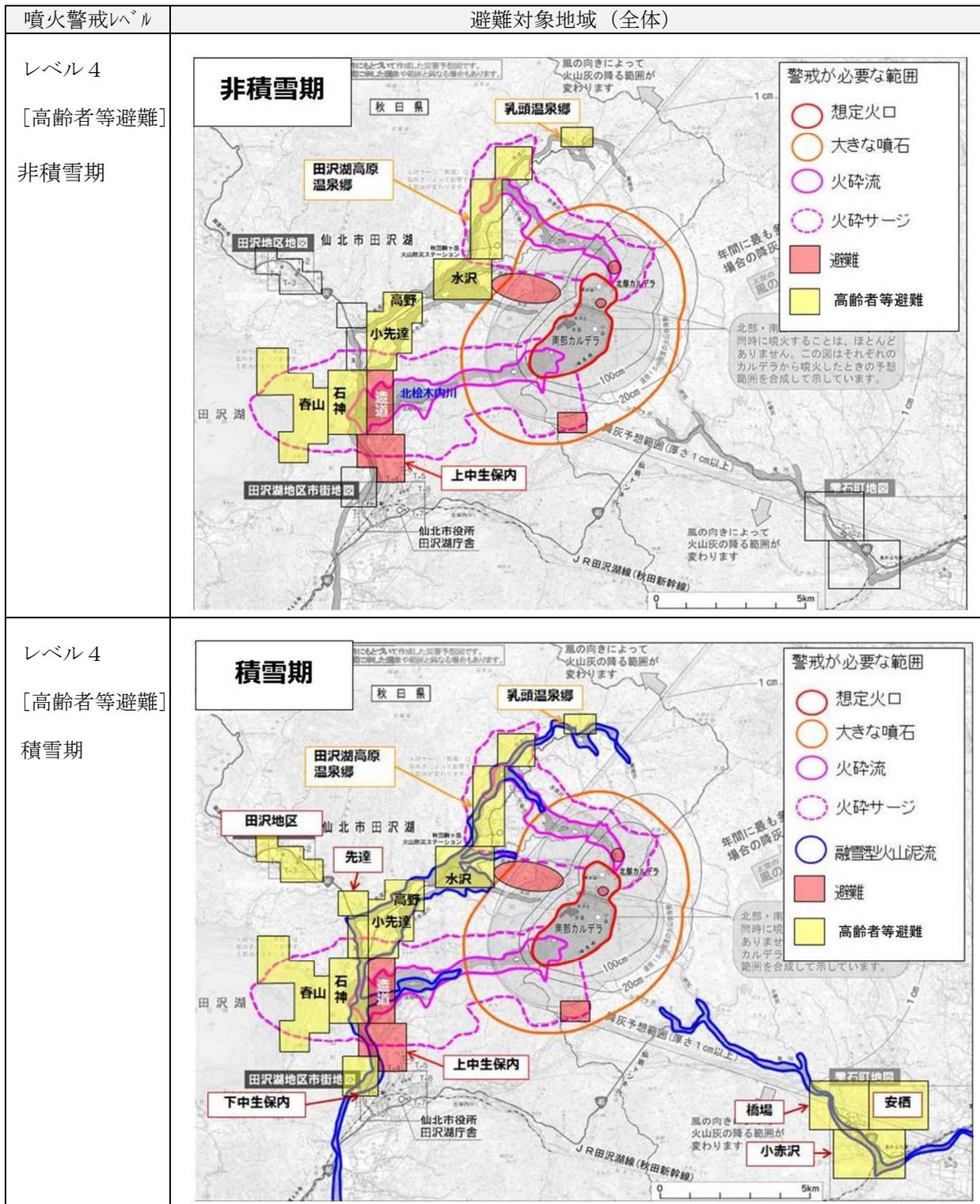
* 噴火警戒レベル1の状態で噴火が発生した場合、雫石町は噴火警戒レベル3の対応を行う。

(3) 避難実施時期と避難対象地域 (資料: 秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会)

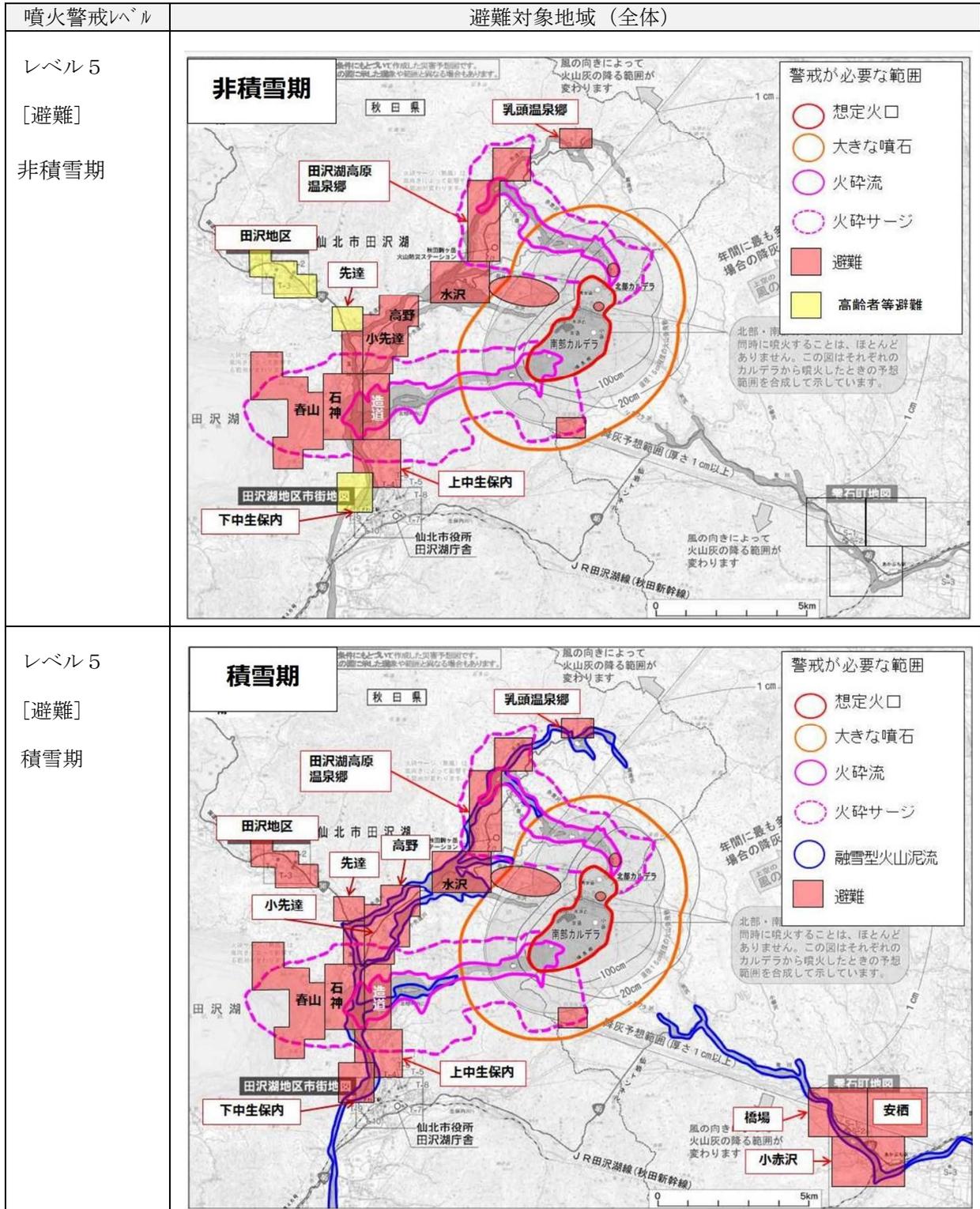


「この地図は、測量法第 29 条に基づく承認「国地情複第 800 号」を得て、国土地理院の電子地形図 (タイル) を複製したものを一部転載したものである。」

噴火警戒レベル	体制	予想される状況と避難対象地区
<p>レベル2 [火口周辺規制]</p>	<p>県・市町：連絡（注意）体制</p> <p>災害警戒部（秋田県）</p> <p>災害対策部（仙北市）</p> <p>災害警戒本部（雫石町）</p> <p>国見温泉が営業できる場合は準警戒体制</p>	<p>規制範囲⇒火口から約1km立入規制</p> <p>避難を行う地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域のたざわ湖スキー場 ・特定地域の国見温泉に必要な応じて高齢者等避難を伝達
<p>レベル3 [入山規制]</p>	<p>県・市町：警戒体制</p> <p>災害対策部（秋田県）</p> <p>災害特別警戒本部（岩手県）</p> <p>災害対策本部（仙北市）</p> <p>災害警戒本部（雫石町）</p> <p>関係省庁災害警戒会議（国）</p>	<p>噴石飛散範囲⇒火口から約2km立入規制</p> <p>避難を行う地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域の造道や上生保内地区に高齢者等避難を伝達 ・特定地域の国見温泉に避難指示



「この地図は、測量法第 29 条に基づく承認「国地情複第 800 号」を得て、国土地理院の電子地形図（タイル）を複製したものを一部転載したものである。」

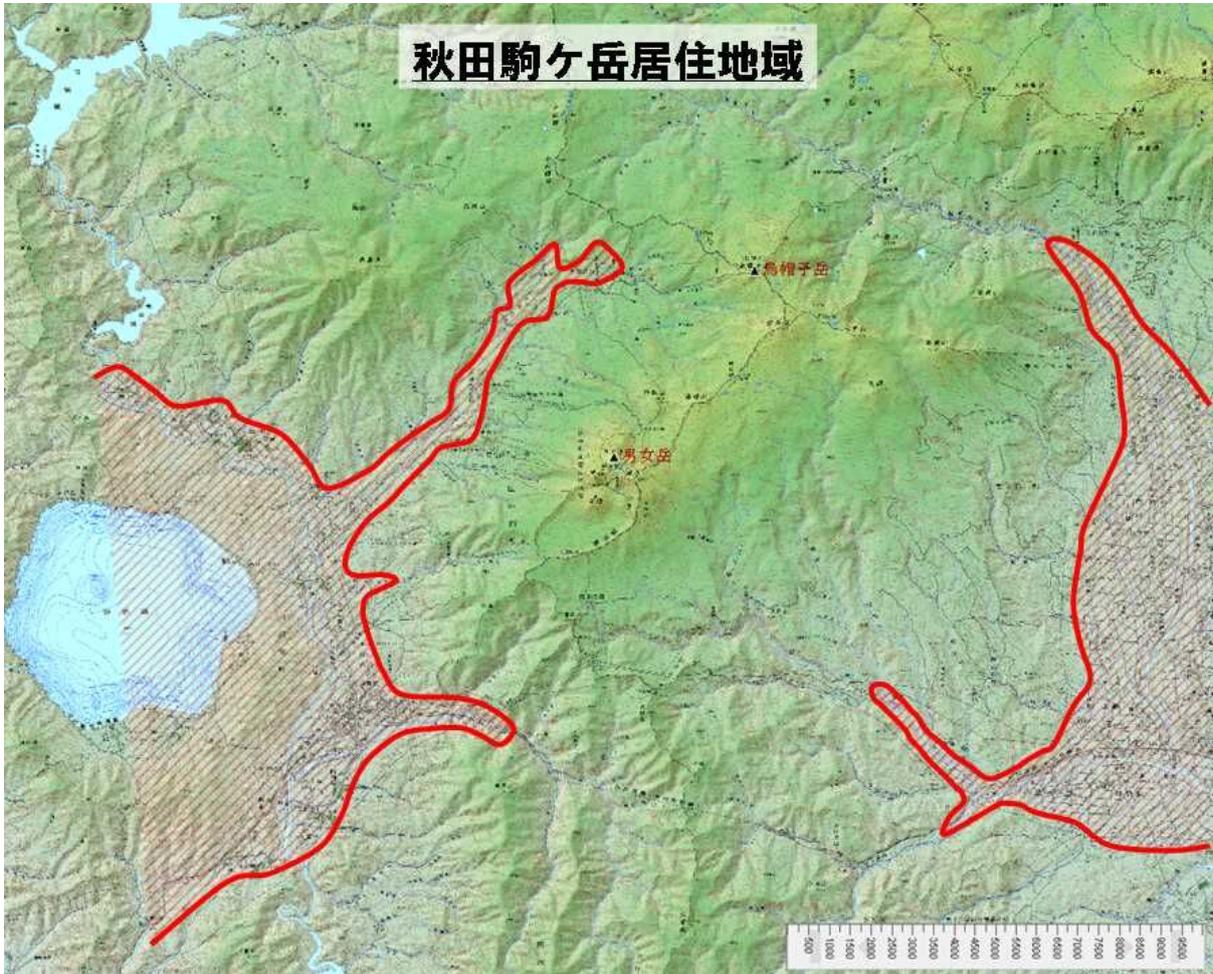


「この地図は、測量法第 29 条に基づく承認「国地形複第 800 号」を得て、国土地理院の電子地形図（タイル）を複製したものを一部転載したものである。」

噴火警戒レベル	体制	予想される状況と避難対象地区
<p>レベル4 [高齢者等避難]</p>	<p>県・市町：非常体制 災害対策本部（秋田県） 災害対策本部（岩手県） 災害対策本部（仙北市） 災害対策本部（雫石町） 火山災害警戒本部（国）</p>	<p>非積雪期 避難完了地区 ・たざわ湖スキー場、国見温泉 避難を行う地区 避難指示 ・特定地域の造道及び上生保内 高齢者等避難 ・乳頭温泉郷、高野、小先達、石神、春山、田沢湖高原温泉郷、水沢 積雪期 避難完了地区 ・同上 避難を行う地区 避難指示 ・同上 高齢者等避難 ・乳頭温泉郷、高野、小先達、石神、春山、田沢湖高原温泉郷、水沢、先達、下中生保内、田沢 ・橋場、安栖、小赤沢</p>
<p>レベル5 [避難]</p>	<p>県・市町：非常体制 災害対策本部（秋田県） 災害対策本部（岩手県） 災害対策本部（仙北市） 災害対策本部（雫石町） 緊急（非常）災害対策本部（国）</p>	<p>非積雪期 避難を行う地区 避難指示 ・乳頭温泉郷、高野、小先達、石神、春山、田沢湖高原温泉郷、水沢 高齢者等避難 ・先達、下中生保内、田沢 積雪期 避難を行う地区 避難指示 ・乳頭温泉郷、高野、小先達、石神、春山、田沢湖高原温泉郷、水沢、先達、下中生保内、田沢 ・橋場、安栖、小赤沢</p>

資料 4-2-9

秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲



資料 4-2-10 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な災害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】</p> <p>○大規模な噴火に伴い火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に切迫、あるいは到達した場合</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合に、活動状況を勘案しながら判断する</p>
4	<p>【居住地域に重大な災害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○噴火活動等がみられるなかで、規模の大きな地震の増加や地殻変動など、さらなる活発化を示す現象が観測された場合</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合に、活動状況を勘案しながら、判断する</p>
3	<p>【居住地域の近く（想定火口域から概ね2 km以内）まで重大な影響を及ぼす噴火等の可能性】</p> <p>○次の現象のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定火口域の直下浅部での地震活動が活発化、または想定火口域の直下で地震活動が活発化し、震源が浅部へ移動 ・山麓で揺れを感じるような規模の大きな地震が発生 ・振幅の大きな火山性微動の発生（レベル2の基準よりも規模大、または継続時間長） ・山体の膨張を示す急激で大きな地殻変動（レベル2の基準よりも規模大） <p>【居住地域の近く（想定火口域から概ね2 km以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>○次の現象のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火に伴い大きな噴石が想定火口域から1 kmを超え2 km以内に飛散 ・噴火に伴い火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流の発生、あるいは発生した可能性 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、レベル2の状態に戻る傾向が明瞭になった場合</p> <p>なお、活発化前の状態に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル2に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル3に戻す</p>
2	<p>【火口周辺（想定火口域から概ね1 km以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○次の現象のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定火口域の直下浅部で火山性地震の急激な増加（200回以上/時） ・低周波地震や火山性微動の多発 <p>○次の現象のいずれか複数が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震が増加（100回以上/時、あるいは200回以上/24時間）し、通常よりも多い状態が数日間継続（ただし、地震の発生場所を考慮する） ・低周波地震や火山性微動が複数回発生（ただし、地震の発生場所や規模等を考慮する） ・噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生、または地熱活動の活発化 ・山体浅部の膨張を示す地殻変動 <p>【火口周辺（想定火口域から概ね1 km以内）に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>○噴火に伴い大きな噴石が想定火口域から概ね1 km以内に飛散した場合</p>	<p>左記のいずれの現象もみられなくなった、あるいは、地震活動が活発化前の状態に戻る傾向が明瞭になり、地殻変動、噴気活動、熱活動等に活発化の傾向がみられなくなった場合</p> <p>なお、活発化前の状態に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す</p>

- ・想定火口域とは、「秋田駒ヶ岳ハザードマップ」（令和5年3月）の想定火口をいい、北部カルデラと南部カルデラを合わせた範囲とする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
- ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を公表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

資料 4-2-11

岩手山登山者安全対策協議会解散に伴う覚書

平成 21 年 8 月 11 日をもって、岩手山登山者安全対策協議会を解散する。解散するにあたり、次のことを八幡平市、雫石町、滝沢村の覚書として残す。

【岩手山登山者安全対策協議会の再興】

第 1 条 岩手山登山者安全対策協議会は解散するが、解散した後に、再度岩手山に噴火発生等の情報があつた場合、岩手山登山者の安全を確保することを目的に八幡平市、雫石町、滝沢村のいずれかの発意により、岩手山登山者安全対策協議会を再興することができる。再興した際の会長は八幡平市とする。但し、2 年を基準に八幡平市の次は雫石町、その次は滝沢村と交代することができる。

【情報伝達設備等の資材管理】

第 2 条 各市町村に帰属する財産は、別紙第 1 「各市町村の情報伝達設備等管理資材」のとおりとする。

2 岩手山登山者安全対策協議会活動として各登山道沿等に設置した登山口看板、登山箱、注意看板、誘導ロープ等について、協議会解散後の維持管理は、各市町村が行なう。

【協議会残金の配分】

第 3 条 協議会解散に伴う岩手山登山者安全対策協議会の残金は、平成 21 年 8 月 11 日現在の残額を、平成 12 年度から平成 20 年度までの間に各市町村が負担した負担金の割合に応じて配分する。

2 別紙第 2 「岩手山登山者安全対策協議会負担金の状況及び各市町村配分額」

【文書の保管】

第 4 条 現事務局で保管している文書については、再興された場合に事務局となる八幡平市が保管することとする。

【覚書の編綴】

第 5 条 この覚書は、各市町村の地域防災計画に編綴するものとする。

平成 21 年 8 月 11 日

八幡平市長 田 村 正 彦

雫石町長 中屋敷 十

滝沢村長 柳 村 典 秀

資料 4-2-12

報道機関への放送協力要請（通知）

総防第437号
13盛消第18号
13零総発第290号
西総第629001号
滝防第627001号
13総第1066号
玉住生第113号
平成13年6月29日

日本放送協会盛岡放送局長	石郷岡 卓 様
(株)IBC岩手放送代表取締役社長	菊池 昭雄 様
(株)テレビ岩手代表取締役社長	中野 士朗 様
(株)岩手めんこいテレビ代表取締役社長	吉武 秀起 様
(株)岩手朝日テレビ代表取締役社長	蓮見 博民 様
(株)エフエム岩手代表取締役社長	東島 末起 様
盛岡エフエム放送(株)代表取締役社長	工藤 嘉衛 様

岩手県知事	増田 寛也
盛岡市長	桑島 博
雫石町長	川口 善彌
西根町長	工藤 勝治
滝沢村長	柳村 純一
松尾村長	佐々木 正四郎
玉山村長	工藤 久徳

市町村長が避難勧告等をした場合等における放送協力要請について（依頼）

岩手山の火山防災対策につきましては、常日頃、ご協力を賜り感謝申し上げます。

この「市町村長が避難勧告等をした場合等における放送協力要請について」は平成12年3月17日付で協力要請を行っております。

岩手山の入山につきましては、本年7月1日から10月8日まで、東側の4ルートに限り一部規制を緩和する予定としております。

市町村長は、火山噴火が発生するなどして住民の生命、身体に危険が及ぶと判断した場合においては、避難勧告等をし、防災行政無線や広報車等を通じて速やかに住民に伝達することとしておりますが、入山規制緩和に伴い、岩手山登山者に対する下山誘導に係る要請について改訂をいたしました。

つきましては、この避難勧告等の情報を迅速かつ確実に住民に伝達するには、可能な限り情報伝達の多重化を図る必要があります。このため、貴局をはじめ放送各社等の御協力をいただくことが極めて重要であると考えておりますので、下記1の場合は、別添「放送各社等に対する放送協力要請について」により、市町村長等から情報提供いたしますので、可能な限りその内容を放送くださるよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 放送協力要請を行う場合

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合
- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報が発表された場合
- (3) 盛岡地方気象台から噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
- (4) 岩手山入山規制緩和期間内に、臨時火山情報が発表された場合及び異常現象の発生により岩手山への立入りが危険であると判断された場合
- (5) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

2 改訂事由

本年7月1日から10月8日まで、岩手山の入山規制を一部緩和する予定であることから入山規制緩和期間中に、臨時火山情報等が発表された場合に登山者等の安全確保のため火山に関する情報の提供、速やかな下山、入山の禁止を呼びかける必要があるため。

(別添)

放送各社等に対する放送協力要請について

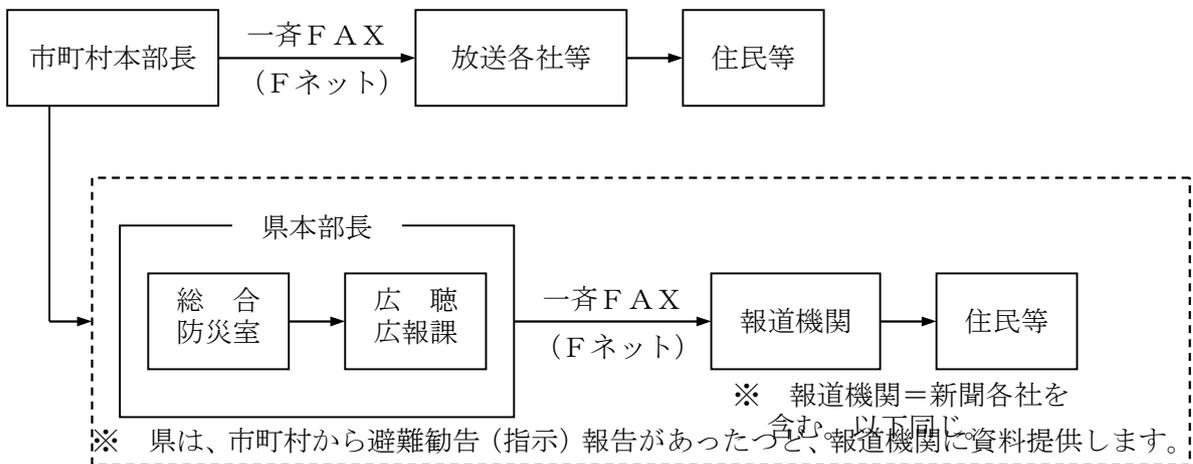
1 放送協力要請の項目について

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合
- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報が発表された場合
- (3) 盛岡地方気象台から噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
- (4) 岩手山入山規制緩和期間に、臨時火山情報が発表された場合及び異常現象の発生により岩手山への立入りが危険であると判断された場合
- (5) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

2 放送協力要請の方法

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合

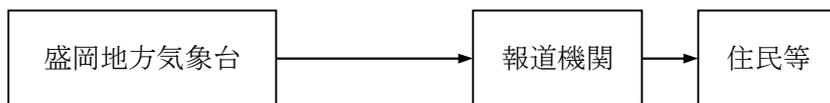
ア 連絡系統



イ 資料提供の様式及び提供例

市町村及び県は、別紙1の様式により、放送各社等に資料提供します。

- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報又は噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
連絡系統



※ 緊急火山情報等が、盛岡地方気象台から直接伝達される報道機関（放送各社等）に対しては、市町村及び県は特に資料提供は行いません。

- (3) 岩手山への立入りが危険であると判断された場合

ア 連絡系統 上記(1)に準じて行います。

イ 資料提供の様式及び提供例 市町村及び県は、別紙2の様式により放送各社等に資料提供します。

- (4) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

ア 連絡系統 上記(1)に準じて行います。

イ 資料提供の様式及び提供例 適宜の様式で資料提供します。

3 放送各社等の連絡先

下記の番号に一斉にファックスし、その後電話により送信の確認をすることとしています。

放送局名	担当部局	電話番号	FAX番号	所在地
日本放送協会 盛岡放送局	放送部	昼 019-626-8826 夜 //	019-624-2262	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	昼 019-623-3141 夜 //	019-623-1164	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	昼 019-624-9012 夜 019-624-1166	019-654-5056	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこい テレビ	報道部	昼 019-656-3303 夜 019-656-3300	019-656-3030	盛岡市本宮 5-2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	昼 019-626-8826 夜①090-3367-2518 ②019-624-8818	019-624-8821	盛岡市盛岡駅 西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	昼 019-625-5511 夜 //	019-625-5519	盛岡市内丸 2-10
盛岡エフエム放送 (株)	放送部	019-621-7110	019-621-7153	盛岡市中ノ橋 通 1-1-21

※ 盛岡エフエム放送(株)へは、緊急火山情報等を総合防災室から伝達

別紙1 (資料提供様式)

報告様式

第 報

(市町村 ⇒ 放送各社等)
(市町村 ⇒ 県)
(県 ⇒ 放送各社等)

避難指示状況

市町村名		⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">地方支部・担当課名</td> <td style="width: 40%;">支部</td> </tr> <tr> <td>担当職氏名</td> <td></td> </tr> </table>	地方支部・担当課名	支部	担当職氏名	
地方支部・担当課名	支部						
担当職氏名							
担当課・係名							
担当職・氏名							
連絡先							
FAX送信時刻	月 日 () 時 分	↓	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">県災害対策（警戒）本部又は総合防災室</td> </tr> </table>	県災害対策（警戒）本部又は総合防災室			
県災害対策（警戒）本部又は総合防災室							

避難指示等を行った者		
避難指示等の理由		
避難指示等の発令日時	月 日 () 午前・午後 時 分	
避難対象地域名		
避難対象者数	世帯	人
避難先	(指定)	(その他)
避難者数	世帯 人	世帯 人
避難指示等の解除日時	月 日 () 午前・午後 時 分	

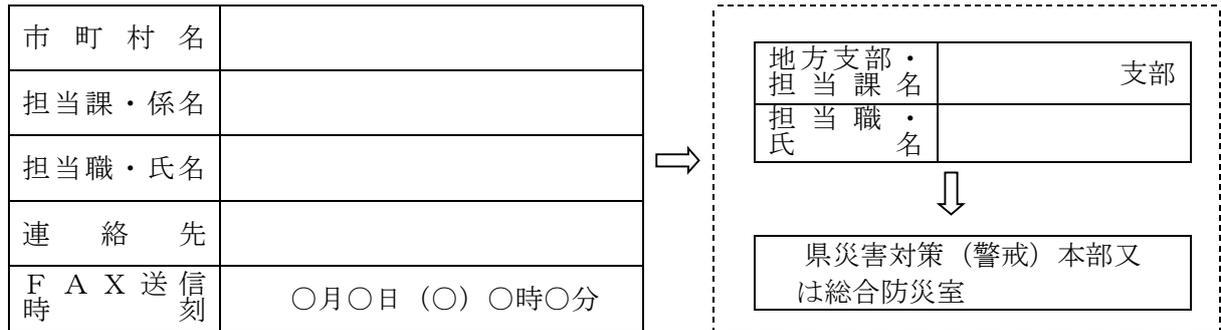
- 注1 様式欄外の「第 報」には、何回目の報告であるかがわかるように記載のこと。
- 2 様式欄外の「市町村⇒放送各社等」には、市町村から放送各社等、市町村から県、県から放送各社等の区分に応じ、○で表示のこと。
- 3 追加、修正等があった場合には、当該部分がわかるように明示すること。

別紙2 (提供例)

報告様式

〔市町村 ⇒ 放送各社等〕
 〔市町村 ⇒ 県〕
 〔県 ⇒ 放送各社等〕

避難指示状況



下記のとおり岩手山の入山を規制しましたので、放送協力要請に基づき情報を提供いたします。

入山規制を行った者	
入山規制の理由	
入山規制の発令日時	月 日 () 午前・午後 時 分
入山規制登山口	
その他関連事項	
入山規制緩和日時	月 日 () 午前・午後 時 分

資料 5-1-1

激甚災害指定基準

〔 昭和 37 年 12 月 7 日
中央防災会議決定 〕

最終改正 平成 28 年 2 月 9 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 2 条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第 2 章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.5%をこえる災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.2%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（1） 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の 25%をこえる都道府県が 1 以上あること。

（2） 1 の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の 5%をこえる都道府県が 1 以上あること。

2 法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5%をこえる災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15%をこえる災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の 4%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね 10 億円をこえる都道府県が 1 以上あるもの

3 法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第 5 条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 1.5%を超える災害により法第 8 条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第 6 条の措置（水産業共同利用施設に係るも

のに限る。)は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害(当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。)について適用する。

(1) 当該災害に係る漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。)の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

(2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害

4 法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害(当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。)とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。)の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%をこえる都道府県が1以上あるもの

5 法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね5%を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が1以上あるもの

6 法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。)のおおむね0.2%を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が1以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第 12 条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第 19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第 2 章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第 22 条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 4,000 戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（1） 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 2,000 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 200 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 1 割以上である災害

（2） 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 1,200 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 400 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 2 割以上である災害

9 法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第 2 章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第 5 条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

資料 5-1-2

局地激甚災害指定基準

〔 昭和 43 年 11 月 22 日
中央防災会議決定 〕

最終改正 平成 28 年 2 月 9 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 2 条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第 2 章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第 5 条、第 6 条及び第 24 条第 2 項から第 4 項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第 6 条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第 11 条の 2 の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第 12 条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1） 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が 1 以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が 2 億 5,000 万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の 20%を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の 20%に当該標準税収入から 50 億円を控除した額の 60%を加えた額を超える市町村

- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年1月1日以降に発生した災害について適用する。

資料 6-1

雫石町防災会議条例

〔 昭和 37 年 12 月 27 日
条 例 第 19 号 〕

最終改正 令和 6 年 12 月 13 日条例第 40 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、雫石町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 雫石町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充て、町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官
 - (3) 岩手県の知事の部内の職員
 - (4) 岩手県警察の警察官
 - (5) 盛岡地区広域消防組合の消防職員
 - (6) 町長の部内の職員
 - (7) 教育長及び教育委員会事務局の職員
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (11) その他防災上特に必要と認める者
- 6 委員の定数は、45人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年1月28日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月10日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月15日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月8日条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 6-2

雫石町災害対策本部条例

〔 昭和 37 年 12 月 27 日
条 例 第 20 号 〕

改正 平成 24 年 9 月 21 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、雫石町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月7日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 6-3

雫石町火入条例

〔 昭和 60 年 12 月 26 日 〕
〔 条 例 第 19 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 21 条に規定する火入れの許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 火入れの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 町長は、次の要件に該当しなければ火入れの許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が法第 21 条第 2 項各号に該当するものであること。
- (2) 火入れをしようとする土地（以下「火入地」という。）及び火入地の周囲の現況、火入れをしようとする期間の気象状況の見通しその他の状況により火入地の周囲に延焼するおそれがないと認められるものであること。

(許可の条件)

第 4 条 町長は、火入れの適正な実施を確保するため、火入れの許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、火入れの許可を取り消し、前条の条件を変更し、又は行為の中止若しくは火災の予防その他危害の防止のため必要と認める措置を命ずることができる。

- (1) 火入れの許可をした後において第 3 条第 2 号に該当しないことになったとき。
- (2) 火入れの許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 6-4

災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年9月30日〕
条例第26号

最終改正 令和5年12月11日条例第25号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者が、その死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示にしたがわなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は当該障がい者が、災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 350万円

(3) (1)のハ、又は(2)のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 災害弔慰金等支給審査会

(設置)

第16条 第3条の規定による災害弔慰金及び第9条の規定による災害障害見舞金の支給に関し、町長の諮問に応じ重要事項を審査するため、災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第17条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験のある者のうちから町長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第18条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第20条 審査会の庶務は、総合福祉課において処理する。

(会長への委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第6章 雑則

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年12月13日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年9月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月

10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年6月20日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月19日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成12年3月21日条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月12日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

資料 6-5

雫石町災害見舞金給付要綱

平成25年 8月26日告示第116号

(目的)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、地震その他の異常な自然現象による災害により被害を受けた町民に対し、災害見舞金の給付を行うことについて必要な事項を定め、もって被災した町民の福祉に資することを目的とする。

(給付対象及び給付額)

第2条 町民が災害により被災したときは、その世帯主に対し災害見舞金を支給するものとする。

2 前項に規定する災害見舞金の額は、次の各号に掲げる被害状況区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 住家が全壊したとき 1世帯につき30万円
- (2) 住家が大規模半壊したとき 1世帯につき10万円
- (3) 住家が半壊、床上浸水したとき 1世帯につき5万円
- (4) 住家が一部損壊、床下浸水したとき 1世帯につき2万円
- (5) その他町長が特に必要と認めたとき 1世帯につき2万円

3 一災害にかかる被害状況が前項各号に掲げる区分の2以上に該当する場合は、災害見舞金の額が多いほうの被害状況に該当するものとみなし、重複給付は行わない。

(給付の制限)

第3条 災害発生の原因が当該被災者の故意又は重大な過失による場合は、災害見舞金の全部又は一部を支給しないものとする。

(給付の手続)

第4条 町長は、関係機関による被害の原因及び被災状況等の調査結果に基づき、給付事由が適当であると認めたときに災害見舞金を給付するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、災害見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。